



平成 26 年度文化庁文化芸術振興費補助金
文化遺産を活かした地域活性化事業

伊仙町の文化遺産

伊仙町における奄美遺産悉皆調査報告書



2015年3月
伊仙町地域文化遺産総合活性化実行委員会

表紙写真
愛牛を散歩させる様子。徳之島ではよく見られる光景である。
撮影場所：伊仙町喜念浜

序文

徳之島は、本土や沖縄など様々な地域の文化の交流点だと言われます。伊仙町の文化も、各地の影響を受け、かたちを変えながら現在まで受け継がれてきました。都市化や人口流失により多くの伝統が消滅していく中で、これほど生き生きとした文化を顕著に残している地域は、非常に稀有な存在だと思います。

伊仙町では、文化財保護法におけるいわゆる文化財だけではなく、島らしい大切な事柄、味、香り、人物など、ありとあらゆる宝を「奄美遺産」と呼び、これまで調査研究と記録作成を行なってきました。調査成果の普及啓発を目的とした事業報告会では、毎年 150 名ほどの参加者を得ており、地域の人々の伝統文化への関心は年々高まっております。

このたび、これら独特な伊仙町の文化遺産を、町の宝にとどめず奄美の宝として守り伝えていくため調査報告書を刊行する運びとなりました。今後、文化遺産を活かしたまちづくりと奄美群島の世界自然遺産登録を地方創世の柱に据え、町の発展に尽力していきたい所存です。

最後に、本報告書の刊行に当たって、それぞれの専門家や地域住民の皆さんには多大なご指導、ご協力を賜りました。この場を借りて厚く御礼申し上げ、序文とさせていただきます。

平成 27 年 3 月

伊仙町地域文化遺産総合活性化実行委員会

委員長 大久保 明

例言

- 1 本書は、鹿児島県大島郡伊仙町内の奄美遺産（歴史遺産・生活遺産・集落遺産）の悉皆調査報告書である。
- 2 本事業は各分野の専門家の指導のもと、伊仙町地域文化遺産総合活性化実行委員会が実施した。
- 3 事業は文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）の交付を受け、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 ヶ年で実施した。
- 4 集落遺産の記録調査に当たり、鹿児島大学工学部、琉球大学法文学部のご協力を賜った。
- 5 歴史遺産の調査に当たっては弓削政己（奄美市文化財保護審議会委員長）、本田富男（奄美博物館古文書解読学習会）の各氏のご協力を賜った。その成果は第Ⅰ部の第Ⅳ章 3 項と第Ⅲ部に掲載している。
- 6 調査の記録はすべて伊仙町歴史民俗資料館に保管し、適宜公開を図る予定である。
- 7 第Ⅱ部第Ⅱ章図 1 は、神戸大学付属図書館の許可を得て掲載した。
- 8 本書は専門家の指導のもと事務局が作成し、編集は事務局の新里亮人が行なった。

伊仙町の文化遺産 伊仙町における奄美遺産悉皆調査報告書 目 次

第Ⅰ部 報告編

第Ⅰ章 伊仙町の自然的環境

1. 徳之島の形状	3
2. 伊仙町の地形	3
3. 伊仙町の地質	3
4. 伊仙町の動植物	3

第Ⅱ章 伊仙町の歴史的、文化的、社会的環境

1. 歴史的環境	4
2. 文化的環境	6
3. 社会的環境	6

第Ⅲ章 奄美遺産調査に至る経緯

1. 調査に至る経緯	8
2. 事業の経過	8
3. 事業の組織	9
4. 調査の方法	11

第Ⅳ章 調査の成果

1. 奄美遺産の分類と調査の方法	12
2. 集落遺産の調査成果	12
3. 歴史遺産の調査成果	22
4. 生活遺産の調査成果	26

第Ⅱ部 論考編

第Ⅰ章 阿権集落の伝統的建造物

	31
--	----

第Ⅱ章 伊仙町における村落の空間構造

	40
--	----

第Ⅲ章 明治初期における徳之島の名字について—明治 12 年大島郡年次報を基礎史料として—

	55
--	----

第Ⅳ章 徳之島の歴史から日本史を学び直す

	71
--	----

第Ⅴ章 徳之島の闘牛

	92
--	----

第Ⅵ章 線引と相撲

	96
--	----

第Ⅶ章 徳之島のシマ唄（民謡）の特色と課題

	100
--	-----

第Ⅷ章 徳之島の妖怪—ケンムン・ユワトシガミー

	103
--	-----

第Ⅲ部 翻刻史料

一 「南家前録帳」

	114
--	-----

二 「土族格被仰付候形行御届留」（「義岡家文書」）

	133
--	-----

三 寛家文書

	134
--	-----

四 寿江島家文書

	137
--	-----

第 I 部
報 告 編

第1章 伊仙町の自然的環境

1. 徳之島の形状

奄美群島の徳之島は、奄美大島と沖永良部島の間に位置する島周約84km、面積約248km²の島である。その外形は、北に狭く南が広がる徳利形を呈する。島の中央部には北側から天城岳(533m)、井之川岳(645m)、犬田布岳(417m)が南北方向にそびえており、島を東西に両断する。標高200mを境に山地と段丘に区分され、地形上の特徴からは高島に分類される。こうした山地を取り巻くように、隆起珊瑚礁の海岸段丘が形成され、沿岸には断崖や砂丘が認められる。

2. 伊仙町の地形

伊仙町の地形は東西で対照的である。北西部の犬田布岳から南西に向かうと標高200m前後の台地が広がり、海岸部には海食崖が屹立する。これに対して、南部から南東部にかけては海岸部へ緩やかに延びる海岸段丘と裙礁が認められ、東側の喜念、佐弁、面繩には砂丘が形成される。河川は東側から本川、面繩川、鹿浦川、阿権川、上成川などがあり、深い侵食谷の谷底を流れている。これらは、伊仙町北部の馬根、中山方面からそれぞれの台地を分断しながら放射状に海へと至る。このように、伊仙町は山地、平地、河川、海浜を兼ね備えた地形上の特質を有している。

3. 伊仙町の地質

島内には中生代と想定される尾母層、秋利神川層、手々層、与名間層、更新世の琉球層群である糸木名層、木之香層、亀津層と現世の石灰岩、砂、礫、粘土が分布する。伊仙町内で最も標高が高い犬田布岳周辺は最も古い尾母層群で構成され、これを取り囲むように花崗岩帯や琉球層群が認められる。こうした地層の差異は山地と段丘の違いと対応しており、地形上の特徴は地質的な特性と密接に関連していることが分かる。

4. 伊仙町の動植物

自然植生は、山地帯にリュウキュウアオキ・スダジイ群団が残り、隆起珊瑚礁石灰岩地帯にはリュウキュウガキ・ナガミボチヨウジ群団が確認される。海岸にはモンバノキ・クサトベラ群集が発達し、砂丘にはツキイゲ群落、グンバイヒルガオ群落、ハマゴウ群落が繁茂する。隆起珊瑚礁、裙礁の岩上にはテンノウメ、ハリツルマサキ、モクビヤッコウ、ミズガンビなど珊瑚石灰岩地に卓越する植生が認められる。

哺乳類では、ケナガネズミ（国指定天然記念物）、トゲネズミ（国指定天然記念物）、リュウキュウイノシシ、ジャコウネズミ、ワタセジネズミ、クマネズミ、コキクガシラコウモリ、アブラコウモリなどが生息している。植物相としては、ハツシマカンアオイ、トクノシマカンアオイ、オキナワジイ、アマミアラカシなどがあり、動植物ともに固有種、準固有種が多く認められることが特筆される。

参考文献

鹿児島県立博物館 1996「奄美的自然」鹿児島の自然調査事業報告書Ⅲ

鹿児島県 1990「鹿児島県地質図」

第Ⅱ章 伊仙町の歴史的、文化的、社会的環境

1. 歴史的環境

(1) 旧石器時代

伊仙町最古の遺跡は 25000 年前の旧石器時代に遡ると考えられている。琉球石灰岩の台地上に立地する伊仙町木之香の天城遺跡（堂込・栗林 1994）や同小島のガラ竿遺跡（四本・伊藤 2002）からは、チャート製の剥片や砂岩製の磨石 2 点が発見されている。

(2) 縄文時代から古代並行期

縄文時代から古代並行期（沖縄貝塚時代前期～後期と対応）の遺跡は台地・洞穴・岩陰・砂丘上にあり、人々は狩猟採集の生活を営んでいたことが明らかにされている。

代表的な遺跡に喜念貝塚（三宅 1940）、面繩貝塚群（山崎 1930、牛ノ浜・堂込編 1985）、犬田布貝塚（吉永・宮田 1984）などがある（図 1）。これらから発見された土器は、面繩前庭式（縄文時代中～後期並行）、面繩東洞式（縄文時代後期並行）、

面繩西洞式（縄文時代後～晚期並行）、喜念式（縄文時代後～晚期並行）、犬田布式（縄文時代後～晚期並行）と命名され、琉球列島における土器編年基礎となっている。墓の検出例も多く、喜念原始墓（三宅 1943）、喜念クバンシャ遺跡（立神・長野編 1988）、佐弁トマチソ遺跡（新里編 2013）、面繩第 1 貝塚（牛ノ浜・堂込編 1985）からは岩陰墓、石棺墓、積み石墓などが発見されている。面繩第 3 貝塚で発見された兼久式土器は、古代並行期の奄美諸島を代表する土器として著名である。同時代の続日本紀には 699 年と 715 年に度感（徳之島）が来朝し、方物を献じるとの記録が残されている。

(3) 中世並行期

中世並行期（沖縄のグスク時代と対応）には、穀物生産が始まる。伊仙町目手久の川嶺辻遺跡では、13 世紀から 17 世紀の水田面からイネ、ムギ、アワが検出された（新里編 2010a）。こうした生活跡からは在地産の土器に加え九州、中国、朝鮮半島の食器類や鉄器類が出土することが多い。

また、居館と伝えられる遺跡も少なからず存在し、上面繩に所在する恩納城跡（通称：ウガンウスジ）は、その規模が最も大きい。



図 1 面繩第 1 貝塚の石棺墓



図 2 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡

注目すべき遺跡としては、琉球列島唯一の中世窯業跡である徳之島カムイヤキ陶器窯跡（新東・青崎編 1985a, b、青崎・伊藤編 2001、池田編 2005、新里編 2005）がある。当遺跡で生産された陶質の土器（類須恵器、カムイヤキと呼ばれる）は九州の一部と琉球列島全域で使用されており、本遺跡は琉球列島における食器生産と流通を知る上で欠かすことのできない重要な文化遺産である（図2）。伊仙町面繩の海岸にはカムイヤキや中国産青磁の散布が確認されており、付近の海底からも食器類が採集されている（南西諸島水中文化遺産研究会・鹿児島大学法文学部物質文化論研究室編 2013）。カムイヤキを含む当該期の物資運搬と関わる遺跡は、町内では南部沿岸域に残されている可能性がある。

（4）琉球王国時代

徳之島は琉球における三山鼎立時に北山王に、統一後は中山王に服属したとされる。年代には諸説あるものの琉球國より徳之島大親が派遣され、徳之島第一の島主となり、琉球王国統治の下、問切制度、ノロ制度が施行された。現在の伊仙町は恩納問切の行政区域とは対応しており、面繩村他15村で構成されていた（伊仙町誌編さん委員会編 1978）。

（5）薩摩藩時代

1609年以降は薩摩藩の統治下に置かれる。江戸時代の代官所の記録である徳之島面繩院家前録帳や南家所蔵の前録帳には、当時の社会資本の整備、異国船の漂着、役人の上国、飢饉、疫病等に関する記載が見られる（伊仙町誌編さん委員会編 1978）。また、トゥール墓と呼ばれる岩陰を利用した葬所からは、多量の人骨と薩摩、琉球、肥前産の副葬品が検出され（新里編 2010b）、記録や遺跡からは人々の暮らしの一端を知ることができる（図3）。



図3 中筋川トゥール墓跡

（6）近現代

廃藩置県後は鹿児島県の行政区画に編成された。明治5年の南嶋雑集には大蔵省官員による徳之島の実地調査報告が掲載されており、当時の租税、習俗等の記録が認められる（松下編 2006）。

大戦時には、徳之島駐屯部隊が配置され、塹壕などの戦跡も数多く残されている。阿権集落の古民家や鹿浦小学校奉安殿には空襲時の砲弾痕が確認できる（図4）。

戦後、奄美群島は米国政府下に置かれるが、1953年、伊仙町面繩出身の泉芳郎による祖国復帰運動を経て本土復帰を果たし、1962年には伊仙町制が施行され現在に至る。



図4 鹿浦小学校旧奉安殿に残る砲弾跡

2. 文化的環境

伊仙町には独特な文化が残されている。代表的な例として闘牛、ふり茶、口頭伝承、各集落に残された伝統行事、芸能、祭祀などがあり、現在でも町民の生活の一部として受け継がれているものも多い（図5）。このような伝統文化と関わる催し物では島内外からの見学者も多く、観光産業活性化の一助となっている。

また、伝統的食材を利活用した商品開発も積極的に進められており、地域資源は産業の振興や食育の推進に役立てられている。

3. 社会的環境

徳之島の行政区は、北西側の天城町、北東側の徳之島町、南側の伊仙町の3つの町からなり、人口は約27000人を数える。島の南側に位置する伊仙町は、奄美諸島の中で最も広い耕地面積を有した、農業を主産業とした町である。

伊仙町はサトウキビやジャガイモなどの畑作農業を基幹産業とした、人口約7000人の町である。町制が施行された昭和37年の国勢調査の統計によると人口16193人、世帯数3933世帯であったが、その後徐々に減少し、平成22年では人口6844人、世帯数3035世帯へと推移する（図6）。人口の減少とともに農業人口も減少し、現在では農家世帯は全世帯の3割程度となっているが、これとは対照的に耕地面積は平成12年度以降微増の傾向にある（図7）。そのため今後も農業を主産業とする伊仙町の産業構造はこの先も変化しないと予想され、農業生産額50億円を目指とする町の農業振興政策は継続的に推進されると推察される。



図5 茶桶でふり茶をたてる様子

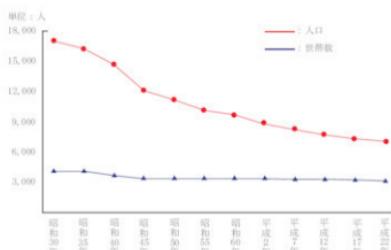


図6 伊仙町の人口動態

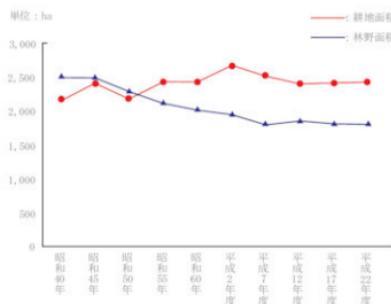


図7 伊仙町における耕地面積、林野面積の推移

参考文献

- 青崎和憲・伊藤勝徳（編） 2001『カムイヤキ古窯跡群Ⅲ』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（11） 伊仙町教育委員会
- 池田栄史（編） 2005「南島出土須恵器の出自と分布に関する研究」平成14年度～平成16年度科学研究費補助金 基盤研究（B）・（2）研究成果報告書 琉球大学法文学部
- 伊仙町誌編さん委員会（編） 1978『伊仙町誌』測上印刷
- 牛ノ浜修・堂込秀人（編） 1985『面縄貝塚群』伊仙町埋蔵文化財調査報告書（4） 伊仙町教育委員会
- 堂込秀人・栗林文夫（編） 1994『天城遺跡・下島権道路』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（9） 伊仙町教育委員会
- 新東晃一・青崎和憲（編） 1985a『カムイヤキ古窯跡群Ⅰ』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（3） 伊仙町教育委員会
- 新東晃一・青崎和憲（編） 1985b『カムイヤキ古窯跡群Ⅱ』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（5） 伊仙町教育委員会
- 新里亮人（編） 2005『カムイヤキ古窯跡群Ⅳ』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（12） 伊仙町教育委員会
- 新里亮人（編） 2010 a『川嶺辻遺跡』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（13） 伊仙町教育委員会
- 新里亮人（編） 2010 b『中筋川トゥール墓跡』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（14） 伊仙町教育委員会
- 新里貴之（編） 2013『徳之島トマチン遺跡の研究』鹿児島大学
- 立神次郎・長野真一（編） 1988『喜念原始墓・喜念クバンシャ遺跡・喜念クバンシャ岩陰墓』伊仙町埋蔵文化財調査報告書（7） 伊仙町教育委員会
- 南西諸島水中文化遺産研究会・鹿児島大学法文学部物質文化論研究室（編） 2013『水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進－海の文化遺産総合調査報告書－南西諸島編－』特定非営利法人アジア水中考古学研究所
- 三宅宗悦 1940「南島の先史時代」「人類学先史学講座」第16卷
- 三宅宗悦 1943「大隅国徳之島喜念原始墓出土貝製品及び出土人骨の抜歯について」「考古学雑誌」20・10
- 吉永正史・宮田栄二（編） 1984『大田布貝塚』伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（2） 伊仙町教育委員会
- 四本延宏・伊藤勝徳 2002「徳之島・伊仙町小島ガラ竿遺跡の確認調査～A T火山灰下層の出土石器について～」「南島考古だより」69 沖縄考古学会
- 松下志朗（編） 2006『奄美資料集成』南方新社
- 山崎五十鈴 1930「鹿児島縣大島郡徳之島面縄貝塚に就いて」「考古学雑誌」20卷10号 考古学会

第Ⅲ章 奄美遺産調査に至る経緯

1. 調査に至る経緯

伊仙町は平成 20 年度から 3 年間、文化庁委託事業である文化財総合的把握モデル事業（以下モデル事業）を、奄美市、宇検村と共同で実施した。モデル事業では、文化財保護法による文化財の枠を超えた地域の宝を「奄美遺産」と呼び（図 8）、奄美遺産の活用と歴史文化基本構想の骨子の作り方について検討を重ねてきた（宇検村・伊仙町・奄美市 2009、2010、2011）。

3 年間の事業によって収集された奄美遺産の情報は相当な量に及び、これらの総合的な活用プログラムを編成するには、奄美遺産の正確な内容を把握する必要が生じてきた。そのため伊仙町は町内における奄美遺産の追加調査を進めるため、伊仙町地域文化遺産総合活性化委員会を組織し、以下の日程と組織により事業を推進した。

2. 事業の経過

（1）平成 22 年度 地域伝統文化総合活性化事業

- ・文化財リストの作成
- ・阿権集落測量
- ・所蔵写真デジタル化
- ・委員会の開催

（2）平成 23 年度 地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

- ・文化財悉皆調査
- ・文化遺産データベース記録システムの作成
- ・阿権集落測量

（3）平成 24 年度 地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

- ・文化財悉皆調査

（4）平成 25 年度 地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

- ・文化財悉皆調査

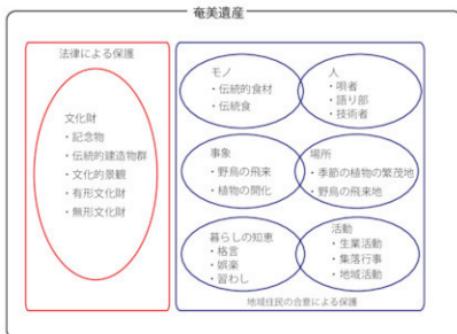


図 8 伊仙町における奄美遺産の考え方

・調査成果報告会の開催

(5) 平成 26 年度 文化遺産を活かした地域活性化事業

- ・文化財悉皆調査
- ・調査成果報告会の開催
- ・報告書作成

3. 事業の組織

(1) 事務局

伊仙町教育委員会社会教育課 課長 當吉郎（平成 22 年度～25 年度）

伊仙町教育委員会社会教育課 課長 西吉広（平成 26 年度）

伊仙町歴史民俗資料館 館長 伊藤勝徳（平成 22 ～ 23 年度）

伊仙町歴史民俗資料館 館長 四本延宏（平成 24 ～ 26 年度）

伊仙町歴史民俗資料館 学芸員 新里亮人（平成 22 年度～26 年度）

(2) 調査員

平成 23 年度

内山五織、宮前延代、池崎晴菜、東祐二郎、木村直樹、渡久地健、田中聰子、長嶺真希子、山越小百合、神谷ちさと、久高ひかり、前田菜津子、松本郁花、横手伸太郎、千葉雄大、桃原実里、多田朱里、屋比久育美

平成 24 年度

内山五織、宮前延代、田村卓也、早坂優子、後藤志穂、橋本花織、竹下新太郎、神谷ちさと、南勇輔、伊波淳徳、西前津光、比嘉祥吾、横手伸太郎

平成 25 年度

内山五織、深川五月

平成 26 年度

深川五月

(3) 事務および資料整理

平成 22 年度

内山五織、作田 恵、富いすみ、林あや乃、日高良美、福山栄児

平成 23 年度

郷 英理、深川五月

平成 24 年度

郷 英理、深川五月、永岡明奈

第Ⅱ章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の概要

平成 25 年度

田中 愛、永岡明奈、加野優太、中 和昭、嘉納千絵、上木紘志

平成 26 年度

伊藤まさえ、芝 美里、安田未来

(4) 調査指導

石上 英一	人間文化研究機構（平成 22、23、24、25、26 年度）
甲元 真之	熊本大学永青文庫研究センター（平成 22、23、26 年度）
小野寺 浩	鹿児島大学（平成 23 年度）
笹原 亮二	国立民族学博物館（平成 22 年度）
高橋 誠一	関西大学文学部（平成 23 年度）
木方 千根	鹿児島大学工学部（平成 22、23 年度）
津波 高志	琉球大学法文学部（平成 22、23、24、25、26 年度）
宮城 邦治	沖縄国際大学総合文化学部（平成 22、23、24 年度）
小川 学夫	元鹿児島純心女子短期大学（平成 22、23 年度）
弓削 政己	奄美市文化財保護審議会会長（平成 23、24、25、26 年度）
橋野 美智男	大島教育事務所（平成 25 年度）
比嘉 充子	大島教育事務所（平成 25 年度）
峯 宏治	宇検村教育委員会（平成 25 年度）
福本 新平	大和村教育委員会（平成 25 年度）
田中 聰子	宇検村教育委員会（平成 25 年度）
高田 信幸	瀬戸内町立図書館・郷土館（平成 25 年度）
町 健次郎	瀬戸内町立図書館・郷土館（平成 25、26 年度）
鼎 丈太郎	瀬戸内町立教育委員会（平成 25 年度）
久保 岳大	龍郷町教育委員会（平成 25 年度）
壽 満夫	喜界町教育委員会（平成 25 年度）
藤崎 誠之	喜界町教育委員会（平成 25 年度）
水野 究	徳之島町郷土資料館（平成 25 年度）
白山 拓矢	徳之島町郷土資料館（平成 25 年度）
具志堅 亮	天城町教育委員会（平成 25 年度）
太 刚志	和泊町教育委員会（平成 25 年度）
森田 太樹	知名町教育委員会（平成 25 年度）
田畑 豊範	与論町教育委員会（平成 25 年度）
酒井 正子	川村学園女子大学 名誉教授（平成 25、26 年度）
中山 清美	奄美市立博物館 館長（平成 25 年度）
松山 哲則	徳之島郷土研究会（平成 26 年度）

(5) 調査協力者

武島 すみ子 伊仙町芭蕉布伝承研究同好会 代表

美延 瞳美 NPO 法人徳之島虹の会 理事

美山 保	東部地区伝統芸能文化交流会
大山 佐智子	伊仙町食生活改善グループ会長
松田 清藏	NPO 法人徳之島虹の会 理事長
西 久幸	阿三島唄・おどり同好会 代表
徳島 博敏	島唄、昔話伝承者
中井 徳次郎	阿三島唄・おどり同好会 会員
前元 哲郎	伊仙町相撲連盟理事長
窪田 セツ	伊仙町文化財保護審議委員

4. 調査の方法

伊仙町での奄美遺産悉調査は、モデル事業によって得られた情報の詳細を把握する目的で進めた。そのため、文化財調査員と事務員を雇用し、伊仙町の地形図（1/5000）に確認された遺産の位置を記録した。その後、それらの現状と分布状況を確認し、文化遺産が密集する集落の選定を行なった。そして選定された集落の重点的な調査を進め、必要に応じてそれぞれの専門家に調査を依頼し、奄美遺産の詳細な記録と考察を進めた。



図 9 シマ唄調査の様子



図 10 集落聞き取り調査結果のまとめ



図 11 古文書調査の様子



図 12 墓地調査の様子

参考文献

- 宇検村・伊仙町・奄美市 2009『平成 20 年度 文化財総合的把握モデル事業報告書』
- 宇検村・伊仙町・奄美市 2010『平成 21 年度 文化財総合的把握モデル事業報告書』
- 宇検村・伊仙町・奄美市 2011『平成 22 年度 文化財総合的把握モデル事業報告書』

第IV章. 調査の成果

1. 奄美遺産の分類と調査の方法

奄美遺産の調査では、町誌や郷土誌など既存の文献や住民からの聞き取りから得られた情報の集約を行ない、それらを集落遺産、歴史遺産、生活遺産の3つに整理した。

(1) 集落遺産

集落遺産とは、住民の生活にとって重要な機能を果たした歴史的、伝統的な施設、聖地や伝承の場、水場などで、集落の時代的な変遷を今に伝える遺跡もこれに含めた。過去の民俗調査によって記録された遺産の現地確認と聞き取りを行ない、地図化作業を進めた。

(2) 歴史遺産

歴史遺産とは、歴史資料、考古資料、美術工芸品な歴史を知る上で重要な遺産群を指す。個人で所有されている場合が多かったので、今回は所在と内容の確認を行ない、承諾が得られたものについては借用し、実物の写真記録を伊仙町歴史民俗資料館で所蔵することとした。

(3) 生活遺産

生活遺産とは地域住民にとって生活上重要な習俗、活動、モノ、事象のことで、年中行事、唄歌、伝承、言語などがこれに当たる。郷土史料や町誌から該当遺産を抽出し、リスト化を進め、必要に応じて聞き取り調査と現地取材を行なった。今回は地域住民からの要望が強かった大田布集落のふり茶、イッサンサンおよび各集落に伝わるシマ岷、民話について重点的に調査した。

2. 集落遺産の調査成果

(1) 伊仙町東部地区の概況（図17～19）

伊仙町東部地区は、東から時計回りに喜念、佐弁、目手久、面繩、古里、檢福の6集落から成り、現在の面繩中学校校区と対応する。海岸部には砂丘地帯が広がり、山手に向かって隆起珊瑚礁の段丘が形成される。

戦前より砂丘地付近に遺跡があることが知られていたが、喜念、目手久、面繩の集落内には古くより伝わる拝所、水場、鍛冶屋跡などが比較的多く残されている。旧暦10、11月には各集落で「タネブシ」と呼ばれる種卸し祭が盛況に催される。明治時代には面繩村外十六ヶ村戸長役場が置かれ、明治29年に伊仙村へ役場が移転されるまで行政の中心地であったことが特筆される。

(2) 伊仙町中部地区の概況（図20～22）

伊仙町中部地区には、伊仙、阿三、鹿浦、御前堂、馬根、中山の6集落があり、現在の伊



図13 喜念貝塚の採集品

仙中学校区に当たる。砂丘はあまり確認されず、海岸線は岩礁によって縁どられている。標高 120 m を境に低地と山地に分けられ、低地は琉球石灰岩、山地は花崗岩によって形成されている。

阿三、伊仙集落は史跡徳之島陶器窯跡の所在地として著名で、台地上にはあざま按司城跡、ウウビラグスクなど中世並行期の城館跡がある。花崗岩台地の縁辺にはドリーネ地形が発達するため、水が豊富であることからため池が多く築かれており、これと関連するからかイジュンと呼ばれる水場が多く残されている。

(3) 伊仙町西部 (図 2.2 ~ 2.4)

伊仙町東部地区は、八重竿、阿稚、木之香、犬田布、小島、河地、崎原、上晴、糸木名の 9 集落で構成されており、現在の犬田布中学校区と対応する。石灰岩の隆起が顕著なため、海岸部には急峻な断崖と深い浸食崖が形成される。陸地側は比較的広い台地が広がり、北側には主峰となる犬田布岳 (417 m) がそびえる。

国指定天然記念物である明眼の森や景勝地の犬田布岬、小島暗川が所在し、琉球石灰岩と関わりが深い自然物が数多く残されている。旧暦 8 月に開催される豊年祭イッサンサンは、島外から見学者も訪れるほどの賑わいを見せ、集落の一大行事となっている。



図 14 国指定史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の航空写真



図 15 国指定天然記念物 明眼の森



図 16 集落の位置

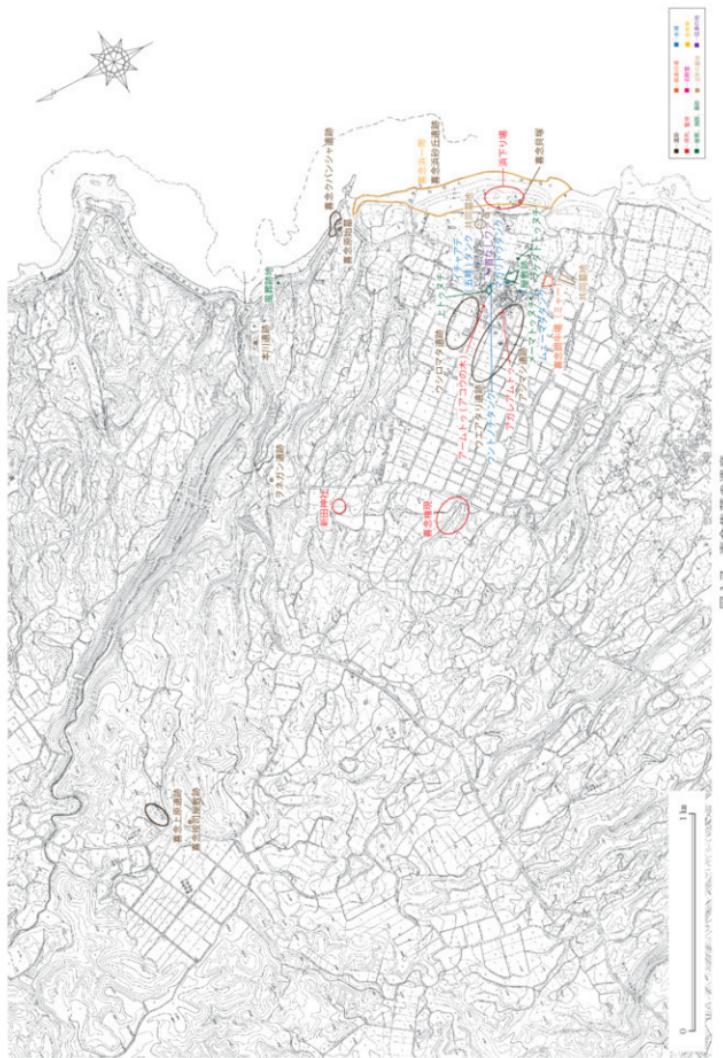


図 17 調査路の選定

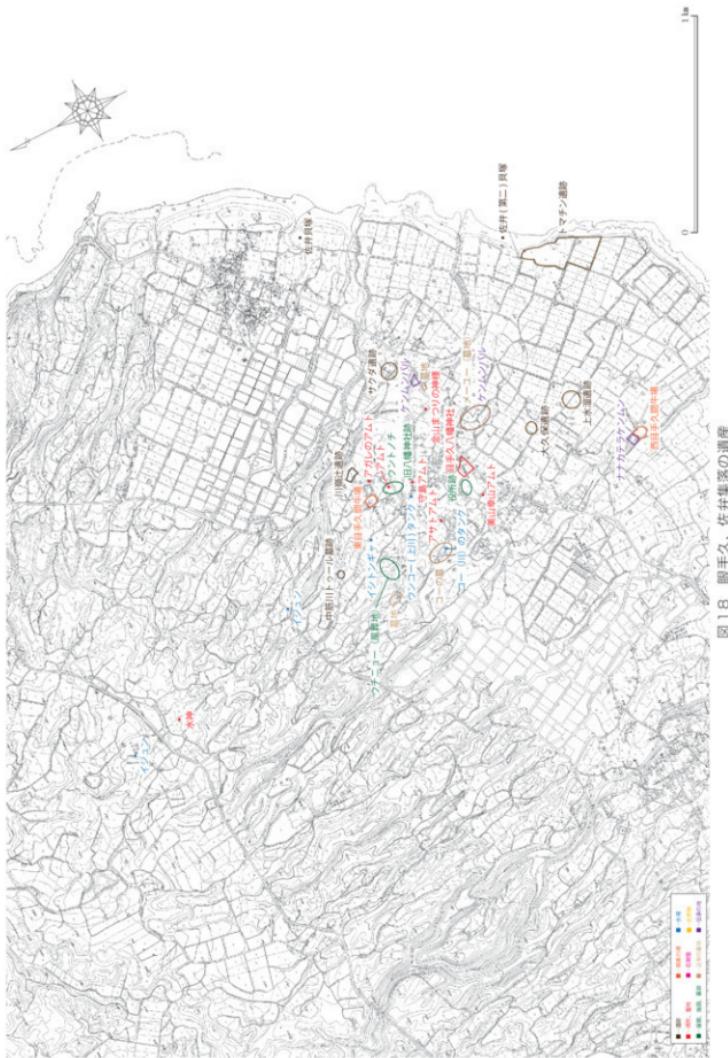


図18 眼手久、佐井集落の遺産

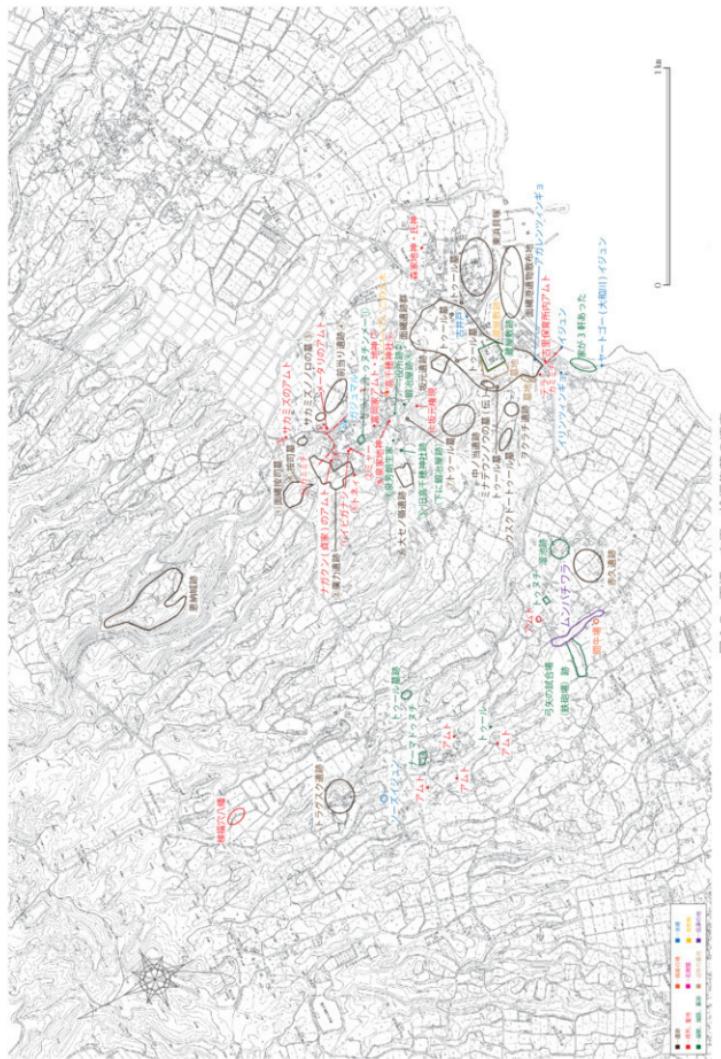


図19 面締、古里、棟福集落の遺産

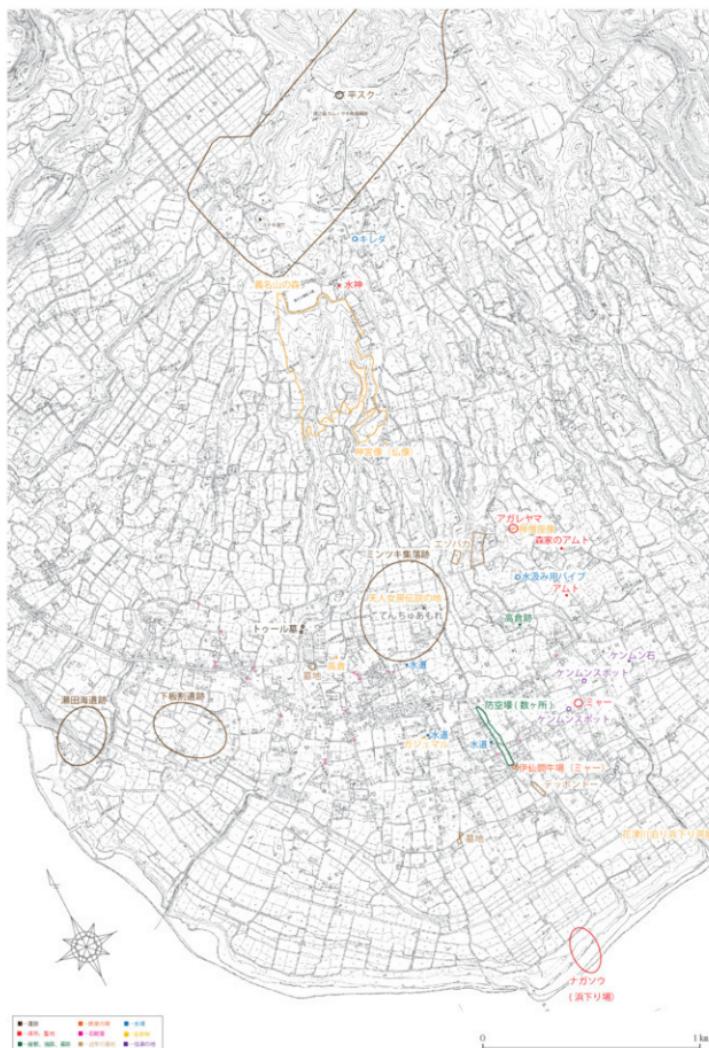


図20 伊仙集落の遺産



図21 馬根、中山集落の測量



図22 阿三、阿橙集落の遺産



図23 木之香、大田布集落の遺産



図24 水木名、小島、河内、嶺原、上諸、八里等集落の位置

3. 歴史遺産の調査成果

(1) 文献目録報告の作成

凡例

- ①題名が不明な文書が多いために、題名と内容を同一項目に記載した。
- ②家文書が地域的に明確な史料は、集落名も記載した。
- ③家文書や各研究機関に保存されているもので、題名未調査資料は、点数のみを記載した
文献目録説明
- ④今回収集できた家文書は、19家である。文書点数は、他機関もあわせると206点とその他2点である。
- ⑤その内、伊仙町歴史民俗資料館に保存されていた家文書は、糸家文書1点、義家文書2点、柏田家文書3点、平家文書の計7点である。また、従来知られていてかつ一部史料も含め翻刻されているものに、永喜家文書、名真家文書がある。
- ⑥今回の事業で新たに収集された家文書と、従来保存されていた家文書は、伊集院家、永喜家、叶生家、義家、窪田家、寿江島家、寛家、中島家（阿稚）、中島家（面繩）、南家、名真家、義岡家、町田家、松本家、水島家、平家、糸家、叶生家、柏田家の19家である（順不同）。
- ⑦家文書以外には、伊仙町竿次帳、鹿児島県史料、南島雜話（東大本）、鹿児島市某寺院三方法裁判記録がある。
- ⑧すでに翻刻されている文書で、永喜家文書は『徳之島郷土研究会報』に、叶生家文書、窪田家文書の一部は、『山下文武編 南西諸島史料集 第五巻』（南方新社 2012年）がある。

(2) 今後の課題

新たに収集された史料のうち、原文書は虫食いなど保管状況がよくないものが多い。今後、早急な補修が必要とされている。また、島内部での一層の史料収集とともに、島外居住者の史料調査が必要とされる。また、収集した史料の一部は、本報告書に翻刻されているが、全体的な翻刻が必要であろう（なお、本報告書の「徳之島の歴史から日本史を学び直す」参照のこと）。

弓削政巳（奄美市文化財保護審議会委員長）

表1 文献目録

番号	家文書等	史料名、内容等
1	伊仙町竿次帳	伊仙村 阿三村 日手久村 記念村 大田布村 阿稚村 面繩村 餘福村 崎原村 木之香村 小鶴村 古里村 左守村 中山村 馬根村 八重竿村

番号	家文書等	史料名、内容等
2	平家文書【阿稚】	平系図(阿稚) 寛政七年卯九月吉日也 田畠内割日記 此主実治 後世の表紙「天明8年」(1788年) 文書縦。(教科書か)
3	窟田家文書【阿三 (伊仙浅間)】	後世メモ「第三集、實語教、商売往来、琉球渡海日記」とある 1、「天明8年」(1788年) 文書縦。(教科書か) の続きか、末尾に「 永三年戊十一月日 寺澤書之」、硬筆真筆「京都寺町二条下町」書林 江戸石町十軒店 野田弔兵衛新 同太兵衛■」 2、断簡 3、「古書」末尾に「實治 天明八年申正月元旦 歳徳大明神殿 參 詣實前」とある 4、「字集之事」末尾に「寶曆拾八年九月十日す也」とある 安永6(1777)年、帆鐘米借用の「琉球渡海日記」 「辞任書」(「昭和16年大島税務署長殿」、「東面繩砂糖代理人」辞任) 「手紙」(近代以降)
		1、内題1 「天明八年申正月吉日書之 諸文集 此主面南和村住人 ■ 實治」、(文書模範集か) 2、「天明八年申ノ月吉日書之也 球山梅萼寺子別海之式目 此主面南 和村住人 寶春」(「文禄八亥五月三日大海堂梅萼判」 を賀春が写す。 和歌) 3、「此主面南和村住人実治」■■■■、嘉永三年戊九月吉日書此 4、「實語教」 5、「商売往来」
4	寿江島家文書【阿三】	寿江島家文書追加史料1~16 (1枚史料中心) 歌断簡 「覚」、安政5年12月18日惣山明細書、間切横目格。 津口横目動、唐船方曾引掛、40歳、面識間切浅間村居住 「諸家原太夫取次文書」、「唐船江」12月伯1番名の 德之為の惣山頭 安政5年申4月「證文」、惣山より同村控宛て。 己五月、電池横目竹木方掛・浅間村山下見舞勤宮善之 (半懲罰性)手控 退役代の「付替」、西五月廿四日与人福憲へ惣山から官喜への浅間村 (阿三村) 山下見舞退役代 「御裏調」断簡 辰十月十五日与人植用喜より浅間村徳廣へ 浅間村山下見舞辞合 (天保11年、1840年) 子十二月三十日代官川上七郎より竹木取締り (中瀬)の断簡か 免許許可断簡 伊仙暖浅間村山下見舞への申付 酉三月代官所から伊仙暖与人への惣横目、田池横目修補暎中は与人寄役とする(申瀬)断簡 予正月二十日代官動(藏方日付) 稅所源左衛門よりの 免許申渡 未十二月。「一人其身老人」与人・惣横目・柔横目・田地横日本人の みを竹木取締向の申達 子六月二日、加納利助宛、怒山手紙 「覚一米一合五匁 但年中山下見舞□□」断簡 六月十八日「租 砂糖五拾斤・・・」断簡 「伊仙暖惣横目勤福憲修補申諸寄」断簡 子三月二十八日与人竹仁角 若林係右衛門よりの十一月十四日田地横目横目格浅間村の宮善之御用に つま呼内出しを月番へ申渡 未二月二日道経より浅間村 ■ へ三日差越申上断簡 拾月十五日、徳廣、為麗かの型山らへ手紙 申十一月九日、鼎實より惣山への借用

		懇横日寄、田地横日、竹木方掛けの宮喜之の功績をあげて、昇進の文書化、断簡。田に無い同文の断簡あり
		西四月廿五日加納利助宛て、惣山の手紙
		唐、朝鮮通事定員（屋久島、種子島、口木良部島、大島、徳之島、喜界島、沖永良部島）
		代官向井謙藏より伊仙嘘茂間村宮善之への札方書役助辞令（1830年・文政13～天保3年）
		懇横日寄宮喜之、田地横日寄仲喜登名の断簡
		西二月廿七日宮内藤助より宮原之申付断簡
		三月廿三日手紙断簡〔氏名不詳〕
4	寿江島家文書【阿三】	惣山宛「御内容」 二月廿八日、浅間の屋直円・惣徳廣・忠為廣、支庁「徳之島支厅か」からの出頭文書 明治廿三年馬根村から惣徳廣への借用書 大正拾八年二月廿六日「仕切書」 字図「五拾番 字山原」 十月知政所より藩への文書、砂糖換算32500斤を上納不足の者へ貸付、また正余計糖24000斤差した事の断簡 十月知政所より徳之島間切横日格・津口横目助・唐船方差引掛の惣山を人に任せることを生涯奉行始て申請 懇徳廣、忠為廣當て、松崎平よりの送状
5	義家文書【伊仙】	義家系団 大正4年季秋、徳之島伊仙、義恭水志作成 神社祝詞（大祓祝詞 義萬行）
6	義岡家文書【伊仙】	義家郷士格文書（伊仙）
7	寛家文書【面縄】	寛家、面縄航路堀削写真 寛家文書（奥「履歴等」） 寛家文書 寛家文書（翻刻、本田） 寛家文書調査データ 文書 寛家（保典書類他） 文書 寛家近世（文化） 文書 寛家近世 寛家近代No0001～0032 （章記、寛島、義弘） 寛家近代資料1 寛家近代資料2 寛家文書（仮題、寛家略歴）
8	中島（中）家文書【阿權】	中家文書（II）-1（阿權） 中家文書（II）-2（阿權）
9	中島家【上面縄】	明治2年3月、仲庁による近世の中家功績の記述 「明治時代の敷員免状、卒業証」。（面縄、泉福喜祐、子孫）
10	柏田家文書	『毒流組合人数』 島津忠義開港記請文前書 昭和19年以降徳之島四力村常会
11	名真家文書【目手久】	名真家文書 名真家遺言書 乙号九月、伊仙村南金[]断簡 「御神官社職別段御立役之儀二付願」「明治三十六年 月大島郡伊仙村 二百五十五番 名真南金 鹿児島県大島々司福山宏殿」「伊仙村人民総代」文書 「遺言書写」4枚 「借地請書」5枚 百寿納が、文中に「野菜を送る口上」「年忌二人を招く文」等がある。3枚 「復名山南金整復活法指令のお願」断簡、明治29年10月 名真南金戸籍

12	伊集院家文書【面縺】	伊集院家系図 道誠上國日記
13	永喜家文書【伊仙】	永喜家系図 永喜家肖像画
14	叶生家文書【伊仙】	脛 与人ばれ系図の原本 与人ばれ系譜(叶生 直子編) 「昭和27年1月系図控 実統」 諸請開帳利手小笠原書 条例写 覚書 叶家系図調査書 叶 実統 日記(昭和18年～21年) 叶家 写真 湯川秀樹ハガキ 手鏡調査書 叶生家 近代詩合 地券
15	叶生家【伊仙】(叶恵美子氏蔵)	「手帳」
16	町田家文書【井ノ川】	町田家系図(井之川) 要用集(上) 要用集(下)
17	鹿児島県史料	鹿児島縣布達(上) 鹿児島縣布達(下) 鹿児島縣史料(全) 1～4
18	南島雜話	(東大本) 大島便鑑 全 (東大本) 大島漫筆 全 (東大本) 大島續鑑 全 (東大本) 南島雜記 全 (東大本) 南島雜話付錄 全 (東大本) 南島雜話 一～二
19	水島家文書	水島 爲費『わかしばなし孫たちへ』(真念) 年表(1) (2) 明治12年 有馬衛雄 砂糖交易面縺店事務掛証
20	松本家文書【井ノ川】	国民貯金通帳 戦時農業委員指定令書 松本米豊 明治30年12月2日 明治40年8月16日松木きくす祖母13年期付書品券長 松本池貢、松本池賛 大正10年8月20日祖先33年期年祭祭 大正11年8月22日母母亡付諸事竟留帳 松本米島 大正15年度即61歳祝之帳 支払等文書 宗門手札
21	南家文書	南家「前蘇帳」複写 南義祐喜「日記」【所有者東京都 南卯吉朗】
22	鹿児島市某寺院	慶應三年正月二月廿二 徳之島渡海日記 新納(花押)【山田尚二】
23	三方法裁判記録	證意書【阿権 庄田家文書】 明治21年分徳之島出張所裁判 民事判決原本綴 大島区裁判所
24	系家文書	「辰三月」(天保3年辰)、系米留を鄭士格とする「十二月恒馬」文書 写を向井源藏「申渡」複写史料。 一字名字を系(イト)とする「申渡」複写史料(1, 2點)

4. 生活遺産の調査成果

伊仙町における生活遺産には、集落各地でとり行われる伝統的な行事、特有の娛樂、通過儀礼、食文化、言い伝え、慣わしなどがある。

今回の調査では、各集落における行事の暦や作法、伝統的工芸品の製作方法、海岸地名、妖怪にまつわる伝承、民話、シマ唄（民謡）、伝統食など多岐にわたる情報を収集することがで

表2 収集されたシマ唄の一覧

番号	名称	概要	備考	文献
1	ヨイシリ節	題名のヨイシリとは瓊子言葉	歌詞あり	1
2	船切り節	船切りのうれしい様を歌ったもの	歌詞あり	1
3	畔越え水道節	田んぼをつくる様子を歌ったもの	歌詞あり	2
4	作たぬ米	稲の成長する様子を歌ったもの	歌詞あり	2
5	島朝花（井之川朝花）	井之川集落に伝わる朝花節（お祝い唄）	歌詞あり	1
6	井之川朝花（新年の唄）	井之川集落に伝わる朝花節（お祝い唄 正月に歌うバージョン）	歌詞あり	1
7	うわさ唄 原長菊節	うわさ唄	歌詞あり	2
8	ドンドン節	花巻に伝わる年祭の唄	歌詞あり	1
9	まんかい玉	目手久に伝わるお祝い唄	歌詞あり	1
10	まんこい節	大島から伝わってきたうわさ唄	歌詞あり	1
11	みち姫	現在では恋の唄を歌ったもの	歌詞あり	1
12	阿室め慢女節	遊び女の恋の唄	歌詞あり	1
13	意見口説（阿三）	伊仙町に伝わる教訓歌	歌詞あり 提供 西久幸	1
14	亀津花舟節	亀津集落に伝わる朝花	歌詞あり	1
15	天城町三京集落の山深きを歌った歌	天城町三京集落の山深きを歌った歌	歌詞あり	1
16	取たん金ぐわ節	うわさ唄	歌詞あり	1
17	大和山川	提灯を灯して遊びに行ったといううわさ唄	歌詞あり	3
18	朝露節	朝露の美しさを歌ったもの	歌詞あり	
19	島かんちむい節	大島の飯田取り節と同囃	歌詞あり	1
20	徳之島一切節	徳之島が発祥の島唄	歌詞あり	1
21	餅給節（ドンドン節）	むちたばれに歌われる伝統行事の唄（木之香）	歌詞あり	1
22	いきやびき節	鳥賊釣りに行き命からがら戻ってきてたという物語の強い唄	歌詞あり	1
23	親なし口説	幼いころに母親を亡くし、その後の世界へ会話するというような唄	歌詞あり	1
24	くるだんど節	大島より伝わるうわさ唄	歌詞あり	1
25	正月唄	正月に歌われるお祝い唄	歌詞あり	1
26	島朝花（中山風）	伊仙町中山に伝わる朝花	歌詞あり	1
27	なべかなよう	歌詞は嘉徳なべかな節に似ているが、徳之島で昇華したうわさ唄の一つ	歌詞あり	2
28	ムベや上り節 ★	大田布箇やうち節と同系の唄	歌詞あり	2
29	夢年口説	夢のような夢を歌ったもの	歌詞あり	1
30	二上り節	大田布箇やうち節と同系の唄	歌詞あり	1
31	昔朝花	伊仙町東部に伝わる島朝花	歌詞あり	2
32	大田布箇	伊仙町西大田布に思いを馳せる唄	歌詞あり	2

文献 1. 日本放送協会『日本民族大觀（沖縄・奄美） 奄美諸島編』 平成5年8月31日発行

2. 文化庁 奄美島唄保存伝承事業実行委員会 『歌い継ぐ 奄美の島唄 他之島』

3. 『愛唱歌曲集（改訂版）』

★ 集落によって呼び名が違う。 <二上り節><道節><はやり節><井之のいび加那志>

表3 収集された民話の一覧

番号	タイトル	概要	文献	備考(話者)
1	児と虫	頭に負けた金持ち兄	3	(伊豆町) 上山調 男性
2	アキシ	大女が子守唄にて前夜を探し出す	1	(伊豆町) 女性
3	お医者の久	患者を知らない兄弟の会話	3	(伊豆町) 東伊豆 女性
4	一寸法師-黒堂誕生・試練型	ティフリが黒堂に与えられた財産を全て貰う	3	(伊豆町) 上山調 男性
5	大山鬼騎獣	貧乏な老僧の住居にて百鬼に襲う	2	
6	大入り人	大を呑み食ひ自身も苦しくて死ぬ童話	3	(伊豆町) 上山調 男性
7	牛の神とイシナマンゾ	牛の神に倒木を賣りされ恨む語	2	(伊豆町) 男性
8	ウタナ・イーリ	妹と兄弟之間で村に集めた話	2	(伊豆町) 男性
9	ウタナ・神様	穀物村に住む西の男とウタナの恋話	2	(伊豆町) 女性
10	現れ山-三吉型(梗概)	年老いた夫を喰てる魔に向かってした争いの話	3	(伊豆町) 伊豆 男性
11	選定の一男女の運	面がいい者を競う夫婦の運命になら	3	(伊豆町) 伊豆 男性
12	夫無道	夫の航船に白鳥になり無事を守る妹	3	(伊豆町) 伊豆 女性
13	弟投鉈	金持ちの兄弟と貧乏な弟	3	(伊豆町) 上山調 男性
14	弟出立-船入出港	船入の船から船を盗んで爆破をする	3	(伊豆町) 伊豆 男性
15	恩納達のマル	御崎浦にて往びアシの娘マツの恋話	2	(伊豆町) 男性
16	轟き姫	轟き村の美女が伝六深く愛を傾いた話	2	(伊豆町) 男性
17	児承詔	御に出来見が伝風南の通姦	1	(伊豆町) 上山調 男性
18	今日の暮らし	現人の暮らしに付いたわざるきのう	2	(伊豆町) 女性
19	切り日	白銀の船を色気にて燃える	2	(伊豆町) 面調 男性
20	ケムトと轟くさらの行商人	魔頭を出した木ノ木/ケムトガナシ	2	(伊豆町) 男性
21	ヨモギシノロ	老嫗のヨモギシが轟く声になる恋話	2	(伊豆町) 男性
22	暴神退治-悪者退治型	悪神から人身御供を連れ退治する	3	(伊豆町) 面調 男性
23	猿智人	知恵のあつた未開	4	(伊豆町) 大川舟 女性
24	一人の兄弟争権	二人の兄弟争いに町に齋した事情	2	(伊豆町) 女性
25	七人の石	抱いていた赤子と石、七人の石の始まり	4	(伊豆町) 大川舟 男性
26	出世の歌	親類の出世本家の歌謡	3	(伊豆町) 伊豆 女性
27	人身御供	三人兄弟の末子が人身御供を出す	2	(伊豆町) 面調 男性
28	木越の客	傳説の宿泊した神祇が籠の紙を出す	4	(伊豆町) 大川舟 女性
29	後者の家くわべ	子供たちと金持ちの家くわべ	3	(伊豆町) 伊豆 男性
30	天かの網	天から落ちて来た網に逃げられた踏さん	3	(伊豆町) 小島 男性
31	動物の争い	ハープを持ったパンが獲致し	3	(伊豆町) 上山調 男性
32	翼千子-後生行き型	セチャップウタ(飛んで)後に千子(高延)生きる	3	(伊豆町) 上山調 男性
33	何が人まい	弱な生きさんの飴を舐めさせ呑みになら	3	(伊豆町) 上山調 男性
34	七日太郎	鶴の色で名前を取る	2	(伊豆町) 女性
35	魔頭退-詠解き魔	侍が魔に付いてて炎乗一人の身の振り方	3	(伊豆町) 上山調 男性
36	魔頭退-詠解き女	二人の女の知恵比べ	3	(伊豆町) 喜舎 女性
37	鼠と蟹	二石食と(石食れの共同金儲)	3	(伊豆町) 上山調 男性
38	裏の食い	婆さんが婆さんに身に切り食へさせる	3	(伊豆町) 伊豆 男性
39	魔鏡穴(ハムンニー)	働き者のハムンニー若者の為に魔を祓る	2	(伊豆町) 男性
40	初神守屋	天から魔除けの馬を由ひたたは友	3	(伊豆町) 伊豆 女性
41	轟き世界	神頭が魔を使して魔除の轟きを奉する	3	(伊豆町) 上山調 男性
42	結語十四	「右両を持って一つの頭を買う	3	(伊豆町) 上山調 男性
43	忍び行事の由来	行人が忍び神のとむねを以て山に忍ぶ	2	(伊豆町) 男性
44	人の運の起り	ヨリヤ(女神) お説教を一段目経て「あ	3	(伊豆町) 伊豆 男性
45	筋力分配-長生き分配	筋力分配で長生き筋力人間	3	(伊豆町) 上山調 男性
46	蛇智人	美しい娘がマツツイの子供を産む	4	(伊豆町) 上山調 男性
47	織子・ユンの井戸屋	織田と井戸屋がもれて出来たシゲ	4	(伊豆町) 面調 男性
48	織子と実母	二歳で仕合しくて、二歳で手を握りに行く	3	(伊豆町) 上山調 女性
49	織子の内	神祇が前歯の子を引き取り直面にした	3	(伊豆町) 伊豆 女性
50	「一つ願い」	君になれた女が人間にしてて頼る	3	(伊豆町) 上山調 男性
51	ミナミ恩納	轟きの子のミナミ恩納が不吉立ちのから	2	(伊豆町) 男性
52	みかづとそらめん	旦子の守り、自己を与えた者の話	3	(伊豆町) 伊豆 女性
53	お息子とあまり	一人息子が娘を騙しまさきになった	3	(伊豆町) 上山調 男性
54	もの音う龜-米の型	物音うに測られての歌	3	(伊豆町) 伊豆 女性
55	ヌタグシ神と魔	魔を自分の家に取り戻した人の	4	(伊豆町) 喜舎 男性
56	百合合	力持ちの男の足が壊れて地上に譲りありされる	3	(伊豆町) 伊豆 男性
57	青原鬼	青雲がする青色の美女が現れる	2	(伊豆町) 男性
58	竜宮のみや-打ち出の小槌	兄弟がならう賣ったの幸運になら	3	(伊豆町) 伊豆 女性

文献

1 畠美グラフ 1993 「審美き音冒しや話」 東京グラフ30周年特別記念

2 木野 伸 保証 1976 「歌謡と民族誌」 西日本新聞社

3 株式会社筑摩書房出版 1990 「日本古詩辞鏡」

4 株式会社筑摩書房出版 1991 「歌之島の昔話」

きた。ただし、記録された情報の分類、整理および検証が追い付いていない現状にあることから、ここではシマ唄と民話のリストを提示するに留め（表2、3）、今後調査を継続することによって遺産群の本質的価値を追究し、それらの積極的な活用に努めることにしたい。

第Ⅱ部
論考編

第Ⅰ章. 阿権集落の伝統的建造物

鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻 木方研究室

はじめに

鹿児島県大島郡伊仙町阿権に位置する平鉄治邸と平高明邸、平石一郎邸は、薩摩時代郷土であった平一族の住宅である。本研究室では、平成23年8月20～24日の4日間、建築的特徴の把握や保存状態の確認のために、実測調査を行なった。これから調査等から得られた知見を報告する。

1. 平鉄治邸

■建築概要

1) 敷地

敷地は、南北に長い矩形で、四方に接道している。敷地の間口は西側に開き、客用門と側門の二か所設ける。敷地の四周を亀甲石の石垣が囲む。

2) 規模

540坪の敷地に延床約180m²で、大規模である。

3) 平面（間取り）

家構えは主屋と炊事屋の2棟とし、炊事屋は2門の渡り廊下でつながる。炊事屋は主屋より1間半前に建つ。主屋の間取りは10畳のオモテと从間を伴った6畳のコザ、3畳の次の間と間口1間半の玄関が付加されており、玄関部分と床の間部分を除く四周に縁部分をめぐらす。炊事屋は北東部には増築されたトイレがある。

4) 棟札

主屋の棟木には下記の棟札が残っている。

第一□□身命保第二家運長久 第三福德自在 昭和六年拾二月十九日建之

棟梁 穂大泉

山喜壱福 □山□□ 糸良光 穂福盛

平□ 諸□□ □□□ □□□

5) 構造

木造平屋建て、基礎は独立基礎である。一部にヒキモン構造がある。

サシモノは主屋では玄関と次の間の鏡、从壇まえの梁間にに入る。炊事屋では南側2室と土間の桁行きに入る。

6) 材料

柱はほとんどがスギであり、一部の柱や鶴居に広葉樹の古材が用いられている。

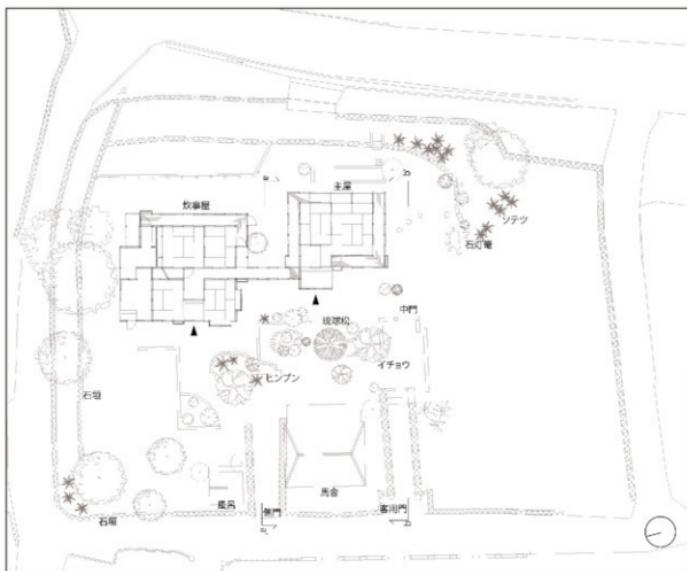


図 1-1. 平欣治邸住宅 外構図 S:1/500

表 1. 柱の痕跡位置

	寸法	面取	建材種類	痕跡			備考
				敷居レベル	腰レベル	内法レベル	
a	140 × 140	○		○	×	○	
b	145 × 145	○		○	×	○	
c	145 × 145	○		○	○	○	床軸の痕跡あり
d	145 × 145	○		○	○	○	床軸の痕跡あり / チョウナではつた跡あり
e	110 × 110	○		×	○	○	
f	130 × 130	○		○	○	○	チョウナではつた跡あり
g	120 × 120	○		○	○	○	チョウナではつた跡あり
h	130 × 130	○		○	○	○	チョウナではつた跡あり
i	120 × 120	○	スギ	×	○	×	

7) 小屋組

和小屋、所々に杉材、部分的に古材が用いられている。

8) 屋根

主屋、トーグラ共に屋根は入母屋、トタン葺である。

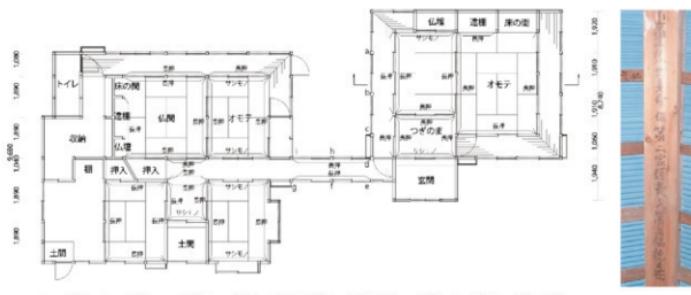


図 1-2. 平欽治邸住宅 平面図 S:1/200

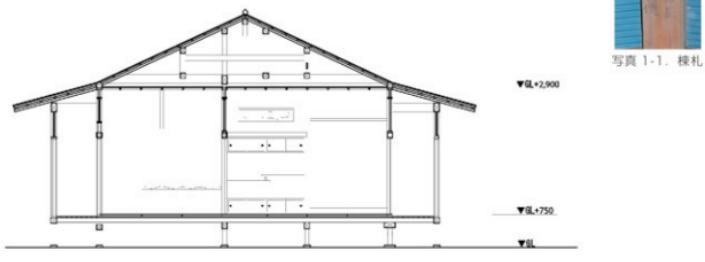


図 1-3 平欽治邸住宅 断面図 S:1/100



図 1-4. 平欽治邸住宅 立面図 S:1/200



写真 1-2. 主屋外観



写真 1-3. 馬舎



写真 1-4. 客用入口から敷地内へのアプローチ



写真 1-5. 石柱門



写真 1-6. 柱の床框の痕跡



写真 1-7. 弹痕



図 1-5. 平欽治邸住宅 a-a' 断面図 S: 1/250



図 1-6. 平欽治邸住宅 b-b' 断面図 S: 1/250

9) 天井

主屋のオモテの天井は柱上部に廻り縁を取り付けた竿縁天井で、床差である。

10) 壁、建具、欄間等

主屋のオモテ、炊事屋の仮間は長押が廻り、おさ欄間を設ける。

11) 玄関

主屋と炊事屋は各棟別々の玄関を持つ。主屋は妻入りで炊事屋は平入りである。

12) 付属屋

客用門と側門の間に馬舎を配し、側門横に風呂を配す。

13) 庭

石垣に囲まれた敷地内には琉球マツ、ソテツ、イチョウなどが植えられている。石灯籠が配する。主屋と炊事屋の間には中庭が配し、渡り廊下を通る際に鑑賞できる。

14) その他遺構

機銃掃射による弾痕があり、戦争を物語るものとして貴重である。

二石柱門が客用門、中門に配する。また、側門から向かって突き当たるようにヒンブンを配す。

2. 平高明邸**■敷地概要****1) 敷地**

敷地は南北に長い。北東側と南東側に接道されているが接道から直接入口を設けず、敷地へは、南入りと西入りとなるように私道をつくって引き込むかたちをとっている。敷地の門口として、客用門と側門がある。客用門は南側から私道で敷地内へ引き込み、鍵の手で突き当たりを曲がって入る。側門は、北から入口があり、北西から敷地内へ入るよう私道を設けている。敷地四周を石垣または生垣が囲む。高い箇所で 2.3 m の高さがある。

2) 敷地規模

南側の空き地を含め、敷地規模は 560 坪と大規模である。

3) 家屋

家屋は主屋と炊事屋の 2 棟で構成され、屋根は母屋部分を入母屋造りとし、下屋を四方に廻した重曹屋根で、瓦葺である。

4) 付属屋

付属屋は 2 棟で、側門の横、主屋前の中庭を介して旧馬舎が配する。炊事屋前に井戸がある。

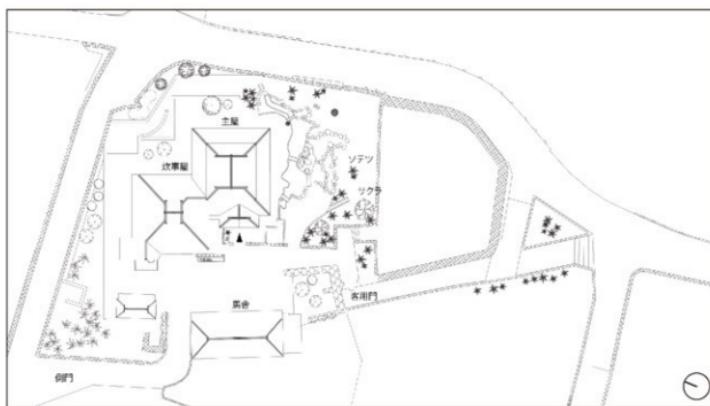


図 2-1. 平高明邸住宅 配置図 S:1/600

5) 庭

主庭は築山を設け、南東側を最も高くしている。築山の下には池が配され、4つの橋がかかって中島をもうける。築山にはソテツやスギ、松、サクラの木を植えている。珊瑚石もおかれている。庭へ通ずる中門を通った左横、玄関横に矩形型の池に石をおいた盆山がある。

主屋前には中庭があり、付属屋と主屋に囲まれた作業の場となっている。

6) その他の遺構

敷地内には3組の二石柱門がある。客用門と中庭へ通ずる門、玄関前の門。いずれも北西側に構えている。

客用入口から玄関入口前まで堀が続く。

3. 平石一郎邸

■敷地概要

1) 敷地

敷地は不整形で、敷地南側に接道しており、敷地は道のレベルより高い。客用門と側門がある。客用門、側門ともに引き込みの道がある。敷居四方を石垣が囲み、高い箇所で約2.8mの高さがある。

2) 敷地規模

300坪の敷地規模である。



写真 2-1. 主屋外観



写真 2-2. 炊事屋



写真 2-3. 馬舎



写真 2-4. 石柱門



写真 2-5. 敷地内へのアプローチ



図 2-2. 平高明邸住宅 北西側立面図 S:1/200

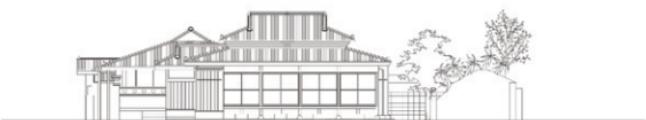


図 2-3. 平高明邸住宅 南東側立面図 S:1/200

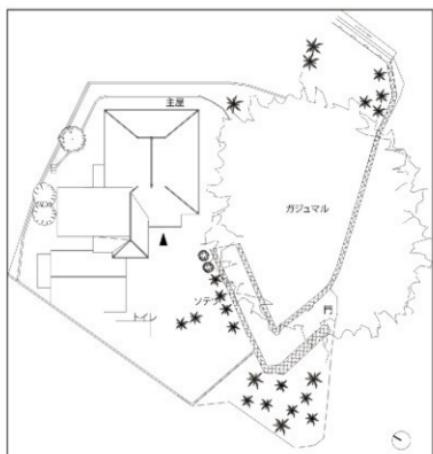


図3-1. 平石一郎邸住宅 配置図 S:1/400

3) 家屋

家屋は主屋と炊事屋の入母屋造りである。

4) 付属屋

付属屋は2棟で、小さいものは便所である。

5) 庭

主庭には琉球石灰岩、ソテツや推定300年のガジュマルがある。

6) その他の遺構

敷地内には2組の二石柱門がある。客用門は障子垣の二石柱門となり、その先の庭園、座敷へつながる中門とみられるものがある。



写真 3-1. 石柱門



写真 3-2. 敷地内へのアプローチ



写真 3-3. 主屋と主庭



写真 3-4. 主庭のガジュマル



写真 3-5. 敷地まわり



図 3-2. 平石一郎邸住宅 南東側立面図 S:1/250

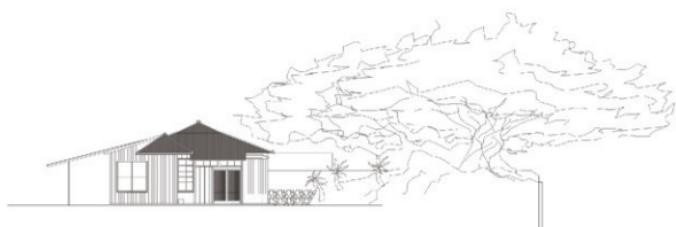


図 3-3. 平石一郎邸住宅 南西側立面図 S:1/250

第Ⅱ章 伊仙町における村落の空間構造

津波 高志（琉球大学名誉教授）

はじめに

『伊仙町誌』によれば、「伊仙町は、奄美群島内はもちろん鹿児島県内でも珍しく散村集落が広く分布しているところである」[伊仙町誌編さん委員会 1978:16]。家屋が密集しているのは僅かに「喜念・東目手久・東面繩・上面繩・中伊仙の県道沿いと犬田布の県道沿い」だけで、それらの「他は散村集落」である[伊仙町誌編さん委員会 1978:17]。

『伊仙町誌』が挙げる中伊仙と犬田布の県道沿いにしても、戦後になって家屋が密集したのであり、それらを除くと戦前からの集居集落は「喜念・東目手久・東面繩・上面繩」だけということになる。ただし、それらは『伊仙町誌』が編纂された当時の行政区名であり、戦前から今まで変わらない大字単位にすれば、実に喜念・目手久・面繩の三つの大字だけが集居集落ということになる。（大字=村の位置については図1参照のこと）

本稿ではまず奄美諸島から八重山諸島までの琉球弧において、古い伝統的な村落は全て集居集落をなしている点に留意したい。そして、伊仙町の数少ない集居集落の中から面繩を取り上げ、村落レベルの年中祭祀にかかる諸聖地が集落のどの位置にあり、かつ儀礼の脈絡において相互にどのように位置づけられているかについて述べることとしたい。すなわち、祭祀儀礼の脈絡で村落の空間構造を記述することが本稿の目的である。

ノロなどの女性神役達による村落祭祀については、伊仙町全域において全くといって過言ではないほど人々の記憶から消えている。例えば、村落祭祀の場であるアシャゲですらたった一ヵ所、喜念においてのみかつての所在地に関する伝承が聞ける程度なのである。つまり、現在ではノロを始めとする女性神役達が主導する村落祭祀に関する聞き取り調査は不可能な状態なのである。

しかし、幸いなことに、1960年代から1980年代にかけて計7回、面繩に足を運んだ仲松弥秀の優れた研究[仲松 1984]が残されている。それを始めとして、『上面繩地区調査報告書第1集』[徳之島郷土研究会 1976]や『伊仙町誌』[伊仙町誌編さん委員会 1987]、『シマー琉球大学民俗学実習調査報告書—第3号』[琉球大学法文学部人間科学科民俗学研究室2001]、『伊仙町の民俗文化—泉義正遺稿集—』[泉 2004]などの諸研究もある。

奄美諸島の他の事例と比較しつつ、それらの先行研究を援用すれば、今日の聖地のうちかつて村落レベルの祭祀に関わっていたものを把握することが可能となる。三つの集居集落の中から特に面繩を選ぶ理由は、それら先行研究に恵まれているため、祭祀儀礼の脈絡で村落の空間構造を再構成することが可能という点にある。面繩の事例を踏まえた上で、それと対照をなす散居集落の事例として阿権にも若干触れることとしたい。

1. 大字と行政区

本稿で取り上げる村落は、集居集落の面繩と散居集落の阿権のみであるが、参考までに伊仙町全体として今日の行政区が近世から近代にかけての「村」および近代以降の「大字」とどのような関係にあるかについてもあらかじめ簡単に触れておきたい。

平成26年1月20日現在、伊仙町には31の行政区が設けられている。各区には町役場から

の行政事務の連絡員として町長が指名する「駐在員」がいる。ただ、地元ではその連絡員を「駐在員」ではなく、「区長」と称している。区長は一つの行政区に一人の場合と二つの行政区に一人の場合がある。

明治41年の島嶼町村制施行以前には17の「村」があり、施行後にはそれらが「大字」となって今日まで続いている。つまり、現在の行政区は17の大字のうち、比較的戸数の多いものを幾つかに分けて31にしているのである。

明治13年の地租改正の際に作成され、現在神戸大学図書館住田文庫に所蔵されている地図に基づいて、当時の「村」の位置を示したい（図1参照）。近世の村は地租改正後も継続し、島嶼町村制の施行によって大字となったので、「村」でも「大字」でも位置は変わらないことになる。



図1. 明治13年の村

近世から島嶼町村制施行前までの村およびそれ以降の大字の位置を確認した上で、次に大字と行政区の関係、大字の行政上の標準語的な名称と方言名、および各行政区の戸数などを見ることとした。それらを一覧表にしたのが表1である。

表1の大字と行政区の関係を分類すると、次の三通りになる。

①大字が同じ名称で一行政区になっているもの

喜念・佐弁・古里・馬根・中山・木之香・八重竿・小島

②大字が異なる名称で一行政区になっているもの

阿三→鹿浦

③大字が複数の行政区になっているもの

目手久→東目手久・西目手久

面繩→東面繩・上面繩東・上面繩西

表1. 伊仙町の大字と行政区

大字	標準名	方言名	行政区	戸数	備考
音念	キネン	キウニウン	音念	1 8 6	
佐弁	サベン	サビン	佐弁	5 1	
日手久	メテグ	ミティグ	東日手久	1 4 3	
			西日手久	1 2 5	
面磯	オモナワ	ウンノー	東面磯	1 3 8	
			上面磯東	9 1	上面磯東と上面磯西で一人
			上面磯西	1 3 4	の区長。
古里	フルサト	イリバー	古里	7 2	
検福	ケンブク	クインブ	上検福	4 5	
			下検福	1 1 0	
伊仙	イセン	イシン	御前堂	2 6	御前堂は標準名ゴゼンドウで
			東伊仙東	1 4 8	方言名ダジンドー、東伊仙
			東伊仙西	1 4 8	東とで一人の区長。
			中伊仙東	8 5	
			中伊仙西	1 6 2	
			西伊仙東	2 7 0	
			西伊仙西	1 8 8	
阿三	アサン	アサン	鹿浦	2 2 0	明治 20 年浅間から改称。
馬根	バネ	マーニ	馬根	7 3	馬根と中山で一人の区長。
中山	ナカヤマ	メーマ	中山	1 5	
阿権	アゴン	アグン	東阿権	8 5	東阿権と西阿権で一人の区
			西阿権	7 0	長。
木之香	キノコ	キナ	木之香	1 3 5	
犬田布	イヌタブ	インタブ	東犬田布	2 0 9	
			西犬田布	1 4 0	
崎原	サキハラ	サギバル	崎原	7 0	明治 12 年伊仙へ編入。崎
			上晴	4 2	原と上晴で一人の区長。
糸木名	イトキナ	イチキナ	糸木名	6 9	八重竿とで区長は一人。
			河内	1 0 0	
八重竿	ヤエゾウ	エージョー	八重竿	3 1	
小島	コジマ	クジマ	小島	9 4	

検福→上検福・下検福

伊仙→御前堂・東伊仙東・東伊仙西・中伊仙東・中伊仙西・西伊仙東・西伊仙西

阿権→東阿権・西阿権

犬田布→東犬田布・西犬田布

崎原→崎原・上晴

糸木名→糸木名・河内

①については特に説明を要しないであろうが、②と③については若干触れておきたい。②の大字、阿三は明治 20 年に浅間（アサマ、方言名はアザマ）から阿三に村落名が変更された。その年に鹿児島県庁は奄美諸島全域の村名を整理し、同名の村落がある場合はより南に位置するものを別の名称に変えた。例えば、奄美市名瀬の金久はそのままとし、大和村の金久は大金久に変更された。当時、天城にも伊仙にも浅間があったため、伊仙の浅間は阿三に変えられたのである*1。阿三の西側を流れる鹿浦川河口には天保 14 (1843) 年に鹿浦港が開かれた〔伊仙町誌編さん委員会 1978 : 18〕。最盛期には 100 戸ほどの戸数を数える集落が河口部に形成された。昭和 51 年に水害で壊滅的な被害を受け、現在は 1 戸が残るのみとなった。しかし、行政区は往時の盛況を反映してか、鹿浦（シカウラ）のままになっている。

③の行政区の名称の付け方は大きく二とおりに分かれる。大字内の小集落名をとったもの、および大字名に東西、東中西および上下など、集落同士の相対的な位置関係を示す語を加えた

ものである。前者は伊仙の御前堂と崎原の上晴の2例だけで、その他は全て後者である。後者で特徴的なことは東西はあっても、南北はない点である。伊仙町の地形では南北は上下になっているのである。

今日、中伊仙の県道筋は町役場、郵便局、各種の商店などが建ち並び、活気ある小都市に発展している、しかし、戦前まで遡れば、そこら一帯は耕作地だった。天水田と畑が広がり、人家といえば数軒の農家しかなかった〔仲松 1984: 5・9〕。

2. 面縄村落の空間構造

(1) 地域区分

表1に示したとおり、大字面縄の行政上の標準語的な名称はオモナワで、方言ではウンノーである。土地の人々は面縄を上面縄（ウエオモナワ）、東面縄（ヒガシオモナワ）、西面縄（ニシオモナワ）の三つの地域に区分している。東面縄と西面縄は県道沿いに位置し、それより一段と高いところに位置するのが上面縄である（図2参照）。

県道沿いの東側すなわち面縄中学校近辺が東面縄である。方言ではアガリバー（東浜）と呼ばれているが、それに漢字を宛てヒガシハマとも呼ばれている。上面縄の人々が分出した地域とされ、「言葉も一緒」であるとされる。伊仙町の一つの行政区になっている。

その反対の西側すなわち面縄小学校の近辺が西面縄である。方言ではイリバー（西浜）と称されているが、それに漢字を宛てニシハマとも称されている。字界としては面縄に入っているものの、行政区は古里である。

土地の人々がオモナワないしウンノーと言うと、普通は東面縄と西面縄を除く、上面縄の地域を指している。「ムラ」という場合も同様である。上面縄は現在の行政区としてさらに上面縄東と上面縄西に分けられている。

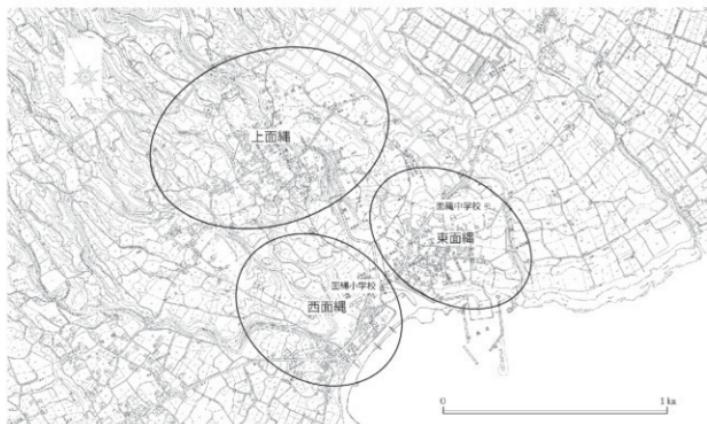


図2. 面縄の地域区分

2015年2月末日現在、上面繩東の世帯数は87世帯、人口171人（男性86人、女性85人）であり、上面繩西の世帯数は118世帯、人口242人（男性118人、女性124人）である。土地の人々は人口の減少傾向を意識しており、表1の世帯数と比較すれば、1年間だけでもその大まかな傾向は窺える。

行政区としては東と西に分けられていても、上面縄として区長は一人である。豊年祭などの伝統的な民俗行事も一緒に挙行してきた。村落の空間構造も上面縄すなわち「ムラ」としての「面縄」に限定したい。

村落祭祀に関わる聖地を取り上げる際には、大字の中の小字についても知る必要がある。何故なら、小字名そのものが聖地の名称であったり、あるいは聖地の区別に用いられたりするからである。参考までに、本多義統の報告によって小字の位置と小字名（図3）を掲げておきたい〔本多 2001: 26-27〕。

小字のうち四角で囲ったウガンウスジ、白井田、前当り、坂水、大里、西半田などは、聖地の所在する場所として重要である。その点をあらかじめ確認しておきたい。



図3. 面綱の小字

(2) 聖地の現況

現在、面縄の人々に最も強く意識されている聖地は、「アムトゥ」と称され、特定の家の屋敷内後方か、あるいは屋敷後方の隣接地にあるものである。従来の諸報告は大方それを「アムト」と記してきた〔たとえば、徳富 1976、仲松 1984、小野 1987、徳富 1996、泉 2004など〕。本稿でもそれらに倣って、土地の言葉としてはアムトゥを用い、説明上の便宜的な用語としてアムトを用いる。

通例だと、アムトは石かブロックで方形に囲われ、その中に砂が盛られ、火の神と思われる小石三個、および盃などが置かれている。開いは縦横ともせいぜい 1.5 m ほど、高さが 60 から 70 cm ほどである。開いがなく、砂だけ盛ったものもある。図 4 に示したとおり、サーミイジスアムトゥ（坂水のアムト）、メータリスアムトゥ（前当りのアムト）、ナガクンアムトゥ（ナガクのアムト）、トゥネイスアムトゥ（トネのアムト）、トーマシスアムトゥ（トーマシのアムト）。

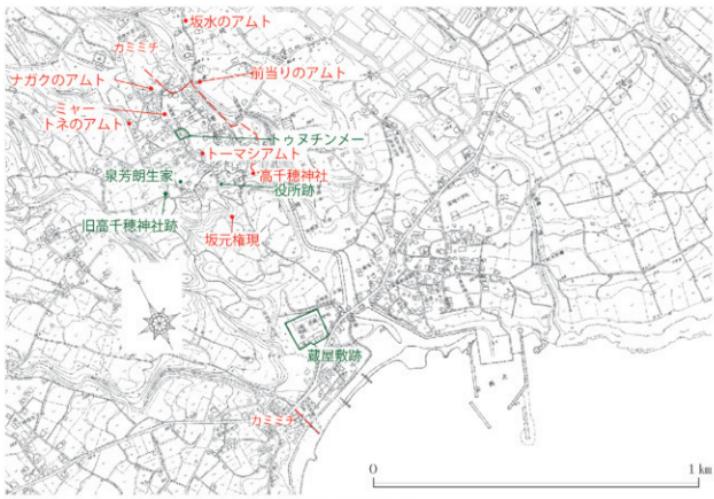


図4. 面縄の聖地

などである（写真1～写真5参照のこと）。なお、アムト同様「トゥネイ」も「トネ」と記す。

それらの名称は小字名か屋号をアムトに冠している。坂水と前当りはアムトの所在する小字名で、ナガクとトネおよびトーマシは屋号である。ちなみに、トネのアムトはその所在する小字名を付けて大里のアムトと呼ばれることもある。また、トーマシはアムトのある家に隣接する他の2軒の屋号にもなっており、小字の中のさらに小地名の可能性もある。

それらの他に、今では姿を消してしまったアムトが一つあったことも記憶されている。図4のミヤーと称される場所には、かつて長さ約20 m、中央部の幅約7 m、高さ約35 cmほどで、舳先を南に向けた舟形の石積建造物があった。舳先には3段の階段の昇降口、ほぼ中央東寄りにウスク（榕樹）の大木があった。そのウスクの下、すなわちウスクンサーに海の白砂が盛られていた〔仲松 1984: 14〕。そこはウスクンサースアムトウ（ウスクの下のアムト）と呼ばれていた。

戦後じまではその大木もアムトもあった。しかし、昭和23年か24年頃の台風で枝が折れたために切り倒された。また、昭和30年頃にはキビ運搬用のトラックを通すため、舟形の石積を取り払い、道路を拡張した。その際に、既に拌まれなくなっていたアムトも敷き均された（写真6参照）。

ウスクの大木が切り倒されるまでは、その本陰は人々の憩いの場であり、集会場にもなっていた。ミヤーはかなり広く、大人達がそこで相撲をとり、人垣が出来るほどであった。名瀬から劇団が来て、そこで上演したこと也有った。つまり、ミヤーは面縄の人々の語らいの庭であり、交流の場になっていたのである。

ところで、アムトに如何なる神が祀られているかについては土地でも明確な伝承は得られない。特定の旧家の祖先が祀られているのではなかろうかとする漠然とした説明が聞かれる程度

である。ただ、村落全体の聖地ではないとする点はどちらの話者にも意識されているようである。

アムトは特定の家の屋敷内後方か、あるいは屋敷後方の隣接地にあると既に述べたが、その特定の家がそれを管理し、祭祀の中心となる（あるいは、なった）。管理家が面縄に居住し、今日でも実際に祭祀の対象になっているのは、トネのアムト（屋号トゥネイの柴家が管理）、トーマシのアムト（屋号トーマシの富岡家が管理）だけである。ナガクのアムトはつい最近まで貞家（屋号ナガク）が管理し、その親戚の者たちと若干の近隣の者たちと一緒に拝んでいた。前当りのアムトは管理していた池田家が同じ面縄内に引っ越しし、10数年前までは祭祀を行っていた。坂水のアムトとウスケンサーのアムトはそれぞれの管理家、根本家と桂家が他所に転出したため、戦後の早い時期から拝めなくなってしまった。

旧暦の4月と8月に拝みを行っている（あるいは、行っていた）。管理家を中心に一重一瓶持参で祭祀を執り行うが、供物はお神酒だけである。また、一重一瓶で時間をかけて、飲んだり、食べたりはしない²。ナガクのアモトでは、かつて手踊りもあったと伝承されている。

面縄においてノロの継承は「明治3年（1870）のメツトガネという人を最後にしてなくなったといわれている」〔泉 2004:56〕。つまり、最後のノロは明治初期に途絶えてしまっているので、現在では村落祭祀の対象ないし場としての聖地が意識されていないことはそれなりに理解できる。しかし、アムトを手がかりにすれば、かつての姿が浮かび上がってくるのである。

（3）村落祭祀の聖地

奄美諸島の他の島々、例えば奄美大島や加計呂麻島などにおいてトネないしトネヤ（トネ屋）は村落祭祀の儀礼を執り行う場であったり、供物を準備する施設であったり、あるいは祭祀儀礼の施行者である神役を継承する家であったりという具合に、村落レベルの祭祀と深い関係にある。その点が面縄ではどうなっているかというと、六つのアムトのうち坂水のアムトとトネのアムトはトネ屋とセットになっている。

その事実を踏まえ、村落祭祀に関わる聖地として、仲松は坂水のアムトとトネのアムトに注目している。



写真1. 坂水のアモト



写真2. 前当りのアムト



写真3. ナガクのアムト



写真4. トネのアムト



写真5. トーマシのアムト

坂水のアムトに関しては次のように述べている。「アムト神に向かってその左側は竹と雑木の小面積の平坦地をなしているが、その場所は広さ2間四方のトネ屋跡である。マツン田（神田のこと）の米を捧げ、氏子の各家から募った米で造ったミキを捧げたのである。アムト神とトネ屋跡と僅かに離れたちょっとした広場では、神舞いが行われていたといわれている。しかしてこのアムト神を祀る聖林をクサテ（腰当）にして坂水アムト集團の宗家があったが、現在は他に移居し、草茂る空き屋敷となっている」〔仲松 1984: 12 - 13〕。

トネのアムトに関しては次のとおりである。「アムト神は宗家のトネ屋の背後的小高いところにあったが、移動して家屋の西側（谷の上）に祀られている。坂水の如き特別なトネ屋は設けられていないので、アムト神を拝して後の祭りは宗家の室内で行われたという」とした上で、その「マツン田は、宗家の東側に接した上手に三角形をなしている部分だといわれ、現在甘蔗が植えられている」と述べている〔仲松 1984: 13〕。

要するに、坂水のアムトの側にトネ屋、前方に一族の宗家があった。トネ（大里）のアムトは一族宗家の屋敷西側にあり、宗家自体がトネ屋でもある（屋号もトネ）。アムトを拝した後に、坂水ではトネ屋で、大里ではトネ屋でもある宗家で、マチン田（祭田）の米を捧げ、一族から集めた米でミキを造って捧げたのである。

さらに、仲松は「徳之島では、村祭祀のあるところは何処の村にもマチン田（祭り田か）がある」〔仲松 1984: 14〕とし、坂水のアムト・トネのアムト以外のマチン田とセットになっているアムトについても注目している。それがナガクのアムトである。そのマチン田は面縄から北に遠く離れた中山地域にあるとされている〔仲松 1984: 14〕。

ナガクのアムトはナガク（貞家）の屋敷後方の隣接地にある。その家には門が二つあり、家に向かって右側（東側）はアムトに通じていて、左側が普通の出入り口になっている。貞家の祖先は古代沖縄から派遣されたナガクンヒヤー（ナガクのヒヤー）であると伝えられ、このヒヤー家から代々の親ノロが出ていた〔仲松 1984: 13〕。

坂水・大里・ナガクのアムト以外に、村落祭祀と絡んでいたと思われるウスケンサーのアムトである。仲松によれば、「ウスケンサーの下方の隣接した森林地はオホガンツカサ」と称されていた。さらにその南側の広場はトゥンチンメーと呼ばれていた。〔仲松 1984: 14〕。

今日では記憶されていないが、『伊仙町誌』によれば、かつて面縄にもアシャゲがあったとの古記録がある〔伊仙町誌編さん委員会 1987: 446〕。奄美諸島の他の地域では例だと、アシャゲがあつて、その前の広場はミヤーと称され、八月踊りや相撲などが行われる。面縄でミヤーと呼ばれている場所は一ヵ所だけで、昭



写真6. 舟形積石建造物跡地



図5. ウガングスジと遙拝所

和30年頃まであった舟形石積の中の広場である。石積やアムトがなくなつても、その地名だけは残っている。現在八月踊りや相撲が行われているのはかつてのトゥンチンマーである。それらの点から推し量ると、人々の記憶にもないアシャギの場所はオホガニツカサで、そのミヤーが舟形建造物の中の広場ではなかつたかと思われるが、その点については後に再度詳しく取り上げたい。

以上の四つのアムトは、トネ、マチン田、ミヤーなる地名および場所の性格などから、かつての村落祭祀と深い関係にあったであろうことが容易に推し量られる聖地である。それを確認した上で、さらにもう一ヵ所、注目すべき聖地がある。

それが村落から北側約1.5kmにあるウガンウスジと称される高さ160mほどの台地である。(図5参照)。奄美諸島の他の島々の場合、ウガン(またはウガミ=拌み)は村落を護る神の鎮座する聖地であり、ウガンウスジ(拌み御筋)とはその最も高所ないし最も聖なる場を意味している。したがって、位置や名称からすれば、面繩のウガンウスジもその種の聖地であると思われる。

そこはウガンウスジ以外に、ウガングスク、ウンノウグスク、アジ屋敷などとも称されている。そして、「面繩の村人からは神山として、その木を切ったりすると、神様の祟りがある」とされてきた。現在でも年寄りはウガン山を荒らすと障害があると信じている」[泉 2004: 87]。

「神山」とはいっても、今日ではそこに村落を加護する神が鎮座しているとの意識はほとんどない。しかし、仲松はその「背後崖中に人骨収納洞穴」のあること、一帯の地名が「ウガミ原」であり、最高所の「草地から鳥目（錢）が出土し」、それが「御供え」と思われることなどから、「アジ屋敷が面繩の拌所をなしていることが判った」としている〔仲松 1984: 7〕。つまり、面繩の「御嶽」であるとするのである。

ちなみに、仲松によれば、「アジ屋敷というところは、石積み壁三段の、弧状台地の背後の高所をなしていた」のであるが、現在では「ブルドーザーで削り均され」、「到底立ち入り不可能な3m丈の密生したススキ原となっている」〔仲松 1984: 8〕。

(4) ノロ祭祀と舟形建造物

四つのアムトにウガンウスジを加えると、面繩のかつての村落祭祀の空間がある程度まで浮かんでくる。ただ、それをより鮮明にするためには、村落の祭祀センターとでもいうべきアシャゲがいつ頃まで、何処にあったのかを正確に把握した上で、ノロなどの執り行う祭祀儀礼においてどのように位置づけられていたかを知る必要がある。

仲松の聞き取りによれば、ノロなどによる祭祀において、ウガンウスジは遠すぎるので「ヒヤ一家の背後約200m隔てた樹林茂る丘（ここにノロ墓があるとのこと。拌泉ソージゴーと同じ）より遙拝したといわれる。(図5参照) そして、ヒヤ一家で諸準備が整えられた後の順路は、「坂水アムト神→トネ（大里）のアムト神→ウスクンサー→オホガニツカサ→浜辺砂丘のヒンニヤテであった」とのことである〔仲松 1984: 14〕。また、「ノロによる祭祀の終了地はオホガニツカサ」で、「ヒンニヤテでは白砂を盛り上げ、その周りを男女が舞い廻り、帰りには各自砂をひと握りずつ持ち、田・畑に投げて豊作を期待したという」〔仲松 1984: 14〕。

現在ではノロなどによる村落祭祀についてまったく話が聞けないだけに、仲松による報告は極めて貴重である。ただ、仲松も1例しか挙げていないので、可能ならばそれをかつての村落

祭祀全体の中で捉えることが望ましい。

それに関しては『伊仙町誌』の「神祭り面縄ノロの例（面縄ノロ田畠家古記録から）」〔伊仙町誌編さん委員会 1987:446〕とする資料によって可能である。ただし、その「田畠家古記録」の所在が現時点では分からなくなっているので、いつの「古記録」なのかについての正確なことは知ることが出来ない。

神祭り面縄ノロの例（面縄ノロ田畠家古記録から）

- 一 ノロ祝、一月二日、ウヤノロ（親ノロ）の家で扇、書類などを飾ってお祝いをする。
- 二 ウムケ（お迎え）、二月初壬の日アシャゲに集合し古里の海岸のヒンニヤテ（貧見丘）に行き、神を迎えるアシャゲで祭る。
- 三 カミツケ、三月初壬の日にアシャゲで神祭りをする。
- 四 オウクリ（お送り）、四月初壬の日アシャゲから海岸へ神を送る。この時は未婚の女性達も多く参列して一日中踊り歌いアシャゲに帰って解散する。
- 五 ミーフー（新穗）六月初庚の日ウヤノロの家にて、初穂を釜で煮るまねをして唱えごとをする。
- 六 アラ穂花、ミー穂の後の壬の日エーリ（ノロの兄弟）の家に神人（かみんちゅう）を招待して新米のご飯、吸物、ミキを獻じてノロの神事をねぎらう。その後の庚の日にアシャゲに早朝集まり唱えごとをする。
- 七 ナーウリキジャリ、アラ穂花の後の庚の日と辛の日に、エーリの家でアラの穂花と同じことをする。
- 八 ナーウリキジャリの後アシャゲで神祭りの後綱引きを三回行う。
- 九 フユヌメーリ（冬参り）十一月の初の戊の日エーリの家で芋類をウナリである神ん人に献げる。十一月の初めの己の日、アシャゲで芋類の豊作を祈願する唱えごとをする。

その内容から「田畠家古記録」は少なくとも「安政二年（一八五五）に徳之島代官速水郷右衛門が呪詛禁止令を布達し、神立女、神木屋、ヨタを嚴禁する」〔坂井 1992（1917）:100-101〕以前のものであることは間違いないと思われる。「神立女」はノロなどの女性神役、「神木屋」はアシャゲを意味するものと解されるので、それらが嚴禁される以前の記録と見なされるのである。

この資料と照合すると、仲松の報告する祭祀は4月のオウクリと一致する。つまり、來訪神を送る儀礼である。「田畠家古記録」ではアシャゲから海岸に神を送り、一日中歌い踊ってからアシャゲに戻って解散するとしている。一方、仲松はノロによる祭祀の終了地はオホガソツカサであるとしている。したがって、ノロ祭祀の終了地として「古記録」のアシャゲと仲松のいうオホガソツカサ、および「古記録」の「海岸」と仲松の「浜辺砂丘のヒンニヤテ」はピッタリ重なるのである。

仲松は自身が報告した祭祀について、「南海の彼方から來訪された神はノロ神のアジに迎えられ、押み山の神や坂水・大里のアムト神に迎えられ、感謝され見送られ、このウスクンサーで別れの宴の後に南方の神の國に船出なされる。この船を追うて村人は浜の砂丘上のヒンニヤテまで行ったということになろう」と解釈している〔仲松 1984:14〕。仲松が「ウスクンサーで別れの宴の後に南方の神の國に船出なされる」とする点は、当然ながら舟形建造物を念頭に置いてのことであろう。

オホガンツカサは舟形建造物の南側に隣接していた。ミヤーと称される舟形建造物の舳先は南に向いており、そこに三段の石段が付いて出入り口になっていた。それらは伝承で確認されている事実である。その仲松のいうオホガンツカサが、祭祀儀礼の過程からすれば、上記のとおり「田畠家古記録」のアシャゲとピッタリ重なるということなのである。

そうなると、舟形石積のミヤーはどういうことになるのであろうか。琉球弧の他の地域、特に沖縄本島北部の事例ではアシャゲのミヤーに繩を張って船の形を作り、その中で来訪神を送る儀礼を執り行う。それに対して、面繩では繩ではなく石を積んで船の形を造り、その中で儀礼を執り行っていた。そう理解せざるを得ないことになるのである。

アシャゲが代官の命令で打ち壊され、ノロなどによる祭祀も嚴禁されたにもかかわらず、「神木屋」すなわちアシャゲではない石匂いのミヤーは存続した。それが昭和30年頃に姿を消し、地名のミヤーのみ残った、と理解されるのである。

（5）面繩の村落空間

四つのアムトやウガヌウスジに仲松の報告したオホガンツカサとヒンニヤテー、および「田畠家古記録」に登場するアシャゲと海浜などを加えると、村落祭祀から見た面繩の空間構造を描くことが可能となる。

集落の背後（北側）にはウガヌウスジとその遙拝所がある。集落の内部は、中央北側の最も高所にナガクのアムトヒヤ一家、東側の最高所に坂水のアムトトネ屋、西側最高所にはトネ（大里）のアムトトネ屋、中央部にはアシャゲ（オホガンツカサ）とミヤー、海辺にはヒンニヤテーがある。そして、集落内の聖地からヒンニヤテーまでは、今では部分的にしか残っていないものの、カミミチ（神道）で繋がっていた。仲松によれば、坂水アムト集團も大里アムト集團も宗家が最も高所にあり、分家はその下方に展開することになっていた。そして、両宗家の中间に両アムト集團をまとめるかのようにヒヤ一家が位置している。

このように、ウガヌウスジからヒンニヤテーまでの聖地相互の位置関係に宗家・分家間の相対的位置関係まで重ねると、面繩の空間構造が浮かび上がってくる。それは薩摩の代官によって禁止された村落祭祀がその空間構造だけを辛くも今に伝えているのである。現在では一つ一つの聖地が村落祭祀の脈絡における意味を失っているとはいえ、再構成すれば、全体として村落そのものよってきたる所以を顯示しているのである。

3. 阿權村落の空間構造

（1）位置と人口

阿權の東側は鹿浦川を境にして伊仙に接し、西側は阿權川を境にして木之香と接している（図6参照）。鹿浦川と阿權川は切り立った渓谷になっている。それら二つの河川に挟まれた、なだらかな傾斜の台地上に位置しているため、昭和34年に新福橋と新阿權橋が架かるまでは、まるで陸の孤島状態だったという。小学校も明治時代から今日まで阿權だけで一つの学区としてやってきた。なお、集落の南は東シナ海に面し、阿權浜が広がっている。

阿權は伊仙町の大字の一つである。行政上はアゴンと呼ばれているが、方言ではアグンと称されている。明治41年の島嶼町村制施行以前は「村」であった[伊仙町誌編さん委員会 1978:15]。戦後になって、二つの行政区に分けられ、一時期だけ区長もそれぞれ一人ずついた。しかし、その時期を除けば、行政区は分けられていても区長は一人であり、豊年祭も昔からずっと

と一緒にやってきた。

2015年2月末日現在、東阿權は87世帯、人口171人（男性86人、女性85人）で、西阿權は126世帯、人口242人（男性118人、女性124人）である。また、生業はキビ作を中心の兼業農家が多い。

（2）集落と聖地

阿權は全体的には家屋が耕作地の中に点在する散居集落である。ただ、鹿浦郵便局と新阿權橋の間に広がる家並みは緩やかな塊状をなしている。その塊状地域の中にトゥヌチ（殿内）と称される4軒の家がある。いずれも、近世に郷士格だった平（たいら）家の子孫で、見るからに立派な石垣で囲まれている。その中でも、屋敷地が三角形になっているトゥヌチの石垣が最も立派で、一見城郭と見紛うほどである（写真7参照）。

トゥヌチの背後的小高い丘陵に神社がある（写真8参照）。コンクリート製の鳥居には「阿權八幡神社」と刻されているものの、土地の人々の通称はティラである。今年数えの88歳になる古老によれば、「ティラはもともとそこにはなかった。かつてはトゥヌチから阿權小学校に至る道の東側にあり、樹木が生い茂った小高い場所だった。100年以上も前に薩摩の強制により、現在地に移動させられた」とのことである*3。

幸田宗行『阿權の今昔』によれば、「阿權の寺」はかつて「牛馬の疫病が流行して來たので之を要えた谷口氏の先祖の方は七日七夜、海へ通い七尋の海底にもぐり、お告げの御神体を探して持ち帰り拝むようになり以後一族の氏神様として拝まれるようになったとのことである〔幸田 1987:51〕。しかし、奄美諸島におけるティラは、通例、村落レベルの聖地であることを考慮すれば、阿權のティラも同様の性格であったと考えられる。つまり、谷口一族が深く関わっていると伝えながらも、阿權の村人全体を守る神の聖地が薩摩の強制で現在地に移されたと理解できるのである。

となると、今日の神社の場所に元々なにがあったのかという点が問題となる。『伊仙町誌』によれば、阿權八幡神社は平（たいら）家の先祖で郷士格だった平福憲（寛政12年生・嘉永



図6. 阿權の集落と聖地



写真7. 城郭のような石垣



写真8. 阿權八幡神社（ティラ）

2年没)の弟、福里が建立して同家一族の守り神としたという記録がある[伊仙町誌編さん委員会 1978:442]、とのことである。

要するに、阿権八幡神社は始めは平家一族の氏神であったが、そこに元のティラに祀られていた神を合祀したのである。そのような経緯があるために、島居には「阿権八幡神社」と刻されているにもかかわらず、土地の人々は通称としてもっぱらティラを用いているのである。

ティラの神社への合祀がいつ頃行なわれたかについて、幸田宗行は次のように述べている。「明治中期頃現境内は窟田茂徳氏が土地を提供してくれた結果、境内を拡張し二体の氏神様が合祀され、文武の神、島守の神」が鎮座することになった[幸田 1987:51]。

残念なことに、その文中で「明治中期頃」とする根拠は明示されていない。境内拡張の時期が明治中期頃であったとしても、上記の88歳の古老人は「薩摩の強制で」ティラが現在地に移されたと伝え聞いており、その伝承に基づけば、合祀は少なくとも近世末期頃になされたと理解すべきであろう。

ところで、阿権にはミヤーと呼ばれる（あるいは、呼ばれた）広場が三カ所有る。北から順に、マガリゴーのミヤー、ヒラゾーのミヤー、シモナカのミヤーである。普通は単にミヤーとしか呼んでいないが、敢えて区別する必要があるときは、小字名を付けているのである。マガリゴーのミヤーは阿権小学校の体育館辺りで、戦前は闘牛場だった。現在はない。

旧8月の十五夜には豊年祭が挙行される。小学校の校庭でまず綱引きを行う。郵便局の前から新阿権橋に伸びる道を境にして、北側を上組、南側を下組に分けて、一本綱を引き合う。綱が切れるまで引っ張り合うことになっているので、どうしても切れないときは青年達が刃物で切断する。その時点での真ん中が「よった方が勝ち」である。綱引の後で、ヒラゾーのミヤーで相撲を取る。

神社との関連で注目されるのは旧6月のロッカクドー（六月燈）と称される行事である。阿権神社への参拝のあとで、その広場で相撲大会が開かれる（写真9参照）。つまり、鹿児島県下では有名な六月燈に合わせて⁴、阿権では集落レベルの相撲大会が開催されているのである。そればかりか、その日は神社から下の道まで提灯が並び、壯観であるという。

（3）阿権の空間構造

ノロその他の女性神役達の主導する村落祭祀について伝承ではまったく聞けず、文書資料も皆無である。その上、かつての村落レベルの聖地だと考えられるティラについても移動合祀の時期すら明確ではない。したがって、それらに基づく村落の空間構造についてはもはや再構成不可能である。

ただし、土地の人々にティラと称されている阿権八幡神社を中心とする空間的構成は極めて単純ながらも、今日でもある程度土地の人々にとって意味を持っていると思われる。旧暦6月のロッカクドー（六月燈）と称される行事には、各家庭で思い思いの供物を準備して、神社の神様にお供えし、健康祈願を行う。戦前は区長を中心に祈願を行ったとされているが、今日では各家庭ごとに行っている。その後、境内の広場で相撲大会が行われ、夜になると、神社から



写真9. 阿権神社境内の広場

下の道まで提灯が並ぶ。

阿權にはミヤーと呼ばれる（あるいは、呼ばれた）広場が三カ所有る。旧8月の十五夜の豊年祭には、神事はなく、かつてミヤーだった小学校の校庭でまず綱引きを行う。郵便局の前から新阿權橋に伸びる道を境にして、北側を上組、南側を下組に分けて、一本綱を引き合う。その後で、別のミヤーに場所を移して相撲を取る。綱引や相撲などを行っているミヤーは、奄美諸島の他の事例では村落の祭祀場に隣接する広場であり、神社以前の姿の片鱗を伝えているのである。

おわりに

今日では姿を消してしまった面繩のミヤーの舟形石積は、琉球弧の他の島々では見られない独特の建造物である。それが他の島々におけるアシャゲのミヤーであることはほぼ間違いないであろうが、いったいいつ頃建造されたかについて知ることのできる資料はまったく残されていない。面繩という一つの村落に歴史が如何に堆積しているかを知る意味で、その時代についても考えてみる必要があるであろう。少なくとも、ノロなどによる村落祭祀が禁止される以前か、あるいは以後かについては、大まかな想定が可能であると思われる。

その建造物はアシャゲのミヤーとしては目立ちすぎる。したがって、アシャゲが打ち壊され、ノロなどによる村落祭祀も嚴禁された後に、わざわざそれが建造されたとはとても考えにくい。むしろ、薩摩藩による琉球侵攻以前の建造と見るのが妥当ではなかろうか。琉球弧全城を見渡しても、面繩以外に舟形石積のミヤーはない。その想定される時代性と琉球弧唯一という希有性を考え合わせると、極めて貴重な建造物だったことになる。面繩の歴史的文化的景観を捉える際には、その点も考慮に入るべきであろう。

面繩には先史時代から今日まで、各時代を語る遺跡や遺物、文物がひしめいている。繩文時代平行期から弥生時代を経てグスク時代初期の遺跡まで揃っており、カムヤキを焼いた窯跡も3kmほど北側の近い位置にある。また、琉球王国時代の祭祀空間や遺構、風葬の第二次葬の墓地、薩摩支配下の砂糖の保管所跡や積み出し港および神社、さらに戦後の復帰運動の先頭に立った泉芳朗の生家と墓なども面繩にあるという具合である。まさに、琉球弧の歴史と文化を語るに相応しい貴重な村落だといえよう。

ところで、仲松弥秀は面繩の神社に関して次のように述べている。「県道筋から上面繩に上つて行った坂道左方に坂元権現があり、上りつめたところに高千穂神社がある。その何れも上面繩村落共同体とは無関係な個人創建の社である」[仲松 1984: 12]。

それを本稿の脈絡で理解すると、坂元権現も高千穂神社も村落の空間構造にはさしたる影響を与えていないことになる。面繩では集落の最も後方の小高い場所に琉球王朝から遣わされたとされるヒヤー（大屋子）の家があり、そのさらに後方にウガンウスジが位置している。

それに対して、阿權では薩摩の影響で村落の聖地が合祀されたと伝えられる神社が今日における村落の空間構造に重要な位置を占めていて、神社以前と想定される祭祀場はそれと切り離されている。と同時に、集落の最も後方に薩摩から郷士格の身分を賜ったとされるトゥスチがあり、神社はその背後的小高い丘陵上に位置しているのである。

面繩と阿權の違いは好対照で、歴然としている。集居集落の面繩では琉球の空間構造を維持したまま、村落祭祀が途絶えた。一方、散居集落の阿權ではそれが維持できない状態で村落祭祀が途絶え、神社の祭祀へと移行した。文化の変化の仕方に何らかの一貫性があるとすれば、両者の違いは我々に何を語っているのであろうか。私の理解では、伊仙町に多いとされる散居

集落の形態そのものが琉球弧の伝統から逸れたものであり、薩摩の影響下で発生したことを物語っていると思われるのである。

注

- * 1 弓削教己氏のご教示による。
- * 2 今日の調査では、その程度しか聞けないが、1970年代の徳富の調査では、より詳細な聞き取りが可能だった【徳富 1976】。
- * 3 阿椎の相撲に関する私の報告【津波 2012】ではティラの位置を誤解していたので、本報告とのおりに訂正したい。
- * 4 鹿児島県観光連盟と鹿児島県観光交流局観光課がインターネットに掲載している「六月燈」の説明(<http://www.kagoshima-kankou.com/guide/special/007/>)を参考までに掲げておきたい。
「旧暦六月（現在は主に新暦七月）に県内の神社や寺院で、それぞれ日を定めて行われる夏祭り」「ロッガドー」の呼び名で県民に親しまれています。鹿児島市などでは、七月に入ると毎晩のように市内の数か所で催され、月末まで続きます。
氏子の家では燈ろうの木枠を保存しておき、さまざまな絵や文字を書いた和紙をこれに張りつけて、社寺に奉納。社寺ではこれを境内に張り渡した網に吊って灯を入れます。当日は奉納の芸能があつたり、夜店が出て賑わいます。
由来については島津 19代藩主光久が上山寺新照院の觀音堂を造立して参詣した際、たくさんの燈ろうをつけさせたので、だん家でもこれにならって燈ろうを寄進したのが始まりといわれています。
また、「六月のオツマアゲ」といって早馬神や鎮守様などにお燈明を上げ、牛馬の疫病祓いや田の病虫害駆除を祈る習わしがあり、こうした民間の行事が洗練されて六月灯の祭りになったのだろうという説もあります。

参考文献

泉 義正

2004 「伊仙町の民俗文化—泉義正遺稿集—」 自費出版

伊仙町誌編さん委員会

1987 「伊仙町誌」

小野 重朗

1987 「イビとアムト」谷川健一編『日本の神々 神社と聖地 13』白水社

而縄小学校創立百周年記念事業推進委員会記念誌部編

1996 『学校創立百周年記念誌』

坂井 友直

1992 (1917) 「徳之島小史」『奄美郷土選集』第1巻 国書刊行会

津波 高志

2012 「伊仙町阿椎の辯に帯の鳥相撲」琉球大学「人の移動と21世紀のグローバル社会」プロジェクト
下編「人の移動と21世紀のグローバル社会」韓国班調査報告書第5番

徳富 重成

1976 「生活と信仰 衣食住の今昔」『上面縄地区調査報告書第1集』徳之島郷土研究会

1996 「アムトの紹介」「徳之島採集手帳—徳之島民俗の聞き取り調査—」鹿児島短期大学付属日本文化研究所

仲松 弥秀

1984 「徳之島探訪—特に伊仙町」『徳之島調査報告書(1) 一地域研究シリーズNo.6—』沖縄国際大学
南島文化研究所

本多 義統

2001 「面縄の村落組織について—上面縄を中心にして—」『シマー琉球大学民俗学実習調査報告書—
第3号』 琉球大学法文学部人間科学科民俗学研究室

琉球大学法文学部人間科学科民俗学研究室

2001 「シマー琉球大学民俗学実習調査報告書— 第3号】

第Ⅲ章. 明治初期における徳之島の名字について -明治 12 年大島郡竿次帳を基礎史料として-

松山 哲則（徳之島郷土研究会）

はじめに

本稿は、明治 12 年当時の土地所有者の氏名から名字を集め、村ごとにまとめたものである。利用したのは「明治 12 年大島郡竿次帳」（写真 1）である。徳之島の竿次帳には土地所有者の氏名が記載され（写真 2）各村が原則 1 冊（母間は 3 冊・亀津は 2 冊）でまとめられ 43 冊（40 ヶ村分）が現存する。ちなみに当時、徳之島の村の総数は 45 である。



写真 1
表紙「亀津村・武冊のうち老番」

 A photograph showing several pages of the 'Kajima Village - Busho' ledger. The pages are filled with dense handwritten Japanese text in black ink, organized into columns. The columns represent 'Name' (字), 'Land Plot' (地番), 'Land Use' (地目), 'Area' (面積), and 'Owner's Name' (所有者名).

写真 2
上から「字」「地番」「地目」「面積」「所有者名」

*「竿次帳」は国立公文書館・つくば分館（茨城県つくば市）所蔵で閲覧が可能である。

奄美諸島の名字については複数の書籍や辞典で「一字姓」、「珍しい名字」、「多い名字」など全般の特徴については述べられているが取り上げている名字の数は少ない。また島や集落ごとに竿次帳を利用した名字研究は管見のかぎりまだない。徳之島について利用した竿次帳(43 冊)の土地情報は 1 頁あたり 10 筆で約 9200 頁である。

竿次帳の作成された明治 12 年は明治 3 年「平民名字許可令」明治 8 年「平民名字必須義務令」からわずかに数年後で徳之島の島民の大半はこの時期に「名字」を得たといえよう。すなわち島の人々の名字原点を知ることのできる貴重な史料といえる。早い例としては藩政期に徳之島 38 家に与えられた「郷士格（ごうしかく）」^(※1) の一字姓がある。

(※1) 郷士格（38 家）『奄美郷土史選集・第 1 卷』（平成 4 年） p 123-124

記・龍・堀・坂・亀・篤・柳・春・津・盛・紀・山（亀津）東（和徳瀬）林・福（花徳）井・奥・閑・太（井之川）竹（目手久）徳（喜念）泉・院（面繩）伊・寛・義・閑・陽（伊仙）竹（検福）平・栄（阿權）・松（当部）・系（糸木名）琉（岡前）柳（阿布木名）・西（松原）時（兼久）永（浅間）

- 村ごとに名字を見していく際の留意点は下記のとおりである。
- 1・史料の性格上、土地所有者の名字に限定される。
 - 2・土地所有者が記載された村の居住者でない場合もある。
※同一と思われる所有者が隣接の村にあるケースが見受けられる。
 - 3・名字の割合はその条件設定で異なる^(※2)。
※今回は、村ごとの名字の種類を数で示した。
 - 4・同一文字の読み方による区別はしていない。
※「政（まさ）」「政（つかさ）」「納（のう）」「納（おさめ）」など判別不能のため。
 - 5・同音と思われるが異なる文字はそれぞれ取り上げた。
※「実（さね）」「實（さね）」、「宝（たから）」「寶（たから）」、「寿（ことぶき）」「壽（ことぶき）」など
 - 6・徳之島全域（45ヶ村）の名字を網羅するものではない。
※使用した情報・史料は竿次帳（土地台帳）で現存する40ヶ村分である。
- 明治12年（1879）の名字と現代の名字比較ができるよう「電話帳（2013版）^(※3)に見る徳之島の名字」として徳之島町・天城町・伊仙町を五十音順にまとめた。（※ 固定電話を所有し個人情報の掲載を承諾している範囲に限定された資料といえる）現在、徳之島に居住する人々の名字の一端を知ることができる。明治12年と現代では徳之島と他の地域との人々の往来は比較にならない。人々の交流が頻繁になり徳之島に居住する人々の名字は135年前には見られなかった名字がある一方で今日に続く一字姓・二字姓も見受けられる。このまとめを「現在の徳之島・名字データベース」として利用していただければ幸いである。
- まず明治12年の徳之島全体の一字姓・二字姓・三字姓の割合を徳之島の地図上（図1）で概観し次に各村の名字を個々に見ていただきたい。

(※2) 参考例

集落A （土地所有者数100人・名字の数10・一字姓5・二字姓5の場合）

名字	東・井・福・栄・徳（一字姓）	有川・石原・宇田・遠藤・大保（二字姓）
例1・種類	5 (50%)	5 (50%)
例2・人数	20人 (20%)	80人 (80%)
例3・人数	80人 (80%)	20人 (20%)
例4・人数	50人 (50%)	50人 (50%)

↓
条件で異なる
↓
条件で異なる

(※3) [NTT西日本ホームページ・2013年5月発行（奄美版）] 2013.2.8 現在

1. 竿次帳（明治12年）に見る徳之島の名字

(1) 手々村 100（一字姓51・二字姓49）

浅・當・樋・勇・起・梅・内・勝・神・葛・川・古・儀・義・壽・栄・澤・里・貞・仁・佐・砂・寶・谷・保・定・田・民・富・昇・登・典・原・太・元・廣・古・久・正・政・益・溝・萬・峯・森・盛・松・与・芳・行・和
井上・福富・栄田・小倉・牛島・神田・川口・川畑・清山・柳原・清水・清山・佐武・崎島・田原・太良・塙田・仲島・中島・永吉・永良・西田・西林・西元・西村・西邑・西山・林山・原口・深見・藤井・福田・堀田・前田・

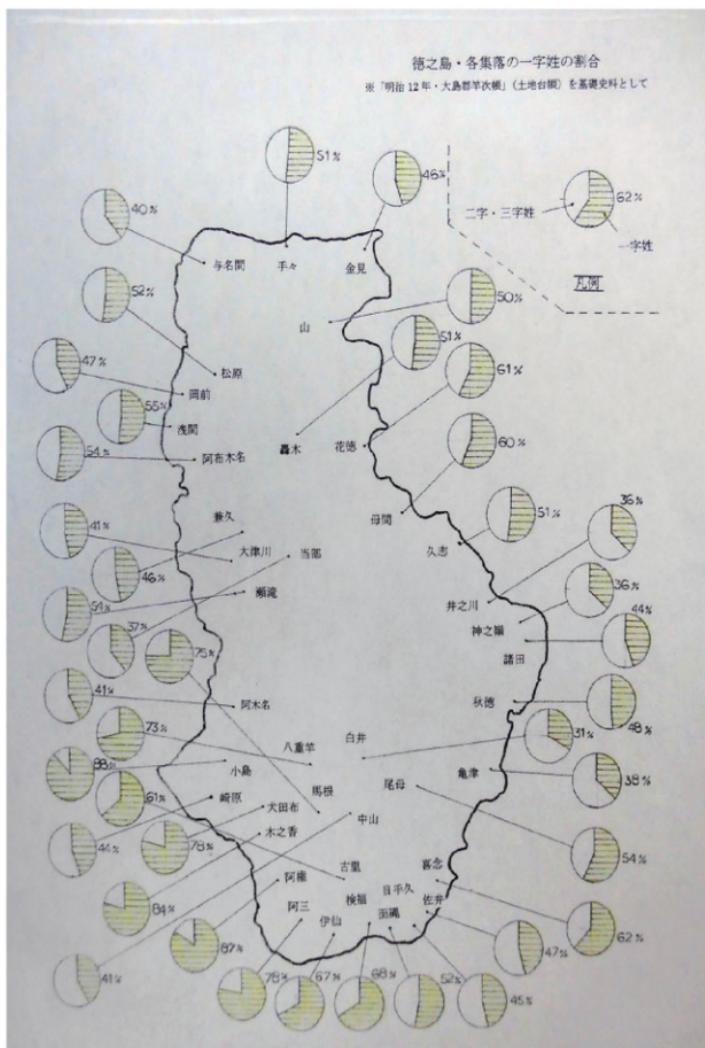


図1. 徳之島・各集落の一字姓の割合

前川、松田、町田、村田、村山、村上、邑山、邑田、山田、山本、山元、米田、吉山、吉上、吉神

(2) 金見村 28 (一字姓 13, 二字姓 15)

衛、叶、蒜、里、武、植、伸、元、松、南、嶺、宮、柳

阿多、稻富、内泉、川畑、清山、崎鳥、佐武、清水、砂儀、太良、西山、福田、宮内、美仁、米田

(3) 山村 118 (一字姓 59, 二字姓 59)

朝、東、当、井、池、乾、祝、碇、内、円、圓、起、岡、奥、川、金、兼、清、義、里榮、実、閑、臺、平、竹、武、津、恒、豊、時、富、中、伸、長、永、直、福、藤、林、実、寛、廣、濱、畠、久、正、前、政、益、満、基、元、森、盛、山、雪、吉、柳

赤田、泉川、大當、有川、阿多、上川、伊川、池上、指宿、大當、大山、岡元、川田、川畑、鎌田、木場、岸良、熊本、坂元、迫田、白田、白水、太良、田口、竹原、武元、田畑、坪川、德田、徳鶴、徳山、徳永、渡鶴、富山、中村、仲村、永川、新島、濱畑、平田、肥後、福田、福山、深川、藤川、藤崎、前田、町田、松下、源川、溝川、向井、邑上、安田、山田、山元、行原、吉田、米川

(4) 藤木村 201 (一字姓 102, 二字姓 96, 三字姓 3)

東、当、新、伊、井、福、泉、池、乾、内、永、悦、應、崩、岡、屋、勝、兼、龟、紀、義、俄、喜、清、桐、熊、敬、壽、里、島、貞、坂、沢、作、追、実、住、杉、孫、淳、重、平、谷、保、武、泰、為、定、利、田、時、地、頂、恒、統、富、貴、名、仲、直、成、西、信、花、間、濱、久、深、福、太、文、蘿、廣、堀、前、政、牧、松、增、道、満、峯、宮、惠、向、村、源、元、盛、森、安、吉、柳、芳、善、山、行、雪、與、龍、若、和

有田、朝倉、井川、池川、池田、池畑、行島、指宿、上田、上里、宇都、大川、伊山、石黒、上川、上田、梅山、栄元、奥田、加藤、勝田、桃山、川畑、川上、川内、川田、兼田、木下、国山、久保、源田、清田、児島、木場、熊元、酒井、作田、里田、里山、定久、相良、清水、重久、白坂、白濱、白田、宝田、田村、泰良、武山、竹山、田袋、鶴田、鶴山、土持、登山、徳田、仲田、永田、中村、中山、中島、濱畑、春川、平口、北郷、古川、古里、福田、福山、福里、福留、福永、福川、福岡、福地、藤山、本田、松田、松山、松下、松上、松原、政田、正田、前田、政喜、宮内、道山、森田、柳山、宮本、米良、嶺山、吉田、行山伊地知、伊集院、伊宝田

(5) 花徳村 159 (一字姓 97, 二字姓 61, 三字姓 1)

朝、秋、恵、厚、東、当、當、有、井、泉、福、碇、乾、伊、勇、岩、悦、起、奥、屋、兼、叶、川、龟、清、壽、幸、義、紀、貞、坂、榮、蕃、里、重、芝、新、信、烏、善、閑、蘿、住、潤、竹、武、保、恒、定、時、長、利、富、得、應、森、仲、中、成、尚、登、西、納、原、春、林、福、藤、久、寛、太、房、廣、万、萬、前、政、松、増、惠、南、宮、道、向、盛、森、基、村、元、吉、安、山、雪、芳、峯、米、龍

池上、池畑、池田、井上、上里、上野、土村、植木、内山、岡山、小田、大坪、兼田、鎌田、川畑、川北、木脇、木場、木下、清田、熊本、熊元、坂元、坂本、酒井、清水、白田、白濱、田畑、宝田、土持、富山、富山、中村、直島、永喜、新畑、新島、濱田、福山、福留、藤崎、前原、正元、松下、森下、松原、森原、溝田、道山、三浦、向井、向山、嶺山、村上、村山、盛山、山口、彌田、吉山、行山

伊宝田

(6) 母間村 207 (一字姓 124, 二字姓 79, 三字姓 4)

明、東、當、當、新、有、後、池、伊、内、悅、岡、奥、扇、應、勝、兼、川、清、義、紀、慶、儀、謙、敬、桐、熊、文、喜、高、壽、榮、里、作、貞、實、沢、澤、信、鳥、鶴、杉、松、住、重、志、順、澄、仙、善、孫、平、佐、宝、寶、多、田、武、為、保、高、定、統、利、津、地、德、友、長、泰、瀧、植、富、時、名、中、伸、成、納、登、永、花、林、春、深、福、久、間、濱、房、蘿、廣、古、細、牧、正、致、前、益、壺、松、增、南、宮、満、源、道、向、村、恵、峯、森、裕、元、安、芳、雪、行、吉、米、與、嘉、和、若、有田、池川、池畑、池田、伊山、石黒、穂上、井川、上田、栄元、奥田、奥山、大川梅山、大重、川畑、川内、川田、川知、川上、鎌田、加藤、桃山、源田、国山、國山、清田、久保、佐藤、鯨島、相良、白坂、重久、讚良、田袋、田村、宝田、寶田、中馬、土持、竹山、武島、鶴田、鶴山、時田、德田、中山、中鶴、中島、中馬、仲馬、中村、仲田、仲山、永田、永喜、成山、福永、久林、久沢、平口、藤山、濱畑、本田、福地、福川、福里、福山、古里、星原、前田、政喜、松山、道山、盛田、吉田、米山、行山
伊賣田、伊宝田、伊地知、伊地智

(7) 久志村 81 (一字姓 42、二字姓 38、三字姓 1) ※現在の下久志

東、伊、池、泉、円、沖、岡、勝、兼、叶、榮、澤、仙、宗、平、武、保、瀧、鶴、時、豊、富、多、伸、西、林、濱、春、深、福、政、壺、松、宮、源、森、盛、元、山、米、行、雪
入山、小倉、小田、大田、上田、植木、川上、鎌田、志行、白坂、泰良、竹元、東郷、富田、中馬、中島、烟山、久西、久林、久村、久沢、濱貝、濱里、福川、福田、福里、古里、保久、松山、松宮、松元、三原、宮田、米良、向井、山田、山畑、脇田
伊地知

(8) 井之川村 129 (一字姓 47、二字姓 80、三字姓 2)

浅、東、伊、井、池、院、圓、円、沖、奥、加、賀、勝、壽、佐、作、里、重、松、杉、寶、頂、保、利、豊、水、納、伸、直、原、治、福、藤、太、松、前、正、政、牧、恵、道、森、真、安、喜、祐、和
池田、泉田、石元、井根、井上、入納、岩下、岩間、岩真、内田、栄田、上野、大山、大澤、奥田、川田、川畑、川元、清田、久保、国元、窪田、坂元、定久、作田、作元、作井、佐田、佐多、岡田、碩田、重田、田尻、泰良、竹下、富田、富沢、豊田、豊原、豊山、徳久、友田、永井、永多、西元、新元、新田、久重、久林、東田、藤井、保久、法元、福井、福上、福山、福崎、福壽、寶久、濱安、前田、町田、町本、真勝、宮内、嶺山、三原、峯山、惠川、森島、八納、彌元、保井、元山、山崎、山喜、米川、米田、世喜、横濱佐々木、佐喜田

(9) 神之嶺村 97 (一字姓 35、二字姓 62)

東、当、井、泉、圓、沖、奥、水、勝、加、城、鳥、重、里、宝、為、傳、保、頂、利、富、豊、伸、納、原、治、藤、正、政、益、恵、森、山、安、和
浅口、石元、池富、石薯、上野、内田、栄田、大澤、奥田、尾里、川田、川畑、川元、久保、窪田、坂元、坂本、里山、定久、岡田、作元、重元、田尻、徳久、富澤、豊田、豊藤、新元、西元、永池、永喜、仲原、中村、本田、平山、法九、法元、保久、福崎、福井、濱崎、東田、福富、福上、前田、真勝、町田、町元、松元、宮内、嶺山、益田、三原、恵川、元山、森島、山崎、保井、八納、弥元、横濱、米川

(10) 諸田村 107 (一字姓 47、二字姓 60)

東、井、池、泉、奥、沖、勝、紀、賀、壽、喜、里、重、順、杉、松、城、富、利、豊、寶、宝、統、長、伸、直、原、福、藤、治、古、大、太、松、壺、牧、政、恵、道、盛、森、元、米、芳、行、琉、和

第Ⅲ章 明治初期における徳之島の名字について

石田・井上・井東・池田・池上・池畠・岩元・福田・上野・奥田・大澤・大沢・大山・梅田・川畠・川下・川峰・川元・窪田・清田・国元・坂元・佐分・佐田・作田・田中・田尻・田畠・富田・豊田・豊上・徳久・中村・永田・西田・西元・橋口・古田・法元・法久・宝久・福山・福村・福元・福上・福田・町田・前田・政喜・宮上・宮内・村田・森田・恵川・盛田・元山・三原・米田・保井・彌元

（11）秋徳村 75（一字姓 36、二字姓 39）　※ 現在の亀徳

秋・内・勇・金・勝・要・清・信・榮・里・郷・沢・実・砂・住・角・武・宝・徳・富・直・中・尚・中・麓・福・掘・春・元・政・盛・正・惠・満・山・吉

秋月・秋丸・秋元・内田・池田・碇本・児島・小城・黒木・小林・久保・窪田・岸良・亀沢・錦島・國山・里村・迫田・里山・坂元・鯨島・作城・千田・高城・高崎・東郷・豊島・名城・納元・古仲・濱崎・深川・政田・真形・美代・安田・八島・勇田・勇元

（12）亀津村 278（一字姓 108、二字姓 165、三字姓 5）

秋・當・東・伊・池・福・勇・悅・當・碇・円・興・屋・長・柏・勝・兼・金・要・亀・清・紀・記・義・岸・窟・眼・熊・幸・実・實・作・坂・榮・崎・貞・郷・里・住・純・重・閔・郡・保・大・宝・竹・玉・為・津・鶴・長・利・徳・得・篤・傳・富・伸・中・直・成・納・典・任・林・間・花・元・春・治・仁・久・福・麓・堀・太・政・松・壹・益・南・翫・萬・村・峯・恵・基・森・吉・宮・嘉・山・柳・安・行・芳・米・龍・竜・琉・眞・和・和

秋丸・秋月・秋元・有川・池山・池水・指宿・岩切・岩下・岩本・岩城・石黒・石原・市來・市木・井神・伊田・伊宝・上野・植田・植松・上原・鶴木・大沢・大野・大崎・大喜・大寛・大宝・大保・大勝・尾崎・面高・奥山・岡山・岡崎・岡嵩・小川・川畠・川侯・川北・加藤・錦島・桟田・桟山・梶田・亀澤・亀沢・那山・窪田・国崎・國山・黒木・児島・木下・木喜・豊山・豊崎・郡山・古勝・嵩山・沢地・澤地・櫻木・迫田・貞山・稅所・作城・坂元・西郷・鯨島・島田・白松・砂守・源訪・秋尾・千田・蘿原・重村・実熊・白坂・杉尾・作古・田畠・高城・竹下・竹内・武村・玉井・知覧・豊島・豊田・富岡・富山・津留・土橋・鶴永・長山・永吉・永井・直島・永濱・伸山・中山・中村・中古・西田・西川・西高・新田・仁禮・畠山・畠山・濱崎・福島・福田・福岡・福澤・福水・藤田・平田・平山・肥後・深川・潤上・古川・久林・久留・平安・寛山・真形・正田・松尾・松田・松山・壹山・益田・前山・前田・前岡・町田・三島・嶺山・向田・村野・糸良・最上・本山・基山・元尾・盛島・安田・山本・山元・山田・山下・吉田・吉満・吉岡・嘉山・嘉橋・若水・若松・和瀬

市來崎・伊地知・伊地智・伊集院・奈良盤

（13）尾母村 69（一字姓 38、二字姓 30、三字姓 1）

東・井・池・當・禱・悅・亀・壽・記・清・坂・作・武・保・津・鶴・徳・篤・富・伸・久・藤・福・前・益・政・松・町・満・南・盛・与・安・山・柳・芳・行・龍

石黒・指宿・上野・植松・有義・尾上・奥山・大勝・木下・木場・迫田・崎山・櫻木・田畠・知覧・徳山・永吉・永井・仁倫・畠山・平安・平山・藤田・福島・前田・益田・嶺山・村田・吉野・和瀬
伊集院

（14）白井村 70（一字姓 22、二字姓 48）

東・当・勇・福・円・起・勝・寿・榮・竹・春・林・松・森・盛・南・安・与・山・琉・龍・眞

赤崎・伊田・池山・上原・上野・上村・内田・植松・後川・大崎・折田・亀山・梶田・幸山・西郷・作田・崎山・迫田・島田・白井・白山・白田・白原・白松・寺山・時山・徳山・永井・長田・永野・長濱・平山・寛山・深川・

深増・福留・福澤・潤上・町田・嶺山・嶺良・真山・前田・基山・吉田・柳山・義山・和瀬

(15) 与名間村 40 (一字姓 16, 二字姓 24)

穂・梅・泉・當・兼・國・幸・高・喜・里・實・豐・為・藤・福・満
穂元・穂田・伊田・小田・大場・坂元・白坂・武原・田畠・田原・鶴田・中山・中鳥・西元・西見・廣田・
平山・別府・福田・藤原・前田・松山・村田・盛田

(16) 松原村 84 (一字姓 44, 二字姓 40)

与・池・内・衛・岡・兼・川・清・喜・倉・岸・窪・寿・栄・作・実・住・順・淳・島・城・常・頂・豊・長・
中・仲・西・治・藤・麓・久・太・政・松・南・道・満・益・宮・向・陽・琉・和
稻村・稻邑・岡田・上田・岩田・川田・窪山・国田・高野・柴山・坂元・園田・白濱・武原・竹田・田平・
田畠・德田・富田・中鳥・仲當・中當・仲山・西尾・春田・春山・濱島・平田・久田・福鳥・堀切・藤山・
平瀬・福田・前川・前田・前島・松下・松元・政山・三原・宮田・宮里・宮口・村田・邑尾・森田・
盛田・山田・米田・吉田・脇田

(17) 岡前村 101 (一字姓 47, 二字姓 54)

当・伊・井・池・市・穂・乾・碇・奥・叶・兼・義・儀・清・藏・窪・壽・佐・榮・沢・白・鳥・淳・武・竹・
時・富・常・鶴・中・西・納・昇・藤・久・麓・堀・政・壹・益・向・安・雪・基・琉・竜・潤
池上・池山・碇本・上田・内田・川田・川村・木脇・小林・木場・伯山・真田・佐和・白松・竹田・田川・
田畠・田平・東郷・徳田・徳山・富田・近田・中山・仲鳥・中鳥・長田・永井・中水・仲当・新田・二木・
春山・福山・藤井・平田・東田・法元・北郷・前田・松下・松元・松田・真山・森田・森山・三原・宮里・
宮山・盛田・村上・米良・米川・吉田

(18) 浅間村 103 (一字姓 57, 二字姓 45)

池・泉・市・穂・乾・内・持・悦・円・奥・幸・藏・寿・龟・鶴・儀・栄・作・里・實・澤・條・白・柳・新・
芝・順・重・武・保・為・建・常・鶴・植・時・農・長・納・原・福・太・前・政・益・松・南・満・宮・操・
安・元・雪・米・琉・塙・湧・薄
浅松・碇本・内山・神永・加藤・川口・川畠・川元・木下・木脇・熊元・小安・小林・相良・税所・白濱・
白間・田川・玉江・竹山・東郷・永井・中鳥・中地・中山・中水・長山・成澤・二木・濱元・福山・北郷・
濱田・法元・福山・益田・松山・三原・糸良・宮村・宮山・益田・嶺山・湯田・山元

(19) 阿布木名村 125 (一字姓 68, 二字姓 57)

東・当・當・勇・泉・乾・鱗・水・円・屋・兼・勝・記・岸・貴・幸・邦・郡・高・栄・里・鳥・阪・坂・撫・
貞・実・善・仁・信・靜・順・宝・武・為・田・植・鶴・時・農・德・津・託・津・恒・納・昇・登・中・西・
畑・花・寛・林・春・福・廣・徳・文・益・壹・松・政・惠・南・盛・基・元・嶺・柳・吉・安・祐・山・米・
與・鴻・和
安樂・池田・池島・碇山・穂田・土原・上田・梅田・大吉・川口・川上・神田・河井・河田・柏井・神山・
久保・熊山・新納・重田・重山・嵩田・白間・新島・清水・田井・田中・田尻・豊山・中村・永田・永山・
水池・名越・西川・西壹・春川・福留・福田・福山・本田・前里・益田・三代・三浦・宮内・向井・村田・
安田・湯田・陽田・吉永・米田・米山・吉満・雪山・吉嶺

(20) 兼久村 98 (一字姓 45, 二字姓 51, 三字姓 2)

東、勇、当、浦、叶、喜、兼、義、邦、吉、高、重、実、柳、阪、閔、作、里、宝、時、富、植、鶴、田、中、直、永、尚、昇、西、畠、林、原、堀、久、福、太、前、町、嶺、盛、吉、米、安、柳
秋田、池田、岩木、岩元、碇山、院田、上田、上原、上松、上元、喜入、隈元、竹熊、重田、実田、重原、田井、田中、玉江、谷村、德山、中田、中林、中城、西川、西原、西野、新元、服部、久永、寿山、平田、平野、平木、藤井、藤山、文田、平調、北郷、宝林、松下、前田、宮田、望月、山田、安田、吉田、陽田、米山、雪山、和田
伊地知、加世田

(21) 大津川村 61 (一字姓 25, 二字姓 35, 三字姓 1)

伊、奥、永、壽、現、禱、義、記、重、榮、閔、時、富、宝、保、中、昇、堀、林、春、松、惠、盛、與、琉
石原、石田、岩木、院田、江川、奥山、紗盛、実田、重原、崎山、田原、宝田、竹熊、德山、玉元、德山、中田、西田、西野、永田、野田、平瀬、平田、藤井、藤山、久永、文栄、盛山、盛田、宮山、山田、安田、米田、雪山、吉田
伊地知

(22) 当部村 70 (一字姓 26, 二字姓 43, 三字姓 1)

東、石、当、扇、川、勝、義、寿、昇、榮、貞、里、實、重、鳥、仁、仙、為、富、納、野、直、信、堀、文、福、濱、松、基、南、盛、吉、行、唯、琉、若
有田、上田、石田、岩木、院田、池畑、上松、内山、江川、大川、岡山、川内、兼田、清田、里山、駒鳥、崎山、紗盛、武鳥、寶田、時田、徳田、豊藏、中沢、成山、仲田、野田、西野、服部、濱畑、平瀬、福田、福地、福山、蘿山、本田、宝林、前田、盛山、行鶴、吉田、米川、米山
伊宝田

(23) 潤滝村 76 (一字姓 41, 二字姓 35)

東、生、當、鰐、伊、浦、伊、幾、奥、柏、叶、勝、儀、榮、里、鳥、住、武、常、富、篤、中、尚、昇、野、春、治、福、林、濱、久、廣、松、町、基、盛、惠、満、雪、琉、磯
岩木、上道、石原、院田、上田、石後、大川、熊田、戸山、先山、里山、重原、白井、田原、田畑、武山、玉元、中林、中村、野田、西野、橋口、半田、平田、平瀬、北郷、福田、文栄、前田、松田、向井、盛田、半田、保田、山田

(24) 阿木名村 71 (一字姓 29, 二字姓 41, 三字姓 1) ※現在の西阿木名

伊、石、永、当、勝、兼、壽、郷、里、実、武、時、農、富、中、長、直、林、福、蘿、文、廣、正、松、南、嶺、基、惠、米
秋田、足田、池内、岩木、院田、上里、上山、上原、上畠、梅里、江口、奥山、大迫、太田、大野、川畑、亀田、亀山、木下、清田、久保、崖田、郷原、芝田、重久、白松、武鳥、宝田、田袋、寺田、中鳥、中山、中田、中志、長畠、名越、成鳥、北郷、福山、肥後、本田、前山、松下、松林、正喜、三鳥、三原、三山、山内、吉田、行山
伊地知

(25) 喜念村 69 (一字姓 43, 二字姓 26)

有, 東, 喜, 清, 寿, 幸, 儀, 義, 重, 荣, 仙, 烏, 里, 作, 角, 実, 住, 德, 恒, 常, 輝, 伝, 定, 為, 中, 直, 福, 春, 前, 松, 南, 政, 元, 宮, 盛, 森, 向, 嶺, 与, 安, 米, 山, 龍
 赤崎, 池田, 泉田, 稲田, 荣烏, 奥山, 折田, 川田, 柿山, 喜入, 清烏, 茂山, 烏内, 烏田, 作田, 竹山, 德田, 永田, 福留, 前河, 前川, 松田, 元田, 喜山, 吉永, 山口

(26) 佐弁村 60 (一字姓 28, 二字姓 31, 三字姓 1)

東, 有, 伊, 稲, 清, 儀, 義, 重, 德, 富, 津, 平, 輝, 伝, 納, 福, 元, 南, 宮, 嶺, 盛, 前, 正, 向, 政, 松, 安, 与
 赤崎, 池本, 石原, 泉田, 折田, 喜入, 柿山, 川嶺, 桃山, 烏田, 佐田, 作田, 作山, 茂山, 竹山, 德田, 伸鳥, 伸田, 永田, 羽當, 東田, 浜崎, 宮永, 前田, 前河, 元田, 松田, 喜山, 安島, 山本
 種子島

(27) 目手久村 77 (一字姓 35, 二字姓 41, 三字姓 1)

東, 有, 伊, 稲, 榆, 叶, 寿, 清, 菊, 儀, 静, 喜, 佐, 坂, 重, 荣, 富, 竹, 輝, 津, 中, 直, 永, 廣, 元, 前, 松, 桃, 基, 盛, 守, 嶺, 与, 安, 芳
 伊宝, 赤崎, 赤松, 池田, 石原, 指宿, 稲泉, 錦田, 柿山, 幸山, 川嶺, 桃田, 齋田, 川畠, 烏田, 嶺山, 佐田, 富田, 滉田, 蔦田, 武島, 水野, 羽富, 伸田, 伸鳥, 東田, 濱崎, 藤山, 福留, 華山, 向井, 桃田, 宮永, 正喜, 美山, 前田, 宮原, 山本, 米田, 安元, 義山
 種子島

(28) 面繩村 86 (一字姓 45, 二字姓 40, 三字姓 1)

東, 稔, 内, 奥, 泉, 円, 永, 伊, 院, 喜, 清, 桂, 齋, 叶, 作, 重, 荣, 実, 開, 澤, 津, 德, 富, 伸, 中, 西, 信, 直, 納, 福, 春, 前, 牧, 宮, 町, 基, 嶺, 盛, 芳, 南, 本, 山, 安, 陽, 琉
 赤崎, 赤塚, 池田, 市来, 稲泉, 稲富, 稲田, 神宮, 清田, 齋田, 幸山, 久保, 清水, 田中, 田畠, 滉田, 富田, 根元, 永田, 西尾, 名古, 伸富, 濱田, 福富, 福島, 福田, 東尾, 橋口, 前田, 宮原, 森山, 滝口, 満田, 村田, 溝川, 向井, 米田, 吉田, 明和, 盛山
 伊集院

(29) 檜福村 76 (一字姓 52, 二字姓 24)

旭, 明, 伊, 池, 泉, 稲, 亀, 勝, 桧, 桂, 清, 寿, 喜, 儀, 作, 澤, 角, 里, 烏, 重, 竹, 宝, 保, 時, 富, 德, 積, 名, 伸, 直, 長, 納, 林, 福, 春, 寛, 西, 牧, 政, 益, 宮, 源, 基, 森, 盛, 元, 本, 米, 芳, 吉, 山, 陽
 稲泉, 池田, 上木, 荣山, 胜田, 齋田, 久保, 岸良, 義山, 幸山, 友良, 永井, 名古, 直鳥, 名謙, 新山, 野口, 福田, 福山, 日高, 真鳥, 米田, 吉田, 芳田

(30) 伊仙村 92 (一字姓 63, 二字姓 29)

朝, 明, 勇, 伊, 稲, 池, 圓, 奥, 上, 勝, 亀, 義, 桧, 叶, 桂, 寿, 実, 澤, 杉, 烏, 開, 作, 重, 郡, 竹, 時, 富, 為, 長, 宝, 德, 頂, 豊, 中, 伸, 昇, 永, 納, 寛, 福, 稔, 原, 元, 森, 政, 宮, 湯, 美, 嶺, 正, 牧, 南, 善, 道, 向, 満, 増, 芳, 米, 祐, 山, 吉, 陽
 上木, 永治, 大崖, 久保, 齋田, 古勝, 佐平, 里井, 清水, 野口, 新山, 永喜, 名真, 西島, 春山, 橋口,

日高・平山・本田・美山・美佐・前田・米良・宮原・四本・琉子・和田・明和・父元

(3 1) 阿三村 57 (一字姓 44, 二字姓 13)

伊・内・栄・王・興・生・勝・叶・義・寿・喜・絆・実・作・重・鶴・徳・富・植・常・鶴・伸・直・昇・納・永・西・福・太・文・原・久・松・益・盛・前・満・政・牧・森・山・行・米・芳
新山・野口・中熊・橋口・宮原・梶山・石原・本田・西鳥・四本・鎌田・前田・日高

(3 2) 阿権村 46 (一字姓 40, 二字姓 6)

伊・系・清・幸・勝・國・兼・門・義・孝・重・貞・鳥・栄・実・定・周・平・積・常・富・鶴・尚・仲・信・西・中・福・久・前・牧・宮・益・元・道・源・南・米・行・芳
伊田・鳥岡・貞山・富山・丸野・松下

(3 3) 犬田布村 51 (一字姓 40, 二字姓 10, 三字姓 1)

伊・泉・池・福・勇・喜・清・慶・寿・國・実・郷・佐・里・白・重・為・定・時・徳・伸・納・尚・直・晴・林・福・太・源・宮・明・嶺・前・松・牧・満・森・道・陽・行
伊喜・伊里・福里・上野・木場・徳山・新山・南郷・福沢・松下
砂土原

(3 4) 崎原村 48 (一字姓 21, 二字姓 27)

東・池・福・当・勝・栄・実・貞・作・重・得・伝・竹・中・直・福・原・春・久・松・森
池上・伊田・福里・上野・宇崎・江田・植松・木場・岸良・川俣・龜山・寛山・崎田・崎山・追田・清水・
貞山・徳山・田畑・平山・福山・蘿田・森田・基山・町田・前田・盛山

(3 5) 小島村 24 (一字姓 21, 二字姓 3)

系・屋・喜・勝・清・実・里・鶴・得・徳・富・直・中・藤・春・前・牧・宮・盛・松・与
池畠・上野・追田

(3 6) 八重竿村 37 (一字姓 27, 二字姓 10)

新・伊・糸・勝・門・清・孝・幸・重・賀・郷・実・竹・富・中・仲・房・寛・久・福・宮・牧・松・基・源・
行・琉
貴鶴・梶山・勝久・木場・岸良・鵜岡・竹内・寛山・政栄・米本

(3 7) 馬根村 32 (一字姓 24, 二字姓 8)

伊・福・泉・屋・儀・桂・勝・兼・郷・閑・常・富・平・竹・西・太・官・源・盛・森・前・満・嶺・吉
新佐・指宿・池山・児玉・具志・岸良・白山・四本

(3 8) 中山村 51 (一字姓 21, 二字姓 30)

東・当・伊・福・起・泉・義・川・澤・作・閑・竹・富・司・中・納・久・藤・福・元・政
伊田・池山・上村・後川・小田・幸山・木場・岸良・龜山・幸山・寛田・重久・白原・白井・白山・白田・
時山・中田・名古・水井・福田・福山・寛山・深堀・基山・森山・宮勢・吉田・米田・米里

(39) 木之香村 51 (一字姓 43, 二字姓 7, 三字姓 1)

秋・伊・内・円・沖・幸・喜・義・国・兼・清・賀・貞・実・栄・郷・澤・平・谷・為・常・富・中・仲・直・西・太・晴・林・原・久・前・正・政・宮・源・嶺・盛・元・安・行・芳・良
種里・伊喜・木場・国久・新山・松下
佐土原

(40) 古里村 35 (一字姓 22, 二字姓 13)

旭・伊・泉・清・杉・沢・徳・保・宝・富・西・仲・福・元・春・寛・宮・益・基・米・陽・琉
種泉・池田・勝田・窪田・栄山・田中・名古・寛安・福山・日高・元義・吉田・米田

2. 電話帳（2013年版）に見る徳之島の名字

(1) 徳之島町 795 (一字姓 119, 二字姓 658, 三字姓 18)

15.0% 82.8% 2.2%

ア 朝・東・中・当・當・井・伊・池・勇・泉・乾・内・圓・岡・沖・起・屋・奥
カ 勝・要・兼・川・紀・喜・岸・清・藏・加・幸・寿
サ 坂・栄・榮・崎・作・貞・里・郷・沢・重・芝・鳥・城・仁・杉・住・瀧・閑・染
タ 平・尚・宝・竹・武・為・保・頂・政・常・鶴・伝・時・得・徳利・轟・富・糸
ナ 直・尚・中・仲・成・西・信・昇
ハ 間・元・浜・林・原・治・春・東・廣・広・福・藤・太・龍
マ 前・牧・政・益・町・松・道・南・満・源・嶺・宮・恵・元・基・盛・森
ヤ 安・柳・山・行・与・芳・吉・嘉・禾
ラ 琉・龍
ワ 亘

ア 青木・青山・赤崎・明石・赤塚・秋田・篠田・秋武・秋津・秋月・秋富・秋丸・秋山・朝山・阿多・安達・有川・有沢・有馬・有村・安藤・安楽・安楽・飯田・家村・碇山・井上・池上・池川・池崎・池島・池田・池野・池水・池村・池本・池山・伊沢・石井・石岡・石黒・石里・石田・石原・石本・泉村・伊田・板垣・市来・井出・井登・井藤・伊藤・糸岡・種泉・稻田・椿村・井上・井原・指宿・伊宝・今田・伊村・岩井・岩木・岩城・岩崎・岩下・岩田・岩本・岩元・上川・樺木・上田・横田・上野・上原・樺松・宇城・宇田・内田・内山・鶴木・梅沢・梅園・梅山・浦上・永喜・栄田・栄元・永川・江田・悦岡・悦野・遠藤・及川・大當・大当・大勝・大川・大窪・大崎・大里・大沢・大重・大生・大城・大瀬・太田・大橋・大保・大山・緒方・岡野・岡村・岡元・岡山・小川・起島・星田・奥田・奥村・奥山・小倉・桶谷・尾辻・折田

カ 加川・加島・柏村・和倉・片岡・堅岡・勝浦・勝山・加藤・金井・金城・兼田・兼光・加納・鹿納・嘉納・桜島・梶田・梶山・桜山・鎌島・鎌田・神鹵・上村・亀岡・亀川・亀沢・川上・川口・川越・川崎・河島・川田・川畑・川嶋・川村・上村・菊水・岸岡・岸部・喜島・岸良・紀野・紀乃・喜納・木下・木原・紀原・義間・木村・喜山・清島・清瀬・清田・清原・清山・桐野・金城・国沢・国元・邦山・國山・久林・久保・窪田・熊野・熊元・藏本・黒木・桑畑・幸多・幸田・幸野・幸山・古勝・鬼島・木場・小林・小村・米谷・吳屋・是枝

サ 斎藤・酒井・栄田・柳原・坂元・相良・崎島・崎田・崎本・作下・作城・作田・作久・作元・作山・櫻木・桜木・酒本・酒匂・酒匂・追田・綾野・佐田・佐多・佐武・定久・幸元・重野・重久・重村・繁山・宍山・宍原・

第Ⅲ章 明治初期における徳之島の名字について

芝田、島崎、島田、島本、清水、下笠、下茂、下野、白井、白坂、白田、白浜、白間、白松、白山、新谷、新村、寿賀、菅野、杉島、杉谷、杉原、杉山、鈴木、砂田、砂守、須磨、住田、住原、諏訪、瀬川、世紀、岡口、瀬田、仙田、千田、善田、副島、園田

タ 田井、泰貞、高圓、高木、高崎、高城、高野、高橋、田川、瀧田、武内、武島、武田、武原、竹原、武村、武元、武山、田実、田尻、龍野、立山、田中、谷口、田畠、田原、田袋、玉江、玉城、太村、玉利、為島、太良、津川、茶地、土持、津留、東郷、当島、統島、遠矢、土岐、時田、時山、徳島、徳田、徳富、徳永、徳久、徳山、利野、富岡、富沢、富島、富田、富本、富山、友野、登山、農島、農田、農永、農原、農村

ナ 内藤、直島、直田、直谷、中当、中井、永井、長井、永江、仲岡、永岡、永長、中川、永喜、中熊、永誠、中沢、中島、中鶴、長島、仲田、永田、永多、中地、中野、永野、長野、長煙、永浜、長濱、中原、永治、中水、中村、仲村、中元、中本、仲元、中山、伸山、長山、永吉、名古、名城、成圓、成沢、成山、南郷、南里、新元、西川、西田、西村、西元、新田、仁禮、納沢、納村、野口、野鳥、納田、野中、信岡、野部、登尾

ハ 橋口、長谷、烟山、花井、花岡、浜口、浜崎、浜田、浜畠、濱本、林山、原口、原田、治井、治岡、春川、治野、春山、東田、肥後、久枝、久沢、久志、寿島、久田、久野、久林、久原、寿原、寿山、平岡、平口、平瀬、平田、平安、平山、広谷、廣納、廣尾、廣岡、広河、広崎、広沢、広瀬、広田、広山、廣田、寛山、深川、深見、深水、福井、福岡、福上、福川、福澤、福島、福田、福地、福富、福留、福永、福原、福嶺、福村、福本、福山、藤井、福崎、藤田、藤野、蘿原、藤村、藤本、藤山、潤上、太利、文元、古市、古里、古田、古伸、古畑、宝田、宝野、保久、法元、保科、徳積、堀田、徳元、保利、堀部、堀脇、北郷、本田

マ 前河、前田、前畠、前平、前村、前元、前山、真形、牧瀬、牧野、牧山、正岡、政岡、政木、政喜、真砂、正田、政田、正野、政野、政原、益田、益本、町田、松岡、松上、松下、松田、松永、松林、松元、松本、松山、丸野、実岡、三上、三島、実島、美島、水野、道山、満田、満山、嶺井、嶺岡、嶺山、峯塚、嶺本、嶺山、三原、実村、宮内、宮上、宮城、宮口、宮崎、宮田、宮永、宮原、三山、宮元、宮本、宮山、美山、向井、向田、向山、村上、村田、村山、米良、持永、元井、元岡、元田、本村、元山、本山、基山、盛井、森尾、盛岡、森岡、森島、森田、森谷、森永、森山、盛田、守田、守屋、盛山

ヤ 屋島、安井、安岡、安田、保村、安本、泰山、柳田、山岡、山口、山倉、山下、山田、大和、山中、山野、山元、山本、弥元、勇田、勇元、行汎、行野、幸村、雪村、弓削、横尾、横浜、吉井、吉岡、喜岡、義岡、吉神、吉川、芳川、義河、吉澤、芳沢、義沢、吉田、吉野、芳原、芳本、芳山、佳久、義久、義間、義村、吉満、吉村、喜元、吉山、義山、四本、米川、米里、米沢、米澤、米重、米島、米原、米村、米山

ラ 琉子、琉田

ワ 若松、若水、脇田、和瀬、和田、渡辺

ア 伊地知、伊保田、宇佐美、小野沢、小山田

カ 上高牧、神野河、木戸上、喜多川

サ 佐久間、佐々木

ナ 奈良島

マ 真栄城、真喜屋、眞喜屋、宮之原

ヤ 山野内、与根本

(2) 天城町 448 (一字姓 74・二字姓 371・三字姓 3)

16.5% 82.8% 0.7%

ア 東・当・碇・池・泉・穂・祈・衛

カ 叶・兼・喜・岸・寿

サ 栄・榎・貞・里・実・沢・芝・島・淳・順・條・城・仁・住・石・閑

タ 平・高・宝・唯・為・保・鶴・長・政・壽・富・豊・篤・植

ナ 中・仲・西・納・昇・登

ハ 元・林・治・春・光・久・広・福・藤・太・龍・堀

マ 牧・益・町・操・貢・南・宮・基・盛・森

ヤ 柳・米

ラ 琉

ア 秋田、龜田、朝木、浅野、浅松、足田、安楽、池山、井介、碇本、碇山、生田、池上、池崎、池田、石岡、石黒、石後、石田、石原、泉田、磯戸、市原、伊東、伊藤、稻田、稻村、井上、今井、岩木、岩崎、岩元、岩山、院田、上岡、樋木、上田、上野、上原、上松、内山、梅岡、梅山、榮山、江川、大藏、大城、大田、太田、大谷、大久、大吉、岡林、岡村、岡本、小川、奥野、奥山

カ 柏井、柏木、勝尾、兼岡、兼子、兼田、兼村、加納、樅山、上岡、龜山、川上、川北、川口、川下、川鳥、川田、川西、川畠、川村、河村、川元、川本、神田、喜入、貴鳥、記原、喜原、木村、喜村、清田、木脇、國田、久保、窪田、熊山、蘿園、郷原、小林、小屋

サ 才藤、坂口、坂田、崎田、先田、作下、作田、作山、貞岡、貞山、佐藤、里村、里林、里山、実田、佐平、沢村、茂岡、重田、重原、重村、重山、静森、芝田、柴山、島田、島田、島長、下村、順田、上當、白石、白岡、真正、須川、杉山、資村、鈴木、砂成、角岡、住田、寿山、閑田、善岡

タ 田井、泰良、高嶺、高志、高田、高野、高林、高嶺、高山、田川、竹内、竹下、竹田、武田、武原、武元、竹山、田尻、田中、谷垣、田畠、田原、田平、玉江、玉元、太村、近田、千葉、中当、長山、津先、土持、土本、恒岡、恒村、常山、鶴岡、鶴田、鶴見、楨村、寺舎、東郷、土岐、徳田、徳山、利山、富澤、富島、富田、富林、富山、登山、豊成、豊島、豊田、豊原、豊村、豊山

ナ 直林、永井、長位、中倉、水蔵、中鳥、中城、中園、中田、仲田、永田、中野、永野、長畠、中林、中原、中水、永峰、中村、中山、伸山、名越、辺木、新納、新元、二木、仁木、二里、西川、仁科、西松、西元、新田、野村

ハ 煙中、浜田、早川、原田、張本、治沢、春鳥、治田、春田、春山、久岡、久田、久永、久松、日巻、平井、平岡、平口、平瀬、平田、平野、平山、廣田、広田、深見、福沢、福鳥、福澄、福田、福留、福永、福林、福原、福山、藤井、藤岡、藤崎、藤田、藤戸、藤原、藤久、藤村、藤本、藤山、文田、古川、別府、法允、法元、北郷、宝山、堀田、堀江、堀切、本郷、本田

マ 前川、前田、前山、牧園、政岡、益田、益永、益満、松尾、松岡、松鳥、松田、松林、松平、松村、松元、松本、松山、政所、三浦、三上、三島、峰岡、嶺本、嶺山、三原、実村、宮内、宮口、宮崎、宮田、宮永、宮村、宮山、三代、三好、向井、向田、村尾、村上、村田、元井、元田、基田、元山、基山、盛岡、盛喜、盛鳥、盛田、森田、盛永、盛本、盛山、森山

ヤ 安尾、安岡、安田、康田、保村、安本、矢野、山口、山崎、山田、山本、勇田、雪山、袖本、陽田、吉岡、吉川、吉蔵、吉沢、吉田、義田、吉野、吉村、義村、吉本、吉山、米田、米村、米元、与村

ワ 若山、和田、渡辺

ア 伊地知

サ 佐和田

ナ 西之原

(3) 伊仙町 568 (一字姓 98・二字姓 457・三字姓 13)

17.3% 80.5% 2.2%

ア 東、与、中、当、當、井、伊、勇、泉、糸、稻、内、永、屋、奥、納

カ 角、勝、桂、叶、喜、義、菊、清、孝、幸、寿

サ 荣、作、貞、里、郷、実、實、沢、澤、重、郡、島、寿、順、杉、閑

タ 平、孝、尚、宝、竹、為、常、鶴、時、徳、富、豊

ナ 直、中、伸、永、西、任、納

ハ 橋、晴、林、原、春、広、廣、寛、福、藤、太

マ 前、牧、政、益、町、松、守、満、南、源、嶺、宮、向、明、元、基、桃、盛、森

ヤ 安、山、与、芳、米

ラ 琉

ア 青山、赤崎、明石、明司、赤塚、赤松、鰐坂、安達、当田、阿部、有馬、有山、安楽、飯田、井口、池上、池田、池本、石原、泉田、磯野、伊田、市村、伊東、伊藤、稻泉、稻川、稻里、稻鳥、稻口、稻田、稻富、稻葉、稻村、井上、指宿、伊宮、岩井、岩下、岩本、上木、上野、上原、内山、永喜、永治、江田、大江、大河、大倉、大郷、大田、太田、大高、大竹、大谷、大野、大村、大山、岡崎、荻田、奥田、屋山、折田

カ 陰地、柿山、勝江、勝田、勝野、勝原、勝山、金沢、加野、叶生、嘉納、椿鳥、桃山、鎌田、上門、神宮、龜山、川上、川越、河鳥、川田、河地、川畑、川本、河元、上村、喜入、喜崎、岸野、喜鳥、喜納、喜原、木村、喜村、喜山、清岡、清倉、清島、清瀬、清田、清原、清山、具伊、国沢、久保、窪田、藏本、幸田、幸野、郷野、幸林、幸山、小城、木場、小林、小牧

サ 荣原、榮山、坂元、崎山、作井、作岡、作田、作元、佐倉、酒匂、追田、佐田、佐多、貞岡、佐武、定富、里井、佐藤、里鳥、里村、実岡、實鳥、実鳥、実原、佐平、沢田、澤田、澤村、茂岡、重倉、重田、重武、茂林、重原、重久、重光、重村、茂山、鳥岡、鳥田、鶴田、清水、寿山、白井、新山、移沢、杉澤、杉並、杉山、寿鳥、鈴木、砂元、砂守、寿山、闇久、闇山、副鳥、園田

タ 高木、高田、高野、竹内、竹川、武島、竹園、竹田、竹林、田島、辰野、辰浜、田中、谷村、田畠、為村、
茶屋、津川、常林、常山、津畠、鶴田、鶴永、寺本、堂満、時任、時元、時山、得岡、徳川、徳沢、徳島、
徳田、徳永、徳野、徳山、富岡、富沢、富田、富原、富本、富山、友良、豊島

ナ 直江、直木、直志、直谷、直島、中井、永井、中江、永岡、中釜、中川、中熊、永里、中島、仲島、永島、
仲田、永田、長田、中富、中野、仲野、永野、中林、仲原、永久、中水、中村、中元、中本、中山、永吉、
水義、名古、名眞、南郷、新山、西岡、西蘭、西田、西野、西原、西山、納田、納原、野島、登尾、野村

ハ 橋口、羽当、鳩島、浜口、原田、原根、春島、春久、春山、東田、久野、寿元、寿山、日高、平山、広尾、
寛司、広島、広瀬、広田、寛山、福井、福沢、福司、福島、福田、福富、福永、福富、福元、福本、
福山、富士、藤井、藤岡、藤島、藤田、藤原、藤山、文元、古屋、宝永、星野、穂積、穂元、堀内、堀江、
本郷、本田

マ 前河、前島、前田、前地、前村、前元、前山、牧島、牧岡、牧田、牧永、牧野、牧本、牧山、政岡、政木、
政田、政野、正野、政屋、益岡、益田、益山、町田、町本、松井、松岡、松下、松田、松永、松野、松宮、
松村、松元、松本、円岡、圓岡、丸野、圓山、円若、実岡、美佐、三島、実島、水島、水本、溝口、実田、
溝岡、溝田、溝野、溝山、南田、嶺元、嶺山、美延、美村、宮岡、宮島、宮田、宮永、宮原、美山、官本、
向井、村上、村田、村野、明山、明和、米良、元岡、元田、元原、元山、基山、森山、盛山、盛岡、森岡、
盛熊、森崎、守島、盛田、森田、森永、森本、森元、森本、森谷

ヤ 屋島、安田、安原、箭内、柳橋、山内、山口、山崎、山田、山本、勇元、与倉、横山、与崎、吉岡、義岡、
芳倉、義沢、吉田、芳田、吉玉、吉永、義永、吉原、義原、佳久、義久、与島、吉見、吉美、吉村、芳村、
義村、吉元、芳本、吉山、吉山、与田、四本、米倉、米田、米村、米山

ラ 琉子、琉久

ワ 和田

ア 伊集院、伊集田、伊地知、大久保

カ 嘉永島、加賀美、小牧園

タ 竹之内、種子島、鶴野田、富貴田、富貴田

ハ 福司山

3. 姓（名字）関連の先行研究・報告など

- | | |
|--|------|
| ・1982年「奄美の姓－とくに漢字一字姓について－」(1) | 大城 健 |
| ・1998年「一字姓への考察－わが祖先の苦悩なぜ「榮」から「岡村」へ－」(2) | 岡村隆博 |
| ・2000年「明治36年当時の奄美の姓について－奄美大島・加計呂麻島編－」(3) | 圓 和之 |
| ・2005年「奄美の一字名字と郷土格について－その歴史的背景－」(4) | 弓削政己 |
| ・2005年「奄美群島の名字について」(5) | 純田 宏 |

(1)『奄美－自然・文化・社会－』1982 九学会連合奄美調査委員会編、弘文堂発行

(2)『徳之島郷土研究会報 第23号』1998 徳之島郷土研究会編

(3)『奄美博物館研究紀要 第5号』2000 奄美博物館編

- (4)『奄美学 その地平と彼方』2005「奄美学」刊行委員会編・南方新社発行
(5) 同上

4.まとめ

徳之島の43冊の竿次帳で利用した紙面（デジタルデータ）は延べ9200頁である。墨で書かれた筆跡が一冊ごとに異なり達筆のくずし字や個性的な筆文字に遭遇し立ち往生もしばしばであった。収集・まとめ作業には1年半の時間を要した。扱った名字の数が多いので重複、拾い落ち、誤りがないとは言い難いが一定の成果を得られたと考えている。まとめた資料が「明治12年・徳之島名字データベース」として今後の研究の基礎史料になれば幸いである。

明治期の名字について考察を以下に記す。

- 1・名字の数が多く、一字姓を軸に派生、構成したと想像される二字姓が多い。
同じ集落内で川畠・川内・川田・川知・川上・福地・福川・福里・福山など
- 2・徳之島以外の地名、人名に由来があると思われる名字が見受けられる。
知覧・佐土原・伊集院・種子島・加世田・市来・喜入・阿多・税所・肥後・相良・指宿
津留・名越・西郷など。
- 3・名字の中には集落の地名（字）と同一の白井・伊宝や地形・自然由来の池・川・田・林・竹・
松・杉などがみられる。
- 4・一字姓の割合は各集落によって異なり南部の集落を中心に多い。
馬根・八重竿・小島・犬田布・木之香・阿権・阿三・伊仙・検福は67～88%を占める。
- 5・その他
明治初期の徳之島の人々は身近に知る藩政期から名字を有した郷士格（士族格）の人々にあ
やかり率先して一字姓を名のったのか？または集落に古くからある地名（字）にヒントを得て
シマ（集落）ゆかりの名字を名のったのか？命名の経緯については今後の課題としたい。

参考資料・文献

- ・『明治12年大島郡宇次帳』徳之島分43冊
(鹿児島県作成・明治12年・国立公文書館つくば分館所蔵)
- ・『NTT西日本ハローページ・奄美版』(2013.28現在)
(NTT西日本・2013.5月発行)
- ・『改定新版 奄美的歴史と年表（第三版）』
(徳之島郷土研究会発行・平成12年9月15日発行)
- ・『奄美郷土史選集（第1巻）』
(坂井友直編・図書刊行会発行・平成4年5月29日発行)
- ・『奄美－自然・文化・社会』
(九学会連合会奄美調査委員会編・弘文堂発行・昭和57年2月28日発行)
- ・『第45回琉球大学史学会大会奄美大会・大会資料集』
(2012年11月23日)
- ・『九州の名字を歩く 鹿児島編』
(柳 茂洋著・梓書院発行・平成23年6月10日発行)
- ・『甦る海上の道・日本と琉球』
(谷川健一著・文芸春秋発行・平成19年3月20日発行)

最後に史料整理をサポートいただいた二村 智さん（工学院大学・建築学部・客員研究員）、小林 良さん（医院企画）に感謝いたします。

第IV章. 徳之島の歴史から日本史を学び直す

石上 英一（東京大学名誉教授）

序

「徳之島・伊仙町の生活遺産の記録」は、環境省・林野庁・鹿児島県・沖縄県による「奄美・琉球諸島」の世界自然遺産登録実現の運動、文化庁による歴史文化基本構想展開のための文化財総合的把握モデル事業、東日本大震災での必要性が明らかになった地域の歴史文化遺産の記録・保全・利活用の課題に対応する実践課題である。

筆者は、2008年10月から2011年3月まで実施された宇検村・伊仙町・奄美市の文化財総合的把握モデル事業に参加し、さらに2010年度末からの伊仙町の文化庁補助事業の地域伝統文化活性化事業（年度により事業名は異なるが、以下、「伝文事業」と略称する）に参加し、日本史研究者の立場から、伊仙町、徳之島の歴史文化遺産の中の歴史資料の把握と記録に取り組んできた。

ここでは、2008年度以来の経験に基づき、日本史研究の立場から「徳之島・伊仙町の生活遺産の記録」の課題の考え方、進め方について述べてみたい。

筆者は、この課題について、ABCDEFGの講演・論考で述べてきた。

- A 「日本史の中の徳之島—徳之島から日本列島史を見直す」、徳之島フォーラム、2011年1月10日
- B 「奄美遺産から日本列島史を見直す」第93回人文科学とコンピュータ研究発表会、2012年1月27日（オンライン版公開）
- C 「喜界島歴史文化遺産から日本列島史を見直す」、喜界町教育委員会、2012年12月1日
- D 「奄美諸島史から地域歴史文化遺産を考える」『歴史学研究』905号、2013年5月
- E 「奄美諸島史料と文書の集合態・複合態」藤田勝久編『東アジアの資料学と情報伝達』、汲古書院、2013年11月
- F 「奄美群島編年史料集編纂の試み」『沖縄研究ノート』22号、宮城学院女子大学キリスト教文化研究所、2013年3月
- G 「奄美諸島史を学ぶ」『宮城歴史科学研究』74号、宮城歴史科学研究会、2014年6月

Aは、奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録を目指す運動の一環として、伊仙町はーらい館で開催された徳之島フォーラム（主催：鹿児島大学、環境省、鹿児島県、徳之島町、天城町、伊仙町）での講演原稿である。Bは、文化庁主催の「歴史文化基本構想シンポジウム～文化財総合的把握モデル事業報告会～」福岡会場（2011年3月13日。東日本大震災で中止）の報告原稿を基にした報告（於：奄美文化センター）である。Cは、喜界町教育委員会主催の講演会での報告である。Dは、地域歴史文化遺産の記録・保全・利活用の課題について論じたものである。Eは、平成24年度の文化庁補助事業「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」による奄美市の「古い資料から学び継承する活動支援事業・事業成果報告会」（2013年2月9日）の報告の一部である。これらは、今回の報告と重複するところが多いので、参考文献として示す次第である。Fは、筆者の取り組んでいる奄美諸島編年史料集編纂の紹介である。Gは、筆者の奄美諸島史研究の歩みを記したものである。

報告題名の「徳之島の歴史から日本史を学び直す」の意味は、

①日本史を研究してきた私個人が、徳之島の歴史を学ぶことを通して日本史を捉え直すことができるか

②「日本列島上の歴史的・社会の必須の構成要素としての徳之島及び奄美諸島」の地域史・誌の調査・研究をいかに進めれば、日本列島史及び日本列島の歴史文化遺産の記録・保全・活用に関わり得るのか

③上記②の課題の成果が、徳之島の地域社会の文化にどのように貢献しうるのか

ということにある。本報告を、筆者の専門領域である文献史学の立場から、徳之島の歴史文化遺産の記録・保全の進め方について所見を述べる機会とさせていただきたい。

1 徳之島の歴史文化遺産としての史料の記録の成果

(1) 徳之島3町における町誌編纂と史料収集

徳之島3町では、「名瀬市誌」編纂事業を追って、1970年に『徳之島町誌』、1978年に『天城町誌』『伊仙町誌』が刊行され、史料に基づいた古代から現代に及ぶ実証的地域史が叙述された。

3町誌の前近代史分野について、小林正秀氏がその編纂の中心となったことは特記されることである。小林氏は、歴史叙述とあわせて、徳之島内の歴史資料の収集・保全にも努力され、その成果は小林正秀文庫として徳之島町郷土資料館に寄贈され公開されている。

(2) 徳之島郷土研究会による徳之島史料の翻刻・研究

1967年から刊行が始まった『徳之島郷土研究会報』には、「八十八呉良謝佐栄久由緒記」(永喜家系図)・「雑書由緒記写」(以上、永喜家文書)を初め、徳之島の歴史資料が翻刻されてきた。

(3) 手々のろ文書

徳之島町手々の深見家文書は、のろの文書資料として貴重なものであり、国際基督教大学社会科学科人類学研究室による調査がなされ、大神(ウッカン、即ち「うふかみ」)の史料である堀田家文書と共に、「文化人類学調査実習報告書」第7輯(1988年度、鹿児島県大島郡徳之島町手々)。1989年3月、国際基督教大学)でその概要が報告された。深見家文書は、徳之島町郷土資料館に寄贈され保管されている。また、堀田家文書(稻富家に相伝)は、火災にあいながらも、辛うじて救出され、三平所が管理する、のろ・大神の祭祀組織の史料としての重要性が、2015年2月21日の報告会における弓削政己氏の報告「徳之島におけるノロ継承制度と伊仙町史料について」、弓削政己「徳之島における三平所と手々村神役の継承システム—琉球と薩摩藩の影響を受けた文書とシマの運営を含め—」(『沖縄文化研究』41号、2015年3月)により明らかにされている。

(4) 小林正秀文庫

徳之島町郷土資料館に寄贈された小林正秀氏の徳之島地域誌研究資料は小林正秀文庫として公開されている。小林正秀文庫蔵蔵資料の中の貴重な古文書・古記録の翻刻は山下文武氏に依頼して進められ、その成果の一つとして『仲為日記』(山下文武解説、徳之島町教育委員会、2012年3月)が刊行された。

徳之島町郷土資料館では、小林正秀文庫目録・徳富重成文庫目録をインターネットから公開している。また、小林正秀文庫の中の主要な地域資料は、徳之島町図書館の郷土資料コーナーで複写版が公開されている。

(5) 徳之島町郷土資料館の史料展示

小林正秀氏収集史料を中心に、多様な古文書の展示が行われている。

(6) 天城町立ユイの館

ユイの館には、西郷隆盛と親交があり、息子仲祐が西郷の東征に従った仲為の文書（天城町岡前、岡本家（琉家）文書）が収蔵されている。6点のうち、2点は、夙に、山田尚二「西郷隆盛の手紙と徳之島」（『徳之島郷土研究会報』13号、1887年12月）、『西郷隆盛全集』により紹介されている。なお、最近、先田光演「西郷隆盛と仲為と仲祐」（『徳之島郷土研究会報』32号、2012年4月）の研究があるので、あわせて参照されたい。

- ①（文久二年、一八六二年）又八月十一日大島吉之助（西郷隆盛）書状（仲為宛）（山田論文の二）
一紙。端裏「仲為衆」。沖永良部島への遠島の途中、井之川からの札状。
- ②（年月日闕）中原万兵衛書状（仲為宛）
尾欠、仲祐歿（慶応二年（一八六六年）十二月二十五日）。西郷に隨從し東行の途次、京都で病没）の報。
- ③丑（慶応元年、一八六五年）十月五日中原万兵衛書状（仲為宛）
二紙。
- ④（慶応三年、一八六七年）二月二十一日中原万兵衛書状（附役福山清藏宛）
三紙。仲祐歿の報、荷物・髪の毛を送る。
- ⑤卯（慶応三年）五月十五日仲為書状写（西郷吉次郎・信吾・小兵衛宛）
五紙。
- ⑥（文久三年、一八六三年）六月二日大島吉之助書状（仲為宛）（山田論文の四）
四紙。沖永良部島和泊よりの札状。

岡前の琉家の文書の「仲為日記」（文久三年九月二十一日～明治元年正月十三日）が、徳之島町郷土資料館に所蔵されており、山下文武氏の翻刻・解説により、徳之島町郷土資料館編『仲為日記：文久三年九月二十一日途中より明治元年正月十三日まで』（徳之島町教育委員会、2012年3月）として刊行される事ができた。「仲為日記」には伊仙町域の大田布騒動に関わる記事がある（同書、61頁参照）。また上述のように仲為は西郷との交流があり、西郷との交りに関わる文書は天城町のユイの館に収蔵されている。「仲為日記」の利用者として、一言、希望を述べれば、仲為の事蹟・生活を刊行された『仲為日記』を手に取る機会のある市民にわかりやすく示すために、やはり3町の文化財行政の連携が期待されるであろう。

(7) 伊仙町歴史民俗資料館

義恵和元伊仙町歴史民俗資料館館長により伊仙町関係史料の収集がなされた。義氏収集史料は、コンテンツ「No.1」に認められ、伊仙町教育委員会社会教育課で仮目録（史料名一覧の目録）が添付された状態で保管されていた。しかし、内容の紹介に及ぶ詳細目録や公開用の史料画像や複写版はなかった。そこで、今回の伝文事業において、弓削氏と筆者で、一点目録の作成を試みた（後掲の仮目録参照）。

また最近、町内の古文書の伊仙町歴史民俗資料館への寄託・寄贈などが進んでいる。今回の伝文事業では、弓削政己氏により、伊仙町所在の古文書や、鹿児島市など町外に移された古文

書の調査が進められた。最近、伊仙町歴史民俗資料館に預けられた寛島家系図は、義家系図と同じく義真を祖とする一族の系図の一つであり、義家一流の系図の祖形を伝える重要なものであることが、2014年1月に閲覧した際の調査でわかった。

(8) 八十八呉良謝佐栄久由緒記

伊仙町には、東ヶ主を祖とする永喜家・豊満家・平家がある。東ヶ主一族の系図について、七世呉良謝佐栄久に至るものとして八世佐宮（佐栄城）が編纂したものを、さらに追補して文政六年（1823年）にまとめたのは十世佐久田（佐玖田）であった。現在は、佐久田編纂本にさらに幕末までの分を追補したものが永喜家に「八十八呉良謝佐栄久由緒記」として伝えられている。「八十八呉良謝佐栄久由緒記」（大正11年編「大殿地祖先系図」による）と、同じく永喜家に伝えられた「雑書由緒記写」（慶長十四年の島津軍との戦闘の記録などを収める）は、「徳之島郷土研究会報」特集号（1981年10月）に掲載され、徳之島近世史の基礎史料として利用されてきた。

「豊満家系図」・「平家系図」、さらに徳之島町諸田の福田家の「福田家系図」は、東ヶ主一族の分家の系図として、佐久田編纂の「八十八呉良謝佐栄久由緒記」を基に自家の系図を附加して作成したものである。呉良謝佐栄久に至る系図の作成が、義真系一族をはじめとする近世中期以降の徳之島の由緒人の家の系図作成にどのような影響を与えたのかを確認する必要がある。

小林正秀文庫収蔵の「政家系図」（天城町岡前、政家）はペン書きの現代の写本であるが、貞享五年（1688年）に徳之島代官大島慶左衛門の仲介で鹿児島藩に差し出されたものを祖本とする系図で、奄美諸島全域で最も成立の古い系図の一つである。義真系の系図が、「政家系図」の序を収録していること、近世後期には諸系図に為朝伝説が加えられることなど、近世中・後期の系図作成の歴史は、さらに検討される必要がある。その意味で、義元館長が、伊仙町歴史民俗資料館に義家系図の複数版を寄贈され、学術利用に供されたことは、重要である。

(9) 奄美群島歴史資料調査事業（2002年度～2004年度）

筆者は東京大学史料編纂所における職務の関係で、鹿児島県歴史資料センター黎明館の『鹿児島県史料』の編纂委員会に、1999・2000・2003・2004年度に、出席する機会があった。2001年1月の編纂委員会で、筆者は奄美諸島への関心から、「鹿児島県史料」に奄美諸島史料を収録する必要を述べた。当時の今吉弘館長がすぐに対応され、同館調査史料室が奄美諸島史料調査事業の企画を立て、副館長がもと離島振興課長だったので、奄美群島振興事業による奄美諸島史料収集事業を検討された。しかし、当時、奄美群島振興事業で、古文書調査収集のような文化事業を行うのは難しいとのことであった。黎明館は、なおこの事業実施を追求し、鹿児島県の緊急地域雇用創出特別基金事業による実施を実現した。

かくして、「奄美群島歴史資料調査事業」は、鹿児島県歴史資料センター黎明館が、2002～2004年度に鹿児島県の緊急地域雇用創出特別基金事業により、「奄美群島内の歴史資料の調査及び目録カードとデータベース用F Dの作成」を目的として、奄美郷土研究会に委託し、奄美博物館に事務局を置いて実施された。この事業で、3年間で一万点近くの史料（新発見史料や所在の明らかになった史料を含む）が採録され、一部の史料については、撮影が行われ画像データが作成された。調査成果の歴史資料目録、目録カード、画像データは、黎明館に納められた（調査史料室蔵蔵）。それらの副本は、奄美博物館にも保管されている。

目録データについては、当時、黎明館は館外へのデータベースのインターネット公開の機能を持っていなかったので、黎明館と鹿児島大学附属図書館が協議し、鹿児島大学附属図書館から「奄美古文書所在目録データベース」として公開されることになった。

鹿児島大学附属図書館>貴重書・大型コレクション> Digital Collection > 奄美古文書所在目録データベース <http://reo.lib.kagoshima-u.ac.jp/~amami/>

「奄美古文書所在目録データベース」では、資料名、所蔵者別（公的機関等）検索ができる。所蔵者一覧には次の機関等が掲出されている。

名瀬市立奄美博物館、瀬戸内町立図書館郷土館、笠利町立歴史民俗資料館、徳之島町立図書館、芦花部公民館、宇椙村教育委員会、鹿児島県立大島高等学校、鹿児島県立図書館奄美分館、大和村教育委員会、沖縄県立図書館、鹿児島県立図書館、伊仙町歴史民俗資料館、徳之島町郷土資料館、大和村中央公民館、住用村中央公民館、天城町社会教育委員会、ユイの館、龍郷町社会教育委員会、龍郷町中央公民館、和泊町立図書館、和泊町歴史民俗資料館、東京国立博物館、阿佐公民館

□ 史料の内容について、次のような説明がある。

琉球王府からの辞令書	ノロ辞令（祭を司るノロへの任命辞令） 役人辞令（琉球王府が間切の役人を任命した辞令） 給地辞令（琉球王府による給地の辞令）
薩摩藩の支配関係資料	大島代官記」「大島置日条々」「沖永良部島代官系図」
集落に関する資料	「日柄」「大金久トネヤ資料」などの奄美の祭祀資料
明治以降の資料	笠森儀助資料（明治中期の奄美統治関係資料および黒糖農政関係資料）
アメリカ占領時資料	米国軍政府布告集など

(<http://reo.lib.kagoshima-u.ac.jp/~amami/search/search.html>)

また、調査カードについての説明がある。

- また、「調査によって確認された主な資料内容」として、次のような説明がある右は「奄美群島歴史資料確認調査」の内容を記録するために用いられたものです。
- 本データベースは、この調査カード（右イメージ）の内容を基に構築しました。
- 調査中のもの、又は調査したが内容不明のものについては、表示が「*」となっています。

調査カードイメージ

(<http://reo.lib.kagoshima-u.ac.jp/~amami/search/search.html>)

資料名は、あいうえお順の一覧によっても掲出されている。例えば「あ」行は次の如くである。

- * 奄美史談 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 阿伝集落文書・明治三十八年十一月白水堺内竿次帳 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 阿伝集落文書・明治三十八年十一月改正白水堺内竿次帳 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 阿伝集落文書・明治三十九年度白水堺内竿次帳 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美青年 創刊号 名瀬市立奄美博物館*
- * 奄美青年 第二号 名瀬市立奄美博物館*
- * 芦花部公民館所蔵文書・馬之雛形寫 芦花部公民館 文書
- * 芦花部公民館所蔵文書・田の地積横折帳 芦花部公民館 文書
- * 芦花部公民館所蔵文書・名瀬村青年會芦花部支會々則 芦花部公民館 文書
- * 奄美大島 共同製糖場分布図 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美群島全國 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美大島管内図 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美大島 陸海運の現況 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美大島の電気通信概要 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美群島管内 電話番號簿 1951.7. 名瀬市立奄美博物館 歴史
- * 奄美大島の現況（第二版）名瀬市立奄美博物館 歴史
- * 奄美群島人口調査結果報告 名瀬市立奄美博物館 歴史
- * 奄美大島概史 名瀬市立奄美博物館 歴史
- * 有馬家文書・有馬丹後純定大嶋附肝付代表官相勤候覚 *文書
- * 有馬家文書・有馬家系図 *文書
- * 奄美大島復帰に伴う昭和28年度所要経費 名瀬市立奄美博物館 歴史
- * 阿室集落区有文書・土地台帳（1）大島郡宇検村阿室集落文書
- * 阿室集落区有文書・土地台帳（2）大島郡宇検村阿室集落文書
- * 阿室集落区有文書・土地台帳（3）大島郡宇検村阿室集落文書
- * 阿室集落区有文書・土地台帳（4）大島郡宇検村阿室集落文書
- * 阿室集落区有文書・登記簿申請書 大島郡宇検村阿室集落文書
- * 阿室集落区有文書・一村縦絵図（1）大島郡宇検村阿室集落文書
- * 阿室集落区有文書・一村縦絵図（2）大島郡宇検村阿室集落文書
- * 奄美大島日本復帰協議会本部 名瀬市立奄美博物館*
- * 奄美大島日本復帰伴う昭和28年度所要経費 徳之島町郷土資料館歴史
- * 奄美大島日本復帰請願署名録 名瀬市立奄美博物館歴史
- * 預証 *歴史
- * 預り証 *歴史
- * 阿伝集落文書・立帳 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・議事録 阿伝部落会阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・明細帳脱漏神社編入願 宗吉神社 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・享保十二年丁來四月廿八日 煙方御檢地帳 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・煙方御檢地帳 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・喜界島並阿傳教育史料 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・喜界島並阿傳教育史料 阿伝公民館 歴史

- * 阿伝集落文書・昭和九年九月 神社諸経費記帳 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・神職の資格について 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・不明 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・神社の宗教法人設立促進について 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・不明 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・神社調査表中の疑義について照會 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・履歴書送附依頼について 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・認証申請書 阿伝公民館 歴史
- * 阿伝集落文書・昭和四年以降累年 薄冊備品受領帳 阿伝公民館 歴史
- * 奄美大島復帰に伴う昭和28年度所要経費 昭和28年10月 鹿児島県 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美大島復帰に伴う昭和28年度所要経費 昭和28年10月 鹿児島県 名瀬市立奄美博物館 文書
- * 奄美大島要塞司令官官舎上棟板 濱戸内町立図書館郷土館

(<http://reo.lib.kagoshima-u.ac.jp/~amami/search/search.html>)

このうち、「奄美史談」を検索すると、次のデータが表示される。

奄美史談

ID:72 資料整理番号 : a00072

所蔵者 : 名瀬市立奄美博物館

所蔵者住所 : 鹿児島県名瀬市長浜町517番地

伝来の経緯 : 名瀬市誌編纂委員会収集資料

将来の保存に対する所蔵者の意向 : *

意向に関するその他の事項 : *

分類1: 文書

分類2: 記事・記録

分類3: *

成立年月日 : 不明

体裁・形状 : ガリ版刷り、堅帳

紙数 : 90枚

法量 (修復前) : 縦 23.5cm × 横 17.0cm

法量 (修復後) : *

内容 : 歴史書

保存状態 : 良

整理状況 : 縦り込み

記録1: *

記録2: *

記録3: 都成一儀 著

文献情報 : *

(<http://reo.lib.kagoshima-u.ac.jp/~amami/search/search.html>)

ただし、この事業では、徳之島3町所在史料の調査は十分にはなされていないという問題があった。徳之島3町については、次の史料群が調査されたのみであった。

徳之島町郷土資料館所蔵史料（深見家文書、仲為日記など原本・複写本）

伊仙町歴史民俗資料館所蔵史料

天城町ユイの館所蔵史料

泉家資料（伊仙町）

林家資料（徳之島町）

奄美博物館所蔵徳之島史料複写版

そこで、伊仙町の伝文事業における弓削氏を中心とした文書所在調査が重要となる。実際、伊仙町歴史民俗資料館では、町内諸家の史料の受入・預かりが進み、また徳之島島外所在の伊仙町関係史料の複写版の集積が進んでいる。

2. 徳之島の歴史文化遺産としての史料の記録の課題

（1）史料集の重層的構成

一般に、地域の歴史文化遺産の核としての歴史資料が蓄積・活用されるためには、次の情報群が必要である。

史料群・史料の所在目録

史料群・史料毎の詳細目録（史料一点毎の名称・法量・様式・内容等の情報）

史料集　翻刻版・影印版

編年体史料集（年月日順に綱文を立て、それに関わる史料や史料部分を掲載する）

また、これら的情報群については、正統性・持続性・網羅性をえることが必要であり、同時に奄美諸島に関わる歴史資料を、世界、全国からも集成して世界性・全国性・地域性を担保することが必要である。

「奄美諸島歴史文化遺産」としての歴史資料群の収集・記録・情報化・公開には、奄美群島12市町村がます連携し、鹿児島県、文化庁、大学などの教育・研究機関、歴史・民俗・考古学界との連携を実現することが必要である。即ち、教育文化行政、地域文化研究・保存・活用運動、学術調査研究の連携なくしては、地域の歴史文化遺産の収集・記録と保全・活用は実現できない。

（2）史料目録の2階層

史料目録には、史料群・史料所在目録、史料群・史料詳細目録の2種類がある。

史料群・史料所在目録は、教育委員会・図書館・資料館・博物館・大学等の組織、個人に所蔵される史料群・史料の一覧目録である。史料群名・史料名・所蔵者・数量等の情報一覧の形式をとる。

史料群・史料詳細目録は、史料群ごとの史料一点一点の目録で、史料名（年月日・史料名・差出、宛所、文書形式）、様態（数量、形態、法量、印章、接続）、内容（書き出し・書き止め、概要）などから構成される。

（3）史料群ごとの史料集

史料集は、史料群・史料の目録と翻刻により構成される。

「仲為日記」の場合、今後、日記に引用掲載されている文書の目録が作成される必要がある。

(4) 奄美諸島総合歴史史料集（目録・史料集・編年史料集）編纂

歴史資料は、歴史現象とその時間・空間・参加者を確定する情報として「奄美諸島歴史文化遺産」の核となるものである。その際、「奄美群島歴史資料調査事業」の成果が利用できる。

歴史資料は、現在の市町村行政域を超えた内容をもつてあり、12市町村広域連携による、さらには奄美諸島外に搬出された史料群の存在を考慮すると鹿児島県の文化財行政を含めた、史料集編纂が必要となる。

(5) 最近刊行の史料集

市町村誌を別にして、次に掲げるよう、最近、史料集の刊行が盛んに行なわれている。

○和泊町歴史民俗資料館編『藩政時代の沖永良部島の記録』、和泊町歴史民俗資料館、2009年12月

○松下志朗編『奄美史料集成』、南方新社、2006年

道之島代官記集成（「道之島代官記集成」福岡大学研究所資料叢書第1冊、1969年7月）

大島代官記、喜界島代官記、徳之島面繩院家蔵前縁帳、沖永良部島代官系図、連官史、大島與人役順續記、喜界島代官初井大島郷土格人林且諸横目より重役現夫居住者等之一冊、輿論在鹿児島役人文公綴

南鷗雜集（「南鷗雜集〔内閣文庫藏 明治6年奄美大島調査報告書 翻刻〕」上・下『福岡大学文理論叢』13巻2号・4号、1968年10月・1969年3月）

道之島船賦（河南家文書）

○松下志朗編及び山下文武編『南西諸島史料集成』一・二・三・四・五巻、南方新社、2008～2012年、

第一巻

亀田次郎『白野夏雲翁』、柳田国男「島の三大旅行家」、昇曙夢『大奄美史』抄

「十島村」関係史料書目 十島図譜（白野夏雲）・七島問答（白野夏雲）・薩南諸島の風俗（田代安定）・島嶼見聞録（赤堀廉藏他）

第二巻 『名越左源太関係史料』

名越左源太について、幕末外交と「南島雑話」の成立、高崎崩の志士 名越左源太翁

名越時敏謹慎並遠島一件留、高崎くづれ大島遠島録、夢留、佐和雄唐漂着日記写、文化薩人漂流記、南島雑記

第三巻 『奄美法令集』

大島要文集、大島御規模帳写、大島私考、喜界島史料、御詰役衆え進覧定他諸規定並びに御仮屋之事等代官書上類、住用間切物定帳、島中御取扱御一冊並びに諸御用仰渡留、南島誌
第四巻 『奄美役人上國日記、旅日記』

道統上國日記、基俊良上國日記、坦晉上國日記、坦晉波琉日記、坦晉在興中日記、旅日記（河南源兵衛）、琉球御用船及交易自船古文書 全瀬戸内武家文書

第五巻 『奄美諸家文書』

猿渡家文書、志岐家文書、盛山家文書、奥山家文書（1）、奥山家文書（2）、大島林家系図、大島林家遺言記録、加家系図、田畠家隠居跡文書、慶家文書、叶生家文書、窪田家文書（1）、窪田家文書（2）、住用間切栄家文書、程進儀由来勳功書、隣家文書、松岡家文書

○先田光演『与論島の古文書を読む』、南方新社、2012年

代官記録、輿論在鹿児島役人文公綴、猿渡家文書、讃家文書、徳田家文書、基家、龍野家、

東家系団、大和踊言葉書集
○『仲為日記』（前掲）

（6）目録集の公開状況

奄美諸島郷土資料に関わる目録としては、鹿児島県立図書館奄美分館（現、鹿児島県立奄美図書館）の図書目録（『鹿児島県立図書館奄美分館郷土資料分類目録 昭和36年3月現在』、外）、鹿児島県立図書館の郷土資料目録（『鹿児島県立図書館郷土資料分類目録』、1962年、外）が公刊されている。しかし、「名瀬市史編纂委員会資料目録」（1963年5月起）、奄美博物館収集資料の目録、徳之島町郷土資料館の郷土資料目録（小林文庫・徳富文庫は除く）などは、館内資料で、公刊はされていない。

なお、奄美博物館では、原口家より寄贈された故原口虎雄氏の童虎山房収集史料の目録を、弓削氏が中心となり作成した（寄贈前に作成された、河津梨絵「童虎山房所蔵 奄美・沖縄関係文献目録 ①未刊行史料（増補版）」、2001年、もある）。

（7）奄美群島歴史資料調査事業作成目録

「奄美群島歴史資料調査事業」の成果は史料数8500点とされ、上述の如く「奄美古文書所在データベース」としては公開されている。また、目録カードは黎明館調査史料室に架蔵されているが、一覧表形式の総合目録は公開されていない。

また、目録カードは、史料群の写本（例えば、田畠家隠居跡文書。石上「奄美諸島史料と文書の集合態・複合態」参照）や文書を集めた文書集なども一点として掲げ、その中に収録される多数の文書の一点目録を作成するに至っていないし（従って、文書総数は1万点に及ぶと推定される）、またその逆に、個別史料が網羅的に記録され、一纏まりの個別史料群としてまとめられていない事例も見られる。また、地域、史料群、個体史料、個体史料に含まれる史料（帳簿、記録、文書集などに含まれる文書や文書の写し）の階層構造で作成された目録がない。

今後、早急に、「奄美群島歴史資料調査事業」の基本データから、階層構造化した所在目録・詳細目録を作成することが必要と考える。

（8）目録作成の試み

1) 所在目録作成の試行

以下の目録は、縦書きの史料目録とするために、漢数字を使用する。

第一部 史料詳細目録

一 徳之島町郷土資料館所蔵史料目録稿

2011年1月9日、3月2・3日、米田博久係長（当時）の協力を得て筆者が調査。但し、未了。番号は閲覧順。

I 金庫収納分

1 仲為日記

小林正秀文庫1。横帳。一冊。縦一四・一糞、横二〇・八糞。裏打ち修補済。藍綱新表紙。本文料紙、楮紙にて、縦二六・〇糞、横三九・八糞の堅紙九二枚を上下に半折し、更に左右に半折して四つ折りとし、ノドを糸綴（原装の縦紐材料は不明）する（但し、四紙は堅紙）。料紙各丁の右端に鉛筆書丁番号あり。新表紙題簽に鉛筆書「仲為日記」。修補前の料紙配列

は混乱があり、現在は原則年月日順に整除。カラー複写版ありて、題簽に「仲為日記 文久三年九月二十一日途中から／明治元年正月十三日まで」とあり。山下文武氏筆写本五冊あり。黎明館調査 C00083。

一 一九紙、三七丁。文久三年仲為日記(前後)。文久三年九月二十一日より十二月晦日まで。第一九紙(第三七丁)は堅半紙にて第三七丁(旧表丁第五二丁)裏は裏表紙(空)を兼ねる。一九紙は、旧表丁の八三・八四・八五・八六・七九・八〇・八一・八二・五三・五四、五五・五六、五七・五八、五九・六〇・六一・六二、六三・六四、六五・六六、六七・六八、六九・七〇・七一・七二、七三・七四、七五・七六、七七・七八、五〇・五一、五二丁よりなる。

二 三五紙、一四〇丁。文久四年(元治元年)仲為日記(後後)。正月一日より十月十三日まで。三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・一九・二〇・二一・二二・二三・三四・三五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・四四・四五・四六・四七・四八丁。

三 未調査

2 勇喜應上國日記 一

袋綴装。一冊。綴二九・二裡(原本二七・二裡)、横二一・二裡。裏打ち修補済。紺綱新表紙。本文料紙、楮紙。新表紙題簽に「勇喜應上國日記」。本文八六丁。八月より九月。巻末に袋入り紙片一〇枚あり(第一紙、綴一六・五裡、横二一・〇裡)。第二紙～第一〇紙、裏打ち修補済、綴一四・〇裡、横二一・四裡)。山下筆耕本4の原本。

3 勇喜應上國日記(冊次不詳)

袋綴装。一冊。綴二九・三裡、横二一・一裡。裏打ち修補済。紺綱新表紙。本文料紙、楮紙。新表紙題簽(空)の上に鉛筆書「勇喜應上國日記」。本文(第五一丁以下には断簡貼り込みの丁あり)六二丁。第四五丁・第五七丁は表にのみ本文料紙あり。第六二丁表・裏の断簡上に「琉」朱丸印影(直径一・一裡)三顆あり。第六〇丁裏に朱丸印影(印文不明。直径〇・九裡)あり。本文中に朱書、朱抹消あり。

4 柳家文書(借用証壳渡書)

袋綴装。一冊。綴二七・六裡(原本二六・六裡)、横二〇・三裡。裏打ち修補済。紺綱新表紙。本文料紙、楮紙。新表紙題簽(空)の上に鉛筆書「柳家文書(借用証壳渡書)」。本文二五丁、巻末遊紙一丁。明治年間の借用証等。借用証は、大島郡亀津村百廿五番の柳口祐宛など多数。借用証には、印刷された用紙あり。

挟み込み紙片に左記のメモ(ボールペン書)あり。

「徳之島上國寺人

附添の上國筆子

佐和堯日記

(雇公書)(鉛筆書) 終りに雇公書一福真誠の、雇人

福道元

戸主 福正■識】

5 売買証 日記

袋綴装。一冊。綴二七・七裡(原本二七・四裡)、横二〇・一裡。裏打ち修補済。紺綱新表紙。本文料紙、楮紙。新表紙題簽(空)の右端に鉛筆書「売買証 日記」、中央に鉛筆書「佐和」。本文七三丁。

第一丁表

「雇公書 大島郡古里村
雇人 福直元

今時（中略）

右戸主福直誠○（「直」朱丸印影）

以下、明治期の借用証・壳渡證、「明治三十七年十一月三日第二回大島郡亀津方蔬菜品評会証」（第一二丁表・裏）、「明治三年午徳之島御献上物才領上国筆子佐和堯日記」（第三二丁「～第七一丁。五月より十一月」）

6 上国日記

袋綴装。一冊。綴二七・八裡（原本二六・二裡）、横二〇・一裡。裏打ち修補済。紺綃新表紙。

本文料紙、楮紙。新表紙題簽に鉛筆書「上国日記」。本文八四丁。「五月七日晴天」より。

六二丁に「寅」に「慶応二年」と注記。慶応二年佐和統上国日記。山下筆耕本1の原本。

7 佐和統日記

袋綴装。一冊。綴二八・二裡、横二〇・七裡。裏打ち修補済。紺綃新表紙。本文料紙、楮紙。

新表紙題簽右端に鉛筆書「佐和統日記」、中央に鉛筆書「四月十六日」。本文三四丁。四月

十六日より七月二十日。山下筆耕本7の原本。山下筆耕本6に下書きあり。

8 佐和統上国日記

袋綴装。綴二八・七裡（原本二八・一裡）、横二〇・七裡。裏打ち修補済。紺綃新表紙。本文料紙、楮紙。新表紙題簽右端に「佐和統上国日記」。本文六七丁。四月より五月まで、丑七月より八月まで、丑十一月より十二月までの三部よりなる。卷末に袋入り紙片二枚あり（第一紙、綴八・二裡、横九・四裡。第二紙、綴一四・三裡、横一一・一裡）。

9 安政六年佐和統上国日記

袋綴装。綴二九・〇裡（原本二八・四裡）、横二一・二裡。裏打ち修補済。紺綃新表紙。本文料紙、楮紙。新表紙題簽右端に「安政六年／佐和統上国日記」。卷末に鉛筆書「安政六年（自三月二十五日／至十二月）代官郷内源八時代 佐和統日記」。本文一二一丁。安政六年已未。山下筆耕本9の原本。

10 万年暦（調査未了）

11 徳之島町万年暦（調査未了）

12 明治九年御用日記

袋綴装。採寸未了。裏打ち修補済。紺綃新表紙。本文料紙、楮紙。本文一一五丁。新表紙題簽左端に鉛筆書「明治九年 御用日記 安田佐和人」。明治九年一月一日より明治九年七月廿三日まで。山下筆耕本10の原本。

13 上国日記（著者不明）（調査未了）

14 琉家文書（調査未了）

山下筆耕本11。

15 借用帳上（調査未了）

16 借用帳下（調査未了）

卷末に紙片あり。

17 深見家文書（手々のろ文書）

桐箱入。辞令書ほか。黎明館調査 a00801 ~ 00836。調査未了。

II 山下文武氏筆耕史料

- 1 「筆者不明／上國日記／午自五月七日至十一月朔日」 原稿用紙七九枚
- 2 「勇喜應／上國日記／天保十二年十二月／同十三年正月」 原稿用紙五二枚
- 3 「勇喜應／上國日記／天保十二年／自十月／至十一月」 原稿用紙六八枚
- 4 「勇喜應／上國日記／〈天保十二年／自八月／至九月〉」 原稿用紙八一枚
- 5 「雇公書亮渡証／借用書　日記」 原稿用紙五七枚
- 6 「無題」 原稿用紙九二枚
佐和統上國日記か。「(未) 四月十六日晴天東風」より十一月十九日まで。
- 7 「佐和統／上國日記」 原稿用紙三〇枚
四月十六日～七月廿日。
- 8 「手々のろ解説書」 便箋一一三枚、原稿用紙五七枚
- 9 「解説／佐和統上國日記」 原稿用紙一〇六枚
未三月廿五日より十二月晦日まで。
- 10 「徳之島／日記／明治九年一日／＼＼＼＼＼五日」 原稿用紙九五枚
明治九年一月一日より、上國日記。
- 11 「琉家文書／郵政／改暦関係」 原稿用紙二六枚

二 伊仙町歴史民俗資料館所蔵史料仮目録
伊仙町教育委員会社会教育課作成

コンテナ No.1 (仮称) 納入品

- 1 義家系図 複写版
- 2 南卯吉郎藏南義祐喜日記
- 3 第二次世界大戦関係資料
- 4 島嶼関係資料
- 5 檢福 福田家古記録
- 6 三木清氏関係資料 (窪田家文書第三集)
- 7 代官菱刈五兵衛
- 8 窪田家文書
- 9 坂井友直関係資料
- 10 泉芳郎関係資料
- 11 萬年曆
- 12 西郷隆盛関係資料
- 13 その他古文書関係資料 (系家文書、南家本徳之島前録帳、大正年間帳簿)
- 14 義憲和氏収集資料
- 15 南島雜話
- 16 道統上國日記
- 17 寿江島美智子氏寄贈史料
- 18 小林文庫目録
- 19 寿清山氏卒業証書
- 20 寿友廣氏卒業証書
- 21 寿清山氏証明書
- 22 寿江島清山氏小学校教員免許状

- 23 盛山文明氏卒業証書
- 24 泉芳郎先生写真集
- 25 清水家系図

三 奄美群島史料所在目録 試行版

石上作成

○凡例

- 1 分野
- 2 史料・史料群名
- 形態・数量
- 所蔵者・原蔵者・著者
- 内容・概要
- 翻刻史料集・公開
- 参考

第一部 名瀬市史編纂委員会史料（一部）

1 大島御仮屋教訓

【形態・数量】原本よりの複写版。仮袋綴本一冊。三四丁。縦二六・五cm、横一八・一cm。

【原蔵者】名瀬市、津島英志氏所蔵。

【内容】原本は、明治九年、伊能豈写。

【参考】奄美群島歴史資料調査事業 a00194（名瀬市史編纂委員会史料）、a02129（一九九一年寄贈）

河津梨絵作成「童虎山房所蔵 奄美・沖縄関係文献目録 ①未刊行史料（増補版）」（二〇〇一年）に「大島御假屋教訓書写」（昭和三七年一〇月一八日複写）あり。

2 大島林家遺言記録

【形態・数量】山下文武氏ペン書き本の複写版。仮袋綴本一冊。B4 翼紙一三枚（表紙1枚）。縦二五・五cm、横一七・八cm。

【原蔵者等】親本は原口虎雄氏筆写本。河津梨絵作成「童虎山房所蔵 奄美・沖縄関係文献目録 ①未刊行史料（増補版）」（二〇〇一年）に「（大島）林家遺言記録」（一九五三年一〇月二〇日複写）あり。原本所蔵者、林家。

【内容・概要】

跋「天保二卯十月林前貞」

書写奥書

「一九六二年十一月十七日終業

鹿児島大助教授 原口虎雄先生写本ニヨル」

【参考】奄美群島歴史資料調査事業 a00089。龍郷町中央公民館に名瀬市史編纂委員会史料の複写版あり（c02061）。奄美博物館所蔵所崎平氏寄贈資料「和家家譜・大島林家遺言記録・鉢廻文写（明4）・伊仙義家文書・糸家文書」（c01352）、同「林前貞より林前織・林助太郎・孫助・藤太郎へ宛てた大島・林家遺言記録」（c01354）。

3 志岐文書

【形態・数量】原口虎雄氏筆耕本の青焼版。仮綴本一冊。縦二七・五cm、横一八・五cm。

【原蔵者】（筆者未確認）

【内容】文書約60点を収む。

(注) 文書一点目録の作成必要。奄美群島歴史資料調査事業 a01498、a01499 との関係を調査必要。

【参考】

鹿児島県立図書館奄美分館『奄美郷土資料目録』(三三頁)に、左記の二点あり。

志岐氏文書 K091-シ62 写真一一三枚

志岐氏文書 K091-シ62 原口虎雄手写 昭和三七年 七三枚

奄美博物館に、左記の四点あり(奄美群島歴史資料調査事業による)。

a00087 志岐文書(名瀬市史編纂委員会史料に相当)

a00139 志岐家文書(寅五月 御品物代附之覚)(手写本複写)

a01498 志岐家文書・寅五月□御品物代附□□ 原本・横帳 一五丁

a01499 志岐文書 原本・豎帳 七三丁

龍郷町公民館に名瀬市史編纂委員会史料本の複写あり(c02037)。

4 喜界島史料

【形態・数量】 山下文武氏ペン書き写本。仮縁本一冊。本文一二丁。綴二五・五cm、横一七・九cm。

【原蔵者】 不詳。

【著者】 永愛喜。

【内容】 山下文武氏書写の祖本は、鹿児島県立図書館所蔵本(大正十四年七月十五日購求。写本)にして、巻首に「明治四拾壹年九月中旬調査／永愛喜」、首題「喜界島史料(藩庁よりの布令／諭達・捷・規約等)」とあり。安永七年戊八月十日島中へ仰渡以下、明治三年までの記録を取む。

【参考】 奄美群島歴史調査事業 a00142。

鹿児島県立図書館奄美分館『奄美郷土資料目録』(五一頁)に、左記の一点あり。

喜界島史料 K29.11/ナ62 山下文武手写 昭和三七年 一九枚

河津梨絵作成「童虎山房所蔵 奄美・沖縄関係文献目録 ①未刊行史料(増補版)」(二〇〇一年)に「喜界島史料」(昭和三〇年複写)あり。山下書写本の親本は、原口虎雄所持本か。

【史料集】 松下忠朗編『南西諸島史料集』第三巻(南方新社、二〇〇九年)に鹿児島県立図書館 所蔵写本を翻刻す。

5 琉球国條書

【形態・数量】 徳之島町誌編纂委員会収集史料(近世の写本の複写版)より複写。仮袋綴本一冊。

四三丁。綴二五・二cm、横一七・八cm。

【原蔵者】 徳之島町徳和瀬、重久家蔵。

【内容】 雍正拾年壬子(一七三一)十一月十八日 評定所

【参考】 奄美群島歴史調査事業 a00141。

6 御奉公相勧候次第 白尾氏

【形態・数量】 山下文武氏筆写本の青焼版。仮袋綴一冊。筆耕本青焼六丁、書き起こし本(B4 翠紙)。

複写五枚。二五・六cm、一八・八cm。

【原蔵者】 白尾三好。

【内容】

書写奥書

「昭和三十七年十二月七日午前一時終業

原本白尾三好氏所持ニヨル

山下文武』

(注記カ)「白尾理衛門國利／嘉永四年正月願遠島 四月二日笠利間切赤木名配所 安政二年赦免」

【参考】奄美群島歴史資料調査事業 a00151。

鹿児島県立図書館奄美分館『奄美郷土資料目録』に左記の書あり（三三頁）。

御奉公相勧候次第 K901-シ 62 白尾著 山下文武手写（昭和三七年）六枚 複写版
龍郷町中央公民館に名瀬市史編纂委員会史料の複写版あり（c02022）。

『笠町誌』に白尾国利画「赤木名図」写を収む。

7 横目記録（調査未了）

8 大島庭訓往来 栄家文書

【形態・数量】原本の複写版。仮袋縦本一冊。四八丁。縱二五・六cm、横一八・一cm。

【原蔵者】住用村川内、栄家所蔵。同家の能儀志所持本。

【内容】

奥書

「右一冊川内邑能儀子為幼童任想望天保十四年癸卯十月通掛致止宿為一禮写授之畢後年轉士
御笑艸之種となれ穴賢

愛甲尚香書」

【参考】奄美群島歴史資料調査事業 a00203・a02130。

奄美博物館資料室に副本（090-1957）あり。弓削政己氏によると、名瀬浦上・菊地成儀氏所蔵本（松下志朗氏撮影版を鹿児島県立図書館奄美分館所蔵。K091-オ）、大和村大棚・時家所蔵本（宝曆八年赤木名仮屋にて書写）などありとのこと。『鹿児島県立図書館奄美分館郷土資料目録』三二頁の「大島庭訓往来」には、写真二六枚（松下氏撮影本か）と、原口虎雄写、昭和三七年、七三枚の二本あり。河津梨絵作成「童虎山房所蔵 奄美・沖縄関係文献目録①未刊行史料（増補版）」（二〇〇一年）に「大島庭訓往来」あり。

第二部 史料集収録史料

○『奄美大島諸家系譜集』（収録史料目録略）

○『道之島代官記集成』

大島代官記

底本 鹿児島県立図書館本

対校 大島代官記 鹿児島県立図書館 喜界島代官記なり。

大島代官記書抜（名瀬市史編纂委員会資料、山下文武氏写本）

大島私考 鹿児島県立図書館本

大島代官記抄全 東京大学史料編纂所

大島喜界島代官記附大島與入役順統記 永井龍一編、謄写版 昭和七年。

○県立図書館本、同喜界島代官記と明治・大正期の追補。

喜界島代官記

底本 アチックミュージアム『喜界島代官記』 折田本

対校 大島代官記 鹿児島県立図書館 喜界島代官記なり。

徳之島代官記

底本 德之島面繩院家蔵 前録帳（県立図書館所蔵写本による）

対校 德之島町諸田、福田宮栄氏所蔵

沖永良部島代官記

底本 詰役系図・沖永良部代官系図（和泊町手々知名、町田實美氏所蔵）

対校 代官記事録（池上實治編。与論町朝戸、池上義次氏所蔵）

連官史

鹿児島県立図書館所蔵「連官史並各島村法」

大島與人役順統記

喜界島代官初大嶋郷士格人牘且諸横目より重役現夫居住者等之一冊全 安政六年

東京大学史料編纂所

輿論在鹿児島役人公文綴

○『奄美史料集成』

道之島代官記集成

南島雜集 明治六年大蔵省勅業大属青山純、租税中属久野謙次郎調査、内閣文庫所蔵

道之島船賦（河南家文書）

○『南西諸島史料集成』

第二卷 二〇〇八年一二月

1 名越時敏謹慎並遠島一件留

東京大学史料編纂所所蔵島津家本

2 高崎崩れ大島遠島錄（水井亀彦編）

日記は名越左源太関係史料に含まれる

3 夢留

同

4 佐和雄唐漂着日記写

同

5 南島雜記

伊藤助左衛門 東洋文庫『南島雜話』より

第三卷 二〇〇九年一二月

1 大島要文集

鹿児島県立図書館奄美分館『奄美史料』1所収本（底本は、東京大学史料編纂所所蔵島津家本国事歎掌史料本）を影印。文化二年、本田親孚著。

2 大島規模帳写

大和村国直、森家文書（昭和四〇年八月四日、松下志朗氏撮影）を翻刻。巻首に「嘉永八年卯歳正月／大島規模帳写／与人前武仁」とあり。享保期の規模帳。大島用夫改規模帳、郡奉行物定規模帳も收む。

3 大嶋私考

鹿児島県立図書館本。

4 喜界島史料

5 御詰役衆え進覧定

戊十二月十三ヶ方与人奥書。

6 住用間切物定帳

第Ⅳ章 徳之島の歴史から日本史を学び直す

合、嘉永六年丑七月「島中申渡 一冊」。鹿児島県立図書館所蔵写本による。

7 島中御取扱一冊並びに御用仰渡留

8 南島誌

明治七年八月十八日地租改正局七等出仕市川正寧起草。

第四卷

1 道統上国日記

文久三年、徳之島面縄間切喜念媛与人道統。伊仙町出身の重武克彦氏所蔵本を山下文武氏が書写した本による。

2 基俊良上国日記

明治二年、宇検方与人として御慶事上國。奄美市名瀬、基俊良氏所蔵原本を山下文武氏が書写した本による。

3 坦晉上国日記

沖永良部島和泊村、坦晉の安政五年上國。

4 坦晉渡琉日記

天保九年、調物宰領与人に従い渡琉。

5 坦晉在與中日記

安政五年与論島へ砂糖奉取仕立て。

6 旅日記（河南源兵衛）

嘉永四年～安政元年。河南源兵衛。

7 琉球御用船及交易自船古文書 全

九州大学文学部国史学研究室旧蔵本の複写版による。河南家文書。天保十二年。

8 潛戸内武家文書

瀬戸内町図書館・郷土館所蔵。

○改訂名瀬市史編さん委員会資料集

一 三方村・名瀬市合併記録 一九九三年

二 基家・慶家文書 一九九四年

三 大島喜界両島史料雑纂 一九九六年

○奄美博物館資料集

津島家文書『御廻文留写』 一九九八年

○大和村誌 史料集（詳細略）

○瀬戸内町誌 史料集（詳細略）

○宇検村誌 史料集（詳細略）

○『藩政時代の沖永良部島の記録』、和泊町、二〇〇九年（詳細略）

○先田光演『沖永良部島の世之主伝説＝資料と解説＝』、一一九七年（詳細略）

第三部 奄美群島内所在史料

（中略）

第四部 奄美群島外所在史料

（中略）

第五部 外国史料

(中略)

(9) 目録作成の課題

所在目録は、奄美諸島外（諸島外搬出史料、諸島外の奄美諸島関係史料）にも及ぶ必要がある。これについては、弓削政己氏の報告・論考を参照されたい。

「奄美群島歴史資料調査事業」の調査カード、「南西諸島史料集成」では、史料群としての文書集に収録される文書の詳細目録（一点目録）が作成されていない。ただし、「奄美群島歴史資料調査事業」の調査カードでは、新たに調査された史料群については一点目録の作成がなされている。

また、調査目録、史料集に採録された史料については、原史料の所在が不明で、筆写本や複写版によらざるを得ないものが多く、十全な目録情報を得ることが困難なものが多い。

3. 「奄美諸島編年史料 古琉球期編」編纂の試み

筆者は、1988年に鹿児島短期大学付属南日本文化研究所の奄美諸島学術調査に参加の機会を得て以来、奄美諸島の歴史文化の研究、普及に資することを目指して、奄美諸島編年史料集の編纂を試みている。本来、このような史料集編纂は、史料収集機能を有し、永続性のある公共組織が行うべき事業であろう。更に、個人では、編纂能力、史料収集、刊行実現、永続性、客觀性、正確度に困難があることは、十分に承知している。また、報告者は、『大日本史料』第一編（9世紀末～10世紀末）や、『静岡県史』古代・資料編、『山口県史』古代・資料編の編年史料編纂経験はあるが、中世史・近世史は専門外であり、初学者として、一から中世史料・近世史料、琉球史料、中国・朝鮮・ヨーロッパ史料を学び直すことから始めねばならず、十分な能力を有しないことも、承知している。一方、黎明館の『鹿児島県史料』編纂刊行事業は、当面は、膨大な鹿児島県史料の基幹史料の刊行に集中せざるを得ないであろうし、奄美諸島全域に及ぶ編年史料集は奄美諸島12市町村の地域誌編纂でも企画として実現しにくいものである。

そこで、奄美諸島における調査や諸事業に参加する機会を得て、歴史研究者として多くのことを学ぶことができた立場から、敢えて、個人の仕事として編年史料集編纂を試み、謝恩の意を表することとした。今後、奄美諸島史研究、奄美諸島歴史文化遺産の基礎となる、奄美諸島編年史研究が、諸組織・諸研究者により進められることに期待する。

なお、報告者の奄美諸島編年史料集編纂は、下記の諸事業・研究費にも、扱るものである。

鹿児島短期大学付属南日本文化研究所 奄美諸島学術調査 1988～2000年度参加

科学研究費補助金重点領域研究「沖縄の歴史情報研究」（研究代表者：岩崎宏之）（1994～97年度）

科学研究費特別推進研究（COE）「前近代日本史料の構造と情報資源化の研究」（研究代表者：石上）（2000～04年度）

科学研究費補助金基盤研究S「日本前近代史料の国際的利用環境構築の研究」（研究代表者：石上）（2004～08年度）

東京大学史料編纂所附属画像解析センター 研究プロジェクト「南島画像史料の研究」（2005～09年度）

宇検村・伊仙町・奄美市「文化財総合の把握モデル事業」（2008～10年度）

伊仙町伝文事業（2011～14年度）

奄美市伝文事業（2010～14年度）

喜界町教育委員会城久遺跡群調査指導委員会（2006～14年度）

『奄美諸島編年史料 古琉球期編』は、奄美諸島の歴史を研究し学ぶことに資するための編年史料集である。編年史料は、喜界島、大島（大島、加計呂麻島、与路島、請島の四島を、仮に大島と総称する）、徳之島、沖永良部島、与論島及び奄美諸島に関わる範囲での日本・琉球及び中国・朝鮮を対象地域とし、1266年から1624年正月までの約450年間を対象の期間とする。編年史料集の体例は、「大日本史料」に準拠し、かつ、一部、奄美諸島史研究において利用しやすい編集を行う。

『奄美諸島編年史料 古琉球期編』上（吉川弘文館、2014年5月）は、奄美諸島の政治的・社会が琉球との通交を始めたと琉球史書が記す1266年から、島津氏による奄美諸島の制圧がなされた1609年3月23日までを記す。2015年刊行予定の『奄美諸島編年史料 古琉球期編』下は、島津氏による琉球制圧がなされる1609年3月25日から、奄美諸島の古琉球期体制の払拭と新統治体制の確立が大嶋置目施行により試みられた1624年正月までを対象の期間とし、上の補遺も掲載する。

7世紀から13世紀に至る時期の奄美諸島・南島と日本・中国の関係の編年史料は、喜界町教育委員会『城久遺跡群－総括報告書－』（2015年3月）に「城久遺跡群の歴史的評価の前提－日本古代・中世前期並行期喜界島編年史料集稿」として掲載したので、併せて参照されたい。

4. 徳之島歴史文化遺産（歴史資料分野）の記録・保全の課題

（1）史料集

徳之島三町にわたる史料目録（所在目録・詳細目録）・史料集・編年史料集の編纂が、徳之島の歴史を捉え直す基礎である。歴史叙述の前提として、実証的研究の基盤となり、長く残る3種の史料集を作成することが必要である。基礎史料集があれば、隨時、誰でもが歴史叙述を行うこと、歴史理解を進めることができる。

（2）三町連携

歴史資料専門の職員が3町にない状況の下で、どのようにして人材を確保するか、3町連携して対策を講ずる必要がある。

史跡調査・考古学調査も広域の視点が必要である。例えば、線刻画石は3町に所在する。天城町教育委員会による戸森線刻画遺跡調査の成果と方法を3町で共有する必要がある。

グスク分布調査、近現代の戦争関係遺跡、古墓調査なども、同様に3町をわたる事業として企画されることが必要となる。

（3）附記

本稿は、2014年3月15日開催の伊仙町教育委員会主催「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業報告会」における報告「徳之島の歴史から日本史を学び直す」の原稿を基としたものである。2015年2月21日開催の「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業報告会」における報告「15・16世紀の奄美諸島関係の航海記と地図」において、慶長元年に入明を志した儒学者藤原惺窓の喜界島漂到、16世紀の明の「籌海図編」「日本一鑑」に記録し描かれた奄美諸島と徳之島について、史料を紹介した。それらの史料は、『奄美諸島編年史

料 古琉球期編』下に、補遺条文として掲載することとしたい。

結語－徳之島の歴史を明らかにすることの意義－

- ①日本列島の構成要素としての奄美諸島、その中の徳之島の歴史を明らかにすることにより、日本列島の古代から現代に及ぶ歴史の認識に新たな視角を提起することが可能となる。
- ②先入感や既成知にとらわれた南島史理解を再構築する必要がある。
- ③日本の学界・社会に、徳之島の歴史情報を提供し、徳之島・奄美諸島の研究が展開する基盤を作る。
- ④永遠に残る歴史文化遺産の中核的構成要素としての歴史資料の調査・収集・複製・記録が体系的・継続的・実証的になされることが必要である。そのための組織を、郷土研究会などの奄美諸島地域史・誌研究者、全国の南島史・島嶼学研究者、鹿児島県・沖縄県の諸組織（黎明館・鹿児島県埋蔵文化財センターなど）・教育機関と共同して構築する必要がある。

今後の伊仙町、さらには徳之島、そして奄美諸島の歴史文化遺産の記録・保全・活用の事業がますます発展すること、世界自然遺産と連携して人々の生活と自然の関わりが益々明らかにされることを期待している。

第V章. 徳之島の闘牛

宮城邦治（沖縄国際大学教授）

1. ウシはなぜ戦うのか？

ウシ科の動物は元来、アフリカの開放的な草地環境の中で多くの個体が集まって生活している草食性の動物である。このように群れを作る動物では、メンバー同士がいがみ合う事なく、平和的に過ごしていくために、群れを統合する仕組みが必要である。その原理が「順位制」であり、それぞれのメンバーは成長の過程の中で、互いにぶつかり合いながら相手との上下関係を「理解」し、不必要的争いを避ける事で、群れ全体が統合され、外敵である食肉類（ライオンやトラなど）の捕食圧から免れてきた。

他方、動物は子孫を残すために相手と出会う必要がある。特にオスは多くのメスを獲得しようとする習性が強く、メスを求めるライバルと競争しなくてはならない。そのような二頭のオスが出会った時、必然的に角突き合わせることになる。角突き合わせる中で、闘志が萎えたオスは敗走し、勝ち残ったオスは、「この地は我が領地（ナワバリ）」といわんばかりに、近くにいるメス（複数）をナワバリの中に囲い込み、子孫を残すことになる。

このようなオスの行動は多くの動物で観察されており、ライバルとの競争（闘争）を余儀なくされている。長い時間をかけて家畜化してきたウシにおいても「オス」の本能は消えることなく継承されており、ウシが戦うのはライバルに対して自分の「順位の高さ（強さ）」を示すためである。このようなオスウシの本能を、人間が恣意的に利用してきたのが「闘牛」であり、ウシは闘うべくして闘っているのである。ちなみに、スイスの闘牛はメスウシの闘牛であり、母性を利用した闘牛である。

ウシ以外の家畜でも「闘鶏」や「闘犬」「闘馬」「闘駒駄」などが知られている。また、野生動物の闘争心を利用してしたものに中国の「闘蟋（トゲシ）」、鹿児島県加治木の「蜘蛛合戦」、千葉・神奈川県などで愛好家によって行われている「ファンチ」（ネコハエトリグモの戦い）がある。

2. 徳之島闘牛の歴史

徳之島闘牛に関する明治以前の古文書は不詳であるが、鹿児島本土の闘牛に関しては、天明2年（1782年）の秋から1年にわたり山陽道、九州、四国を漫遊した橋南翁の著書『西遊記』の中に、「薩摩鹿野屋といふ所には牛合（うしあわせ）という遊びあり、上方の鶴合（とりあはせ）の如し、牛を双方（さうはう）より出して戦はしめて見物することなり」という記述があり、現在の鹿児島県本土の鹿屋市周辺で闘牛が行われていたことがわかる。また、嘉永3年（1850年）に奄美大島に流刑された薩摩藩士・名越左源太が著した『南島雜話』には「八月拾五日九月九日の遊日、島中牛を集めて闘する、是を牛とらせと云。闘に弱きは即殺して喰ふ」という記述があり、奄美大島でも闘牛が行われていたことがわかる。

徳之島闘牛に関しては昭和57年（1982年）に松田幸治氏が著した『徳之島の闘牛』があり、徳之島闘牛に関する貴重な文献となっている。その中に明治28年（1895年）に著された『徳

之島事情』（吉満義志信編）の「闘牛の図」が転載されているが、この図は藩政時代の徳之島の情景と思われ、明治以前から闘牛が行われていたことを示すものである。

『徳之島の闘牛』に寄稿した米川正雄氏（当時、徳之島闘牛連合会前会長）の「徳之島闘牛の歴史と変遷」を概略すると、「徳之島では明治初期から中期にかけて、盛んに闘牛が行われていたが、当時の闘牛は農耕用や牛肥を得るために飼育されていた牛を利用してしたもので、闘牛専用の牛はまだいなかった」という。これは沖縄でも同様で、沖縄闘牛の起源もおそらくは明治初期だと推察されるが、農耕用の牛を利用した闘牛であったと言われている。

また、「徳之島では牛を複数飼育できる人は大農家であり、飼主同士が愛牛を持ち寄って闘牛大会を開いたり、時には島役人の命令で開催したこともあったようだ」と述べている。本著に転載されている「闘牛の図」も島役人の指示で行われた闘牛かと思われる。

古くは徳之島の闘牛大会は、「島の遊日であるシキユマ、浜下り、十五夜などに原野や浜辺などで行った。闘牛に出事は当然ながら出費も重なったが、強い牛を持つ事は一家一族の大好きな誇りであった」という。このような価値観は今日でも同様であり、徳之島闘牛においては闘牛のリングネームに屋号や飼主の名前を付けることが多々見られる。この事は、島の人々にとって闘牛が如何に飼い主自身、家族、地域と結びついているかを示すものである。越後闘牛においても屋号をつけることが多いが、それ以上に家族、地域一体となったと応援などは徳之島闘牛の大きな特徴となっている。

藩政時代または明治初期から盛んに行われてきた徳之島の闘牛も、「明治42年(1909年)9月、県令で動物虐待の甚だしきものなりと禁止され、一時衰微したが、明治44年(1911年)6月、畜牛奨励のため解禁され、警察署の許可があれば闘牛大会を行ってもよいようになり、また盛んになった」という。時の行政による闘牛禁止令は、時代は変わるが宇和島（媛媛県）や沖縄でも行われており、闘牛観戦で一喜一憂する農民や庶民の姿に、行政側の恐れや不快感があつたのだろう。沖縄では昭和10年(1936年)の新聞に「闘牛に熱中し畜かぬ農村」と記事があり、沖縄県農務課では当該の集落に対して啓蒙運動（注意喚起）を起こす旨が記述されている。農産物奨励を指導する行政側と闘牛に救い（なぐさみ）を求める農民や庶民との間には大きなギャップがあったようだ。

徳之島闘牛は農耕用のウシを「トレウシ」として楽しんでいたが、大正期になるとやがて闘牛専用のウシが登場するようになる。『徳之島小史』（坂井友直著、1917年、大正6年）には「闘牛は骨格逞しきものを選択して之を求める常に農業には使用せず専ら闘争用に充て家族同様之を愛し其肥え太る何より好みとし闘牛大会近づかば鶏卵鶏肉等を与ふ」という記述見られる。この情景は今日でも変わることはなく、闘牛の飼い主たちは日々愛牛の世話を勤しみ、牛が太ったと喜び、大会での勝利を確信するのである。

島の人々を一喜一憂させた徳之島闘牛も第二次大戦が終了した後には大きな危機が訪れたが、人々の闘牛への思いは徳之島闘牛を見事に復興させた。『徳之島の闘牛』の中で米川正雄氏は「米軍による空襲で疲弊した島は、外地や日本本土、疎開地から帰郷した人々で人口がにわかに増大し、生き残った家畜は食用に供された。当然ながら闘牛どころではなかったが、島の人々を鼓舞してきた闘牛（なぐさみ）の現況を憂い、再興を圖る人々がいた。昭和23年(1948年)には闘牛愛好の有志が集まり、徳之島闘牛の再興を図るべく「徳之島闘牛組合」を設立し、入場料を徴収した戦後初めての闘牛大会を、亀津永浜で開催した」という旨を述べている。沖縄では少し前の昭和21年(1946年)に戦後初めての闘牛大会が旧石川市（現うるま市）の東恩納闘牛場で開催されている。どんな困難にあっても、人々の闘牛への思いは島を越えても同

じである。しかし、米軍民政府の強い支配下にあった沖縄では、数組の対戦後に米軍警察（MP）の横槍が入り、途中解散となっている。

戦後疲弊した徳之島にあって闘牛は、人々に生きる目標と勇気を与えるものであつただろう。沖縄同様に米軍民政府下にあった奄美群島の人々もまた、祖国復帰への願望を実現すべくエネルギッシュに運動を展開し、昭和28年（1953年）には晴れて祖国復帰となる。やがて、関西地域で成功を収めた徳之島出身の前田村清氏、加山里静氏らが帰郷を重ねながら、島の闘牛関係者と交流、徳之島闘牛の復興に大きく関わることになる。徳之島闘牛界は一千頭を越える程に活況を呈し、人々は闘牛への愛着とともに競って闘牛の飼育に専念するようになつた。復興した徳之島闘牛界ではやがて徳之島町、伊仙町、天城町でそれぞれに闘牛協会が新しく組織され、昭和42年（1967年）には三町の闘牛協会をまとめた徳之島連合会が設立されることになる。今日の徳之島闘牛の隆盛の裏には、困難な時期にあっても熱心に闘牛復興に尽力した余多の先達がいたことを忘れてはならない。

徳之島闘牛の檜舞台は全島一を決める大会である。人々は晴れ舞台への出場を夢に見ながら、ひたすら愛牛の飼育に励んできた。全島一の猛牛を育てる夢は今も昔も変わることがない。昭和30年代、希代の猛牛と言われた実熊実一号は、未だに島の人々の脳裏に刻印され、伝説となっている。若き牛飼いも鍊磨の牛飼いも、ワキヤ牛の全島一を目指し、伝説の名牛を夢見ているのである。

3. 人々の闘牛への思い

闘牛が闘いである以上、我が愛牛に是非とも勝ってもらいたいというのが人情であろう。家族同様に飼育される愛牛、闘いの前に事故があつては元も子もない。それ故に愛牛家は万全な態勢で臨み、「人事を尽くして天命を待つ」のであるが、それでも心穏やかでないところがある。

徳之島では闘牛に関して様々な思いが伝えられている。厳しい勝負事だけにゲンをかつぐ牛主も多い。『徳之島の闘牛』に寄稿した松山光秀氏によると、悪霊邪靈を気にする牛主は呪術（祈りなど）を行う必要があり、大会の前には牛小屋の入口や周囲に稻わらで作った左綱を張り、その左綱に臭氣の強いトペラの小枝を吊り、悪霊邪靈の侵入防止とする、という。徳之島ではトペラの臭気が悪霊邪靈を祓う力があると信じられており、また、牛小屋の入口の両脇や窓側には塩を盛ることが普通である。左綱、トペラ、塩は闘牛を飼育する人々にとっては愛牛を靈界から守る、いわば三種の呪具となる。このような思いは沖縄闘牛でも見られ、盛り塩とススキの葉を結わえたサンが、悪霊を祓うものとして信じられている。

また、かつて徳之島の牛主たちが最も気にしたのはクチ（呪言）と呼ばれるものであった、という。これは特殊な靈力を持った人たちが、牛小屋を訪れ、靈力を帯びた言葉を牛に吹き込むことで牛の力や闘志を減退させ、ついには敗退させるというものである。心穏やかでない牛主は牛小屋で寝泊まりをすることもあったという。一方、家に先祖神などがあれば、大会の当日まで神頼み（先祖頼み）を行うこともあり、針仕事や剃刀を当てるこもタブーであったという。

闘牛は闘いであるので、牛の角は重要な武器となっている。そのため牛の角研ぎも日柄（大安）や潮の満ち始めの時を選びながら行うこともある。荒削りの後に日をかえて数回削り、大会の前日や当日に最後の仕上げとなるが、その際にはサツマイモの青葉を潰して塗りつけ、角を締めるという。出陣の際には盛り塩を台所の火の神と先祖神に勝利を祈願し、牛の角にもお

酒と盛り塩をかけ、キバレの声かけを行う。

闘いの前日には勝利を祈願する前祝いが行われるが、家族総出のもてなしとなり、特に女性達の苦労は大きいものがある。前祝いに訪ねて来る人々は祝い金やビール、黒糖焼酎などを持参することが多いが、牛主はお返しとして入場券を配ることになる。また、大会の当日は、愛牛のリングネームを印字したタオル、応援団への弁当、飲み物などを準備するので、闘牛大会への出場は経済的な負担も少なくない。

戦いに勝つと応援団はドッと場内になだれ込み、ワイドワイドの歓声の中、勝利の乱舞となる。他方、負けた牛と応援団は力を落とし、涙しながら去って行くことになる。勝者と敗者の極端な光景こそ、徳之島闘牛の大きな魅力でもある。

徳之島では闘牛にはそれぞれにリングネームがついているが、慣習的に牛主の姓名で呼ばれることが多い。また、集落名で呼ばれることがあり、これらは闘牛（トレウシ）が牛主と一緒にあり、家族や一族の名誉をになう存在であるからである。集落名で呼ばれる場合も同様で、集落の名誉をになって大会に参戦しているという思いである。

徳之島闘牛だけでなく、今では沖縄闘牛でも闘牛の歌として周知のワイド節があるが、このワイドという言葉のルーツは、八重竿（ヤエゾー）という地名にあると言われている。とある大会で八重竿の牛が勝利を収めた時に、集落から馳せ参じた応援団が快哉したヤエゾーがいつしかワイドーとなり、今日では誰彼となく勝利の歓喜の際にはワイドーと声を発するようになったとのこと。これほどまでに、闘牛は地域の人々に誇りと歓喜を湧きおこすものである。徳之島闘牛の魅力、それは人牛一体となった真剣勝負であろう。

第VI章. 綱引と相撲

津波 高志（琉球大学名誉教授）

はじめに

伊仙町では旧暦8月15日をジューグヤー（十五夜）と称し、各村落で綱引が行われている。また、その日があるいはその翌日に相撲と八月踊りも行われている。ここでは伊仙町における綱引と相撲の現況および戦後この方の変化について、主に上面縄と木之香の事例を踏まえて述べることとしたい。

1. 上面縄の場合

面縄は伊仙町の大字の一つである。行政上の標準的な名称はオモナワ、方言ではウンノーと呼ばれている。土地の人々が単にオモナワ、ないしウンノーと言うと、普通は行政区の上面縄東と上面縄西の両者を指している。「ムラ」という場合も同様である。行政区としては2区に分けられているものの、区長は一人で、豊年祭などの伝統的民俗行事も一緒に挙行してきた（図1参照）。

ジューグヤーの夕方、少し暗くなりかける頃に、上面縄の集会所と保育園を兼ねる「上面縄生活館」の前の東西に延びる道路（ウーミチ=大きな道）で綱引が行われる。そして、翌日はナーチャジューグヤ（翌日の十五夜）と称し、夕方に生活館と同じ敷地内に設けられた土俵で相撲が行われ、その周囲で八月踊りが行われる。

戦後じきまで綱引は上面縄の人々が東（アガリ）と西（イリ）に分かれて引き合っていた。東西の境は行政区と同じで、生活館の東隣の畠地である。各家から稻藁を一束ずつ出し合い、東と西とそれぞれ縄をない、綱引の場所まで運び、両方の縄を真ん中で折りたたむように交差させ、引き合った。東も西もそれぞれ二列になって引き合う形になる。勝負は三本勝負で、東が勝てば芋（サツマイモ）が豊作になり、西が勝てば稻が豊作になるといわれていた。

かつて米作は非常に盛んで、水田が一面に広がっていた。米を作らなくなったのは転作奨励（減反政策）以降である。水田のある頃は各家から一束ずつ藁を出して縄を編んだが、稻作を止めてから今日まで茅（マーガヤ）を一束ずつ出している。今日ではそれで一本の縄を作り、

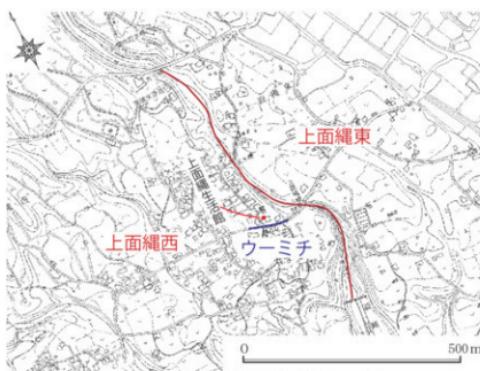


図1 上面縄の地域区分

かつてのように東西に分かれて引くのではなく、子供たちだけ、あるいは子供と大人という具合に、子供たちを楽しませるための組み合わせで引き合っている（写真1参照）。

戦後じきまで、今日の生活館の一带は広い広場で、トゥスチンメー（殿内の前）と呼ばれていた。現在の土俵の一带は個人所有の水田で、実際に稲作が行われていた。その収穫後に、田から水を抜き、乾かして、ムラの人々が相撲を取り、八月踊りを行う場所として使っていた。その田んぼの脇には力石もあった。

つまり、戦後じきまで今日のような常設の土俵ではなく、水を抜いた田んぼに綱引で使った綱で「円を作るだけ」だけだった。相撲も最初から組み合って投げ合うシマジマ（シマ相撲）であった。戦後、復員してきた若者達が山から木を切り出してきて、今の生活館の場所に集会場を造った。また、土俵も造った。それ以後、仕切って立ち会うヤマトウジマ（大和相撲）に変わった。

なお、土地に伝承されてきた八月踊りは廃れ気味で、代わりに「越中おわら節」がルーツだとされるションマイカの唄と踊りが盛んに行われている。それは大正の頃に関西方面の紡績工場で働いていた青年達が帰省の折に伝えたものであるとされている。その保存会も結成され、由来の彫られた石碑も生活館の敷地内に建てられている。

2. 木之香の場合

木之香は一つの大字で一つの行政区をなしている。標準語的な名称はキノコである。しかし、方言の村落名はキナで、土地の日常生活では今でもそれが頻繁に用いられている。土地の古者は「木之香のムラでは」云々という具合に、現在でも「ムラ」という用語で指示される。内部は三つの地域に区分されている。すなわち、ナカミチ（中道）・キナ（木之香）・シマゴン（島権）である（図2参照）。

木之香ではジューガヤー（十五夜）の午後9時頃から生活館の前の広場で綱引が行われる。元々、木之香の中の三地域、ナカミチ・キナ・シマゴンで交互に引き合っていたが、最近では子供たちと大人とか、女性と男性とかという具合に人々の関心を引く面白みのあるような組み合わせで行っている。三地域で引き合っていた頃も現在もどちらかが勝てば豊年になるとか、あるいはある作物が豊作になるとといったような話は聞けない。9時半頃には終わる。

去年（2012年）までは稲藁で編んだ直径20センチほどの一本の綱を引いた。しかし、その準備に時間がかかるので、今年（2013年）からは簡便化のためロープに変わった。ただ、今年は子供たちが綱を引いた後で、木之香よりも早く綱引を終わった犬田布から綱を譲り受け



写真1 上面綱の綱引



写真2 木之香の土俵



写真3 木之香の相撲

引いた。だが、それも切れてしまい、再びロープを用いた。

綱引終了後、同じ公民館前の広場に土俵を設える。去年までは綱で円形を作つて土俵とし、中に藁を解いて敷いていた。今年は藁ではなく砂を敷き詰めた（写真2参照）。

取組は小学校低学年との子供同士から始める。次第に年齢を上げ、青壯年まで行う。かつての綱引の単位とは関係なく、ほぼ同じ力の者同士を勝負させる。服は普段着で、最初からズボンのベルトの部分を掴み合う（写真3参照）。右手は下手、左手は上手で掴み、両者がちゃんと掴み合ったことを審判が確認してから勝負開始となる。一本勝負で、俵から出たり、体の一部

でも土につくかすると負けである。

相撲のことはシマといい、相撲を取る人（あるいは、相撲の強い人）のことをシマ・トゥヤーという。女性が「土俵」に上がってはいけないという規則はない。小学生の姉と弟とか、新婚夫婦などの取組もなされている。

終戦直後までは綱引き後の綱で円形に「俵」を作り、その中に砂を入れた。つまり、「土俵」ではなく「砂俵」であった。ムラの人が総出で、阿権の浜まで行き、イビローグターと呼ばれ

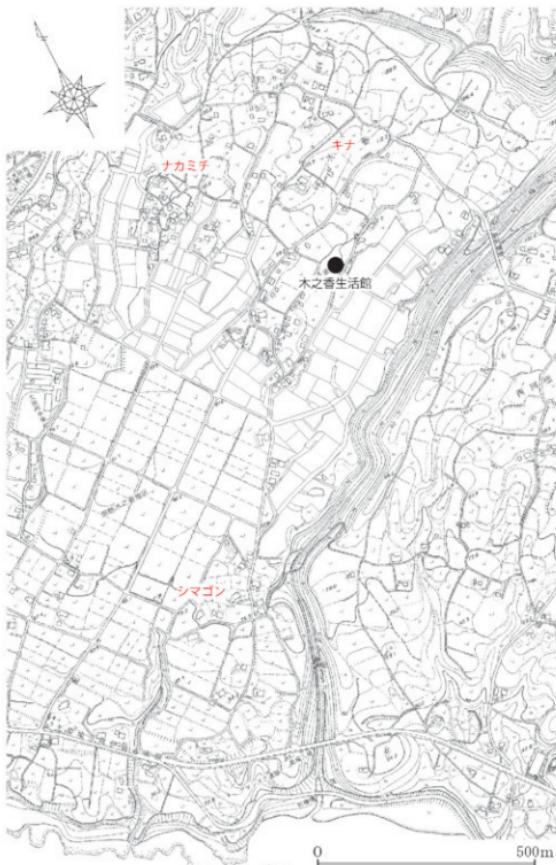


図2 木之香の地域区分

る小さな籠で砂を運んだ。砂の厚さは約2寸ぐらいである。「俵」は綱を円形に置いているだけで、固定はされていなかった。

勝敗の決め方は今と同じで、体の一部でも「砂」につくか、足が「俵」から出るかすると負けだった。ただし、一本勝負ではなく、二回相手を倒したものを勝者とする三本勝負だった。

ちなみに、今日では午後10時過ぎに相撲が終わり、矢倉を中心にしてムラの老若男女全員参加の十五夜踊りが始まる。矢倉を中心にして反時計回りに回りながら、炭坑節やワイド節など流行りの曲に合わせて踊る。土地の伝統的な八月踊りというよりは、大和的盆踊りという感じである。その踊りで、豊年祭の行事は終了する。

おわりに

以上記した面縄と木之香の事例を踏まえながら概括的に述べると、伊仙町各村落の現在の綱引は大方子供たちの楽しみとして一本綱（ないしロープ）を引き合う形になっている。また、相撲は木之香を除けば、本土的な立ち会い相撲に変わっている。それらの点や八月十五夜という行事の挙行日および綱引に用いた綱で「土俵」を設える点などは、鹿児島辺りとの類似性が認められる。

とはいっても東西に分かれて二本の綱を引き合ったとか、「砂俵」上で組んで始める三本勝負の相撲を行ったとかという具合に、今日のような形に変化する以前の様子がまだ辛くも窺える点にも注意されねばならないであろう。特に、木之香の相撲は在地の組み相撲に本土的な立ち会い相撲のルールを取り入れながらも、シマジマ（シマ相撲）であってヤマトジマ（大和相撲）ではないとの意識を有しており、奄美諸島の南三島における相撲の変容過程を示す貴重な事例である。

第Ⅶ章 徳之島のシマ唄（民謡）の特色と課題

酒井正子（川村学園女子大学名誉教授）

はじめに

奄美のシマ（集落）唄とは、元来、集落の話ごとば（シマグチ）でうたわれる、口承を基本とした土着の歌謡の総称である。当然同じ曲でもシマごとにごとば・旋律が少しつぶ異なる。その中で、三味線伴奏で掛け合ってうたわれる短詞型歌謡の「あそび歌」が、1979年以降「民謡日本一」を輩出するなどクローズアップされ、全国に知られるようになった。今では日本本土の爱好者も多い。全体としてステージ・コンクール志向が強まる中で、徳之島のシマ唄は小川学夫が指摘するように、集落の生活と密着してうたわれてきたシマ唄本来の姿を色濃く残してきたところに、最大の特色がある。以下具体的に述べてみよう。

1. 徳之島のシマ唄資料の概要

現地調査にもとづく詳細な報告の先駆けは、久保けんお・NHK音楽資料課による『徳之島の民謡』（NHK鹿児島放送局、1966）であろう。調査は1964～66年におこなわれた。65年には小川学夫・松山光秀による学術的、体系的な集落レベルの総合調査が開始され、その後の研究の基礎となる貴重な録音資料が収集された（『南島歌謡大成』角川書店、1979等に所収）。以後の全島的な総合調査は82年に東京芸大民族音楽ゼミナール（成果は『日本民謡大観（沖縄・奄美）』1993に所収）、83年に松山光秀による鹿児島県民謡緊急調査が実施されている。酒井正子はこれらの研究を踏まえ、83～95年の集中的な住み込み調査の成果を、『奄美歌掛けのディアローグ』（第一書房、1996）にまとめた。酒井の手法の特徴は、年間をとおして集落内に住み込み、シマ唄がうたわれる機会に立ち会い、うたえる方たちに幅広くインタビューし、生活史を含め集落内の歌文化を「層」としてとらえようとした点にある。

また地元資料としては、徳富重成・徳之島郷土研究会をはじめ、3町の町史、集落の伝承者・郷土研究家によるAV・歌詞資料等の豊富な蓄積がある。

2. おもなジャンルと特色

久保けんおは、日本をひとつのスリ鉢と考えれば、徳之島の音楽文化はそのスリ鉢の「いちばん底」にあたるとした。たしかに本土・大島と沖縄、双方向からの影響を受け止め、溜め込み発酵させる、強烈な個性・独自性が特徴的である。ここを起点にすると双方向が視野に入ってくるのである。

伝承的な歌謡のジャンルを、うたわれる場面・脈絡に添って整理すると、以下の4項目にわたる。（（ ）は曲名）。

- ①子供との関わり：わらべ歌、子守歌
- ②仕事・作業：各種のイトゥ、《田植歌》など
- ③儀礼・祝い（1）共同体行事：七月踊り歌（八月踊り・夏目踊りなどともいう）、餅もらい歌、《キョーダラ》など
- （2）家行事：《まんかい玉》《正月歌》《御前風》などの祝い歌、葬送歌など。
- ④座興・あそび：各種三味線歌、《口説（くどき）》など。本土・沖縄からのはやり歌や改作

も多い。

特色としては以下の5点があげられよう。

1) 上記①～④にわたって、バランスよく色々な曲が残されている。これはシマ唄が生活の場面に密着して伝承されてきたことのあらわれであろう。ちなみに奄美大島では、八月踊り歌と三味線歌（島唄）に二極分解した觀がある。

2) 「集団の掛け合い歌」が盛んで、《田植歌》《キヨーダラ（招き遊び）》《正月歌》など他島にない曲種が集中している。「集団の掛け合い歌」とは、男女2群に分かれ、太鼓伴奏のみで交互に齊唱で歌を掛け合うスタイルである。一方がうたい終わらないうちに他方がうたい始め、互いに譲らず二声が混じりあり歌合戦の様相を呈する。重量感のある太鼓の主導でじりじりとテンポを速め、ついに口がまわらなくなつて歌につまると「負け」となる。激しいテンポの加速と、二声の重なりによる偶發的なハーモニー（ヘテロフォニー）の形成が特徴的で、その混沌としたエネルギーを、久保けんおは「齊唱歌のジャングル」と呼んだ。また内田るり子は、多彩なハーモニーが形成されるのは、日本の伝統音楽の中でも稀有なことだと指摘している。複雑で技巧的な歌の継ぎ方がみられるのも特徴的である。「七月踊り歌（総称）」では、テンポを加速しつつ輪を内へ内へと縮め、最後は人間の群塊となって盛り上がる（小野重朗）。闘牛にも似たこの求心的な力量感こそ、徳之島の芸能の最大の特色といえよう。「集団の掛け合い歌」は、シマ唄が大衆的な力を持ち続けるのに大きな役割を果たしてきた。

3) その他に口説（くどき）、クヤ（葬送歌）なども、他島では殆どみられない曲種である。口説は沖縄からの移入曲だと思われるが徳之島で盛んにおこなわれ、「南島歌謡大成・奄美篇」所収の18種のうち15種は徳之島のもの。うち7種は徳之島独自のできごとをうたつており、《前原口説》《とみせん口説》など伊仙町のことをうたつたものが多い。

4) インフォーマルな「歌あそび」の場では、三味線伴奏にのせて掛け合う短詞型歌謡のほか、一人でうたいとおす長詞型歌謡の口説、鹿児島や沖縄の歌も縦横に出され、本土・沖縄双方のレパートリーが交錯する。最後に太鼓伴奏の「集団の掛け合い歌」や六調で締めることが多い。

5) 音組織上も、本土の音階と琉球音階の境界にあり、双方が相互浸透しあう動態がみられる。例えば三味線歌の《二上がり節》は民謡音階（ラドレミソラ）の曲だが、亀津・山（さん）では琉球音階（ドレファソラド）でうたわれる。また《御前風》《口説》など沖縄の曲は、原曲は琉球音階だが民謡音階になまる。一方本土のはやり歌（《かごの鳥》など）は元は陰旋の都節音階（ドレトファソラド）が陽旋化して律音階（ドレファソラド）でうたわれるなど、独自の音感覺のフィルターが作用しているのが興味深い。音楽文化の面からも、重層的、個性的でダイナミックな様相がみてとれるのである。

3. 現状と今後の課題

日本の各地でみられる地方の過疎とグローバル化、土地のことば（方言）や地域文化の喪失といった問題は、徳之島も例外ではない。集落内で完結していた従来の人間関係や生活基盤が

変化し、「歌あそび」や年中行事など伝統的な伝承の場を失いつつある。他方奄美シマ唄がメディアにとりあげられて全国的に知られ、爱好者をふやしつつあることも確かである。文化財としてのシマ唄に対する認識は内外とも高まっているが、シマ口の歌詞の理解や自在な歌掛けは、若年層ほど難しい。

ステージ・コンクールへの関心は高い。しかしコンクールに入賞するには、裏声を駆使して哀調をきわだたせ、聴衆を魅了する大島のシマ唄を練習するのが早道である（そのため徳之島のシマ唄がうたわれなくなってきた）。それも1番、2番と歌詞を決めてそればかり練習するので、音楽的には洗練されるが、歌詞を次々と出して掛け合う歌あそびの能力を養うことは難しい。汲めども尽きぬ泉のように、一晩中でも続く歌掛けの豊かさを体験するにはどうしたらよいだろうか。

まずは徳之島独自のシマ唄の良さを、集落レベルで体験する機会をふやすことだろう。とくに「集団の掛け合い歌」では、老若男女が一つにまとまり堅い絆が作られてゆく。《正月歌》などは集落行事では必ずやるようにしてはどうだろうか。なによりもシマ唄をうたえる世代が健在なうちにおこなう必要がある。

幸いにもここ3年間実施された県の「奄美島唄伝承保存事業」では、相当数の収録があった。これはある意味で奇跡のことだ。現地で事業に協力した人たちの間に、横の連携が生まれたことも素晴らしい。この協働を是非今後に生かしてほしい。

また若手唄者や奄美出身のミュージシャンの活躍で、シマ唄をカッコよく、カジュアルに楽しむスタイルが若者の間にできつつある。携帯でメールをやりとりするように、シマ唄の掛け合いを楽しむという発想がみられる（大島の「若手インガ（男性）唄者の会」など）。現代の若者は、かつての奄美コンブレックスからは完全に解放されているといってよいだろう。奄美の誇るべき文化遺産として、コミュニケーションツールとしてのシマ唄が見直され、歌あそびの復活があちこちでおこなわれれば新たな展開があるだろう。古典を大切にするのはいうまでもないが、一方で「いま・ここ」の自分の生活や感情をうたう「生きているシマ唄」を作り出すことだ。徳之島の《ちゅうきゃり節》はもともと「物言いの片割れ」とうたわれたほど、自然なおしゃべりをのせやすい曲である。共通語まじりでもよい、自分の作った歌詞で掛け合ったり、相づちを打ったりしてみると、シマ唄がぐっと身近に感じられるだろう。ポップ的なコラボレーションには、《ワイド節》《ドンドン節》などテンポのノリのよい踊り歌が向いている。

さて新たにシマ唄に関心を持つようになった若者には、お稽古の場所や仲間、そしてシマ唄の情報が必要だ。自分の先祖はどんな唄をうたっていたのだろうか。また自分の集落にはどんな人がいて、どんなシマわしだったのだろうか。音は消えてしまうので、現在それを知る事は至難の業だ。

そこでシマ唄資料のアーカイブ化、資源化とその活用を提案したい。盛んだった頃の録音・録画と、歌詞のメモがあれば、踊りや歌の復元も可能だ。集落レベルで収集してデータ化し、充実した全体像を残したい。学術的なデータの他、各家で所蔵しているおじいちゃん、おばあちゃんの古いカセットテープなども寄贈してもらえば、完璧なコレクションになる。そして有力な歌者や話者の名前を検索してその場で聴いたり、集落ごとに異なる《シマ朝花》の旋律をすぐに聴き比べたりできれば、シマ唄の面白さ、多様性が実感できるだろう。思い立った時すぐ行って活用できるように、そうした施設は是非島の中に作って欲しい。わきゅシマの豊かな文化をその場で認識し、シマ興しのインセンティブにもなるだろう。また外來者には、そんな奄美ならではの豊かさを体験する機会を提供できるだろう。

第Ⅶ章 徳之島の妖怪－ケンムン・ユワトシガミ－

町 健次郎（瀬戸内町立図書館・郷土館）

はじめに

ここでは徳之島で知られる怪異のなかから、ケンムンとユワトシガミについて得られた聞き書きデータをあげておきたい。記述は以下のようにすすめた。

まず、ケンムンについては、平成 26 年 7 月 26 日に伊仙町阿権在住の中原恒雄氏（昭和 2 年生）にうかがった話を紹介する。会話は許可を得て録音させていただいたが、それによって記述は忠実に語りのままに掲載することも考えたが、内容をシンプルに把握できることを優先し、ここでは若干の語調を残しつつ、会話内容をくずさぬように要約する形で記述していくことにした。また、会話の流れのなかでうかがった他の民俗情報についても同様にして付した。ユワトシガミについては、伊仙町での調査では筆者は話を聞く機会が得られなかった。ここでは徳之島町諸田で話をうかがった水野修氏（昭和 9 年生）の語りについて同様に要約して紹介しておく。

1. ケンムン

(1) 自分がみたときの話 その①

ケンムンは、若い人からしたら「そんなものがあるもんか」と言われそうだが、私も家内もよっちょゅうみたものですよ。大島のケンムンは相撲をとったとか言うのを何かでみたが、こっちでそんな話は聞いたことはないし、もちろん私たちも見たこともない。ただ、明かりがあるのは確か。夜に火の玉のような明かりがともる。昭和 33 年にここに製糖工場ができるが、不思議なことに工場ができるからは、あの明かりが出なくなったり。海岸の方に向かって山から下りてきて、最初はひとつだと思ってみていたら、それが三つに分かれて、それからまた分かれ増えていった。あとは、そのまま海に列になって降りていった。この県道を行ったところに、アマングスク遺跡というのがあるが、あそこはウスクの大木がたくさんあった。そのあたりから出た火は、そこからクロサキという場所の辺りに降りていって、それが海のほうにすすんで、3 つになって、それが分散していって、そして最後は東の方に、一列になって行きよったけどね。阿権ではアマングスクからクロサキはケンムンの通り道だった。あそこには小さい道があったから。

そこでうちらは何回もみよった。明かりはそりゃあ、よっちょゅう、1 年に 1 回じゃなくて何回もでる。だいたい雨の日なんかも多かったけどね。そうばかりも言えなくて天気のときもおったけどな。でも工場ができるからどこいったのか、まったく見えなくなった。あそこの方に向かって海を下りていきよったけどね。もう、昔と気候とともにすべて変わってしまって…。

(2) 自分がみたときの話 その②

それとこんなこと也有った。あのときは叔父さんとイザリといったときだった。「あれ、ケンムンだね、ケンムンがくるね、叔父さん」っていいたら、イザリを終わって帰るとこのその出口のところの石の上にケンムンが座っておるのよ、その明かりがね。ひとつだったけれど。そしたら、もうたいへんね、帰る頃になつたら、その明かりは西の方に少しばかり寄っていたけれども、帰るところの出口近くにきていたから、叔父さんももう困ったなあと言ってた。翌日

になって獲ってきた魚を見てみたら目が全部抜かれてなくなっていてびっくりした。

(3) 自分がみたときの話 その③

ガス燈がまだない時代、兄とイザリに行ったとき、まだ潮がひいてないて浜で言って待つたら、ケンムンの火が出て、兄が「あれは見るな」ち、あの人人が言ったことがあった。火は、昔、たき火を焚いてたけど、それを振って回しているような火だった。そんな感じで回つていて、丸い感じの火だった。赤い火というのは事実だったですよ。そりや年寄りでも、不思議と火をみていないという人もいるが。

(4) 妻が目撃した話

私の家内などは、夜の海にイザリに行つたらいつもより潮がちょっと速いものだから、あれ変だな、と思っていたら、ケンムンが出よったち。火がみえたそうです。

(5) いとこが目撃した話

あと、うちのいとこでまだ若いけど阿権でケンムンを見たのがいた。名瀬の大高を出たやつだけど、島の学校に通つているとき、その帰りしな、ちょうど真昼だったらしいが、ちょうど子供みたいのが、おなかが大きな赤ちゃんみたいなものをみたそうだ。道から離れたところの墓のウスクの木（筆者注：樹木名はアコウ）に下がっていたらしい。

(6) ケンムンに惑わされた子どもの話 その①

戦前は、部落の小組合で40軒ぐらいあったけど、常会はひと月一回あって、ちょうどその時代はマイクがなかったのではら貝を吹いて集めていたけど、夜だから、子供連れてくるところはケンムンにもたれる（筆者注：まどわされること）心配があつてね。叔父なんかも持たれて、一晩中どこか回つてあって、翌日なつて目が覚めたりして、自分の身内まわりでは一人だ。

(7) ケンムンに惑わされた子どもの話 その②

ケンムンにもたれて行方がわからなくなつた子どもは、どっか木の枝にケンムンがおつたりして、もたれたらしい。○○の一つ上の姉がおつたが、当時はお菓子もないから、阿権は。小学校も小さいから。ラッカショウ、ジーマメ（筆者注：落花生のこと）を炒つたのを懐に入れてきて捨わせていて、そうする間に弟がいなくなつてもんで、見えんで、騒動して、ケンムンにもたれたんだろうちゅう話になつて、変なところに行ってないかということで、みんなで翌日探したら、鹿浦川の○○にいた。うちのおやじもその場所を見たらしいが、鹿浦川のところに松が生えていて、そこに座つていて、もう落ちたらおしまいというようなところに座つたそうだ。見つけたのはあそここの青年会長だったおじさんで阿権の人だった。ちょっと踏み外したら落ちるところに危険すれすれに座つたようだ。

(8) ケンムンに惑わされた子どもの話 その③

それは忘れもできん。○○○○（筆者注：個人名）という子どもが行方不明になつてね、昔は1月と5月と9月はね、旧の23夜に「神さま拌み」ちゅうのをしてたから、雨は降つてゐるし、その日だったから心配してから、青年団長が○○○○は死んだかもしらんからといって、何百人の人で搜索して、それでみつかったときは着物のたもとにデンデンムシのからがいっぽ

いあった。ほくも事実みたわけよ。それで阿権でケンムンにもたれたらデンデンムシを食べてたりすると聞いていたから、そのデンデンムシがあったのを事実、自分はみているんじゃが。○○○○が死んだのは昭和6年で墓に書いてある。小学校一年には入学はしたけどすぐ亡くなつた。わたしよりひとつ年下。ケンムンのせいで亡くなつたはずじゃが。ケンムンの明かりは事実ありましたけどね。うちらその姿はみたことない。デンデンムシを食べさせた、ちゅうのはこっちではあった。

(9) ケンムンに惑わされる戊年生まれ

不思議とケンムンにもたれるのは戊年の人、それが不思議だったけどね。○○（筆者注：個人名）ちゅうて、戊年の人がいて、その人が夜に親戚の家にいったとき、ケンムンにもたれてしまつたので、その人をつかまえて、ビンタ叩いて、左縄で叩いたらいいということを聞いてやつたこともあった。まだわざされたことがある叔父も戊年の人だった。

(10) ケンムンの姿と棲み家

発音は「ケンムン」という。ガジュマルとウスクに住んでいて、特にウスクの方についていると聞く。墓のところのウスクとか。しかし、ウスクがあるからといって強烈に怖がるわけではない。左縄でついている木を叩いたら、その木は元に戻る（筆者注：ケンムンが悪く前の状態に戻る）といわれる。あまり山奥だったらケンムンは出ない。うちのいとこは山奥でもたれたけど、どこでもたれたかはわからん。木のうえにでおって、ちゃんと座っているらしい。ケンムンの姿とかはわからん。昔から火で燃えてる感じで目撃される。ケンムンの火は赤い。

(11) ケンムンを見たときの対処

ケンムンを見たときはあまり騒いだらいかん。無礼なことをしなければ大丈夫。かかわったらよけい悪い。人がケンムンにいたずらをしたら速に害になることをやられるけど、何もしなければ何もない。ケンムンの火をみたら、イザリでも見たふりしないと魚の目がなくなる。ケンムンはそこまでは怖くない。でも、もたれるのは怖いよ。ケンムンは人を迷わせて夜中歩かせたりする。家の近くに来ているつもりしておって、あちこち回ったりして、なかなか帰れなかつたりする。何キロも歩かされたりすることがある。

(12) ケンムンが怖がるもの

ケンムンはタコをたまがる（筆者注：恐がる）らしい。

(13) ケンムンはどこから来たか

私の爺さんなんかは、ケンムンはニュージーランドから来たのだといってたのを聞いたことがある（筆者注：中原恒雄氏の奥さん談）。

(14) その他の怪異、妖怪

①ガワラ

私たちが小さい頃は、川に長居によつたらガワラが出るよと親に言われた。さらわれるよ、とかいわれた。今考えたら、伊仙町でも山手の方で大雨が降つたら下の方はあふれてね、危ないから。あまり長いこと泳ぐなといっていた。ガワラはどんなことするかはわからん。ただ、

出るとだけいわれた。

②インジャマウーグワ

豚のかたちをして、股をくぐられたら（筆者注：阿権のことばで「くぐって」を「すぐつい」という）命がないというのを年寄りたちから聞いたことがある。それはインジャマウーグワち言い寄った。僕らが小さいとき、年よりたちから聞いただけ。それを見たという、うちのばあさんなんか、文久生まれだから。あの代は、13歳になったときに女性になった証拠として手に入墨を彫っていた。明治になって禁止になったらしい。

③ユワトゥシガミ

阿権では聞いたことがない。

④海の怪異について

自分は海で伝馬乗りもしていたことがあったけど、モーレというのは聞いたことない（筆者注：大島南部では、モーレという海の怪異を耳にすることから筆者が尋ねてみたことへの返答）。うちらは阿権あたりでは知らない。

⑤幽霊について

幽霊はみたことない。○○校長というて、天城の人であったけども、PTAの会で話しそうたけども、大島で自殺した人がいる学校で宿直したとき、本当に実際に自分がみたという先生がいて、わたしはそんなことあるか、と言ったが（笑）。それも人によって見えるものだそうだ。干支年やセイキ（筆者注：精氣、生気？）のあったものが見えるのだそうだ。

自分は母親を早く亡くしたので、幽霊がいるんだったら、母が幽霊になんでも姿みせてくれたらいいのにと墓場を通るとき思うこともあった。

自分は、青年会をして帰るとき暗くても、あんまり怖くなかった。お月さんの明かりでもだいぶ歩けた。幽霊とかみたことないから、「悪魔でもんかね」そんな気持ちはあったね。ハブはもちろん恐いですよね。でもハブが恐いからといって、たいまつは作らなかった。たいまつ作るのはイザリ（筆者注：夜の潮干狩り）のとき。ウギガラ（筆者注：サトウキビをしづつた残り）でたいまつを作って担いでいった。

（15）その他、民俗情報

①風

3、4月なったらクジラが東側をずっとかならず行きよったけどね、それもなくなつてね、梅雨明けちゅうたら「アラヴェ」ちゅうて、南風が強くなつて吹いて、それから「クンチャグイ」ちゅうて、波が出て、「モハン」ちゅうて黒いのが、魚がいっぱい湧いて、梅雨明けなりよつたけど。そういうのが全然なくなった。アイゴの子どものことを「モハン」ちいいよつたけども。時期は稻刈り時期。

②ヤヌシガナシ

こっちでは終戦頃まで、年末なればお祈りして歩いて、来年また無事でありますように、と

祈って歩く人をいいましたがね。各家を回ってお祓いの祈祷をあげていた。その人を「ヤヌシガナシ」と呼んでいて、ヤヌシガミともいいよった。毎年、頼んでいる人がきよった。神主さんにみたいなもの。今はしていない。もうなくなつた。最後までやっていた人の名前はわからん。二人いた。伊仙なら伊仙、亀津なら亀津という風に、回るところが決まっておつた。戦争が負けてからいろいろ風習も変わつたように思う。年末に来年もまた宜しくちゅうてやりよつたよ。それぞれの家では少額を「ココロザシ」といつてあげた。

③ミズガミ

それから「ミズノカミサマ」、「ミズガミ」というのもあって、那人なんか亡くなつたら子どもなんかせんでいいからということになつたけど、それはね、干支年やセイキがあつたらね、親戚も叔父も正月4日までは豚肉を食べらいかんとかいうのがあつてね、ミズガミといふのを拌みよつたらしいが。昔は誰かに繼がないと罰がくるといわれていたが、今はもうない。ミズガミを拌むのは、うちのおじがやつていた。

④魔除け

自分なんか子どもがでつてから、親の家で、悪魔よけちゅうて、ワラで左縄をなつてそれにヒジリ（いろいろの中からまだ燃えているもの）をつけてね、火をつけて、それを振つて歩いて帰りよつたけどね。おやじの時代の魔除けだつたんだろうね。それをシマグチで何か言い方があつたけど覚えていない。何かあつたけど思い出せない。

⑤マッティユの話 その①

こちにはマッティユ（筆者注：蛇の名。奄美大島ではマッタブという。和名はアカマタ）というのがいて、青大将でもないハブでもないのがいたわけよ。それは、昔は女は石垣のところに向かって小便をするなと言つたんですよ。それは何でかというたら、夜になつたら、赤いタオルをかけて男前が来ると、それで何かわからんようにしておつたら、男前が毎晩きよつたち、そしたらいつの間にか娘のおなかが大きくなつてしまつて、したらその正体がつかまれんもんだから、針に糸をつけて長くしておいたら、それが石垣のなかに入つておつた。で、したら、それがマッティユやつたと。だから、女は石垣なんかに向かつて小便したらいかんと言つていた。

⑥マッティユの話 その②

うちなんかが、自分の烟を焼いたとき火事にならないようにボリバケツに水入れて海岸のところに一年ぐらゐ置いておつたところが、その烟で落花生をつくつて水こぼして、ふとみたらマッティユがおるもんだから、もう、マッティユは人を追いかけるの。もう大変だつたんだけどね。もう走つて逃げたけど、こけたら巻かれよつたよ。マッティユは、こんな大きな（筆者注：話者は、両手でつかめないぐらいの胴体の太さを手で示した）。それに追いかかれて、もうそのときは恐かつた。はじめてそんなん見た。ハブなんかだつたら打ち殺すんやけどね、マッティユちゅうのはその足があるから。マッティユちゅうのはね、女を迷惑したり、巻いたり、これと一緒にのことじゃ。昭和52年ぐらゐのことだった。あのマッティユは暑かつたから、アダンの下に置いてあつたバケツの水のなかに入つてた。（筆者注：以下、そばで奥様談）。でも、最近はみたことはしないですね。この島ではですね、マッティユちゅうのを恐がります。特に

女がね。うかうかしたらマッティユの子をはらむといって。マッティユがくるときは、這ってくるんじゃないくて、しつぽの方を地面に支えて立ち上がって追ってきたんですって。

2. ユワトゥシガミ

(1) 徳之島の漁師が怖がるもの

徳之島の漁師は、昔は刳り舟でサワラ突きなどに出るでしょう、そのときに出漁する前に安全をおがむときは、「エーローイキヨイナ、ワンサバイキヨイナ、ハリイユウイキヨイナ」と呪文を唱えていたそうです。「竜巻にあわせてくれるな、人食いサメにあわせてくれるな、ダツにあわせてくれるな」という意味。この三つが恐かったらしい。エーローは竜巻のことと、ユワトゥシガミが昇天していく姿だという言いつたえがある。

(2) 井之川のユワトゥシガミ

これは井之川あたりに言い伝えられているユワトゥシガミの誕生の話らしいですけどね。昔は股裂きの刑ちゅうのがあったらしいですね、薩摩時代の世に。両足をくくって、反対側に馬でひかして、生きた人間を裂いてしまうんじゃないですか。それが菅原道真の靈魂みたいにその股裂きにされた人の靈がユワトゥシガミになっちゃうのが井之川あたりの伝えなんです。僕の想像では、ユワトゥシガミは井之川の話よりももっと以前の古くからの信仰だったと思いますね。その歴史は定かではないんですけども、土着の信仰だったと思います。ユワトゥシガミというのは一番恐れられている神様なんですよ。どんな唱えをしてもユワトゥシガミのたたりを鎮めることはできない。それが悪神と重なるかといえば、そうでもない。なんかねえ、性格を決めにくい。混在していて、難しい。単なる悪い妖怪ではない。自分からすんで人にいたずらしたりしない。人間が悪いことさえしなければそのまま通りすぎる。ユワトゥシガミは徳之島全域に知られておったですね。土地によってさっきの怨恨で股裂きの刑にされたように、人の名前が由来だといわれたり、井之川ではそういう話してるんですけどね。

(3) 諸田のユワトゥシガミ

僕が小さい頃から聞いているのは、ユワトゥシガミが出没するのは疫の収穫する時期、梅雨時期だと思うけれども、何もないころに、米の収穫がはじまる前に昔はやりましたからね。その頃によくユワトゥシガミのこと聞かれたんですけどね。麦の殻で僕ら笛を作って吹きよつたんです。麦笛を。あれを吹いてね、ユワトゥシガミが夜中に海に漁で下っていくときは、まず、麦笛が鳴るらしいです。通り道がありますからね。山から海に向かって、ユワトゥシガミが通る道というのが決まっていましたから。諸田にもありました。ノロのカミミチというのと別の道です。ユワトゥシガミの通る道は今の若い人たちは知らないだろう。僕らの世代以上しか知らないでしょうね。ユワトゥシガミは、昭和50年代のはじめ頃までは、その話をしてくれる人は、諸田池のほとりに住んでいた人でいたけど。その人たちはケンムンでもみる世代だったんですね。その人は僕よりも10歳以上、上の人がいた。復帰した頃などは盛んに出没していた。僕が民話集を出したのは、西日本新聞が出てくれたのは、昭和52年だったから、その頃はまだ茶の間話として幽靈話とかあった。ユワトゥシガミの話というのはもうなくなっている。夜に子どもたちがふらふらして歩くからその戒めの意味もあったでしょうね。出る時間帯は、日が沈んだ宵の口から一番鳥が鳴くまで。僕らの頃はみんな鳥を飼っていましたからね。あちこちでコケッコーと鳴く。あれがだいたい人間よりも正確に時間を告げますからね。だいたい

真夜中の時間はずれの夜中に鳴いたら、人の死の予兆とか前触れだと昔の人は話りよったですね。

やはり、突然死した人とかについて、それはユワトゥシガミにやられたという話は聞きましたけどね。突然死に対しては、悪い風にあたった、悪神にやられたというそういう結論ですからね。ユワトゥシガミの姿格好は、人間とだぶるけど、人間の年寄りの白髪の長く、あごひげも垂れた感じ。現れるときはかならず網を担いでいるんですよ。肩からかけてますから、投げ網みたいなものかも。麦笛が聞こえたらユワトゥシガミが通る前触れだから、フンドシかオコシをとにかく不淨なものを頭からかぶって、道端の木陰に隠れていき過ごしたら大丈夫だといわれる。道端にはソテツとかあったから、そこに隠れた。もし隠れないと命が危ない。ユワトゥシガミが通るときは、必ず首切り山羊とか、「センチュルギウワンクア（千繫ぎの豚の子）」とか、家畜の首のないのが何百匹も通るから、それに股をくぐられてしまうと即死するとされる。だから隠れていないといけないといわれる。それと網の浮きの音、あれがカラコロカラコロ、してね、その馬の首とかずっと道から転がって海まで連なっていくんだって。首だけとか、首がないのか。

また、ユワトゥシガミが天に上る場所もあるんですよ、小高いムイグワちゅうて。そこはカミヤマなんですよ。これも現代的な言い方で、「ムイグワ」といいますけどね。そこは島の聖域で草も木も一本もとれん。とったら天罰がきますからね。そこはちょっとした小高い丘ですね。そっから竜巻になって天に昇っていくと。さっきのエーローとも結びつけている点もあるんですね。諸田にもあった。今は煙にされてしまったけどね。各地にそういう聖地があって、みたら分かりよったんですけどね、煙整備が広がってから分からなくなったり。特に大型機械を使うようになってから聖地も何もあったもんじゃなくなった。昭和50年代から比べたら変化した。

(4) ケンムンマチ

あんたが泊まってるホテルの親戚の人でね、20年前ぐらい亡くなつたかな、昭和60年代はじめごろまで生きていらしたんだけど、あの人がケンムンマチ（筆者注：マチとは火のこと）見よったんですよ。あっちにケンムンマチがぶら下がつてたよって。それはガジマルにぶら下がつていたらしい。まだ神之嶺小学校の近くにはまだそのホーキ（筆者注：木の種類名。和名でアコウ）が残っていますよ。諸田の○○さん家の切ったらいかん木が切られたとき、そこのおばあちゃんが亡くなつたことがあった。そこは切つたらいかんと年寄りは言ってたけどね。4、5日してから亡くなつたけどね。ここはカジュマルとホーキの両方をこわがる。茶の間ではユワトゥシガミよりも、ケンムンとマブリの話（筆者注：火の玉、幽靈の話）のほうが日常茶飯事に多かったですね。

(5) 徳之島のケンムン

徳之島のケンムンは、やはり海に行って魚の目がくりぬかれるとかはいいますね。ケンムンが嫌いなのは、匂いが強いやつじゃないですか。ニンニクとか菖蒲とか。相撲とか申し込まれたら、左四つにならないといかんとかいいますね。左縄も嫌うそうですね。左を嫌う。タコは聞いてないね。井之川では、シェクの親のアイゴ、あれはつかみやすいから、よくあれの目玉を食べるとかいいますね。ケンムンの色は赤毛。赤色は徳之島ではちょっと嫌いますね。学校の土手なんかにあるチヨウチンバナ、そのハイビスカスの真っ赤な花、よくあのなかに、悪さ

してゐるケンムンとか溶け込むと言ってました。

おわりに

以上、二名の話者の語りを紹介してきたが、今後の調査研究に向けて、およそ予測される点などをまとめにかえてあげておきたい。

①ケンムン

徳之島と奄美大島で共に同じ呼称を持つ怪異であっても、若干の差異があるのでないか。奄美大島のケンムンが持つ要素（たとえば、子どもぐらいの背丈をした人型、座るとスネが長い、相撲をとるといったもの）が徳之島では薄かった。伊仙町阿権では、もっぱら火の怪としての性格が強いと目される。タコが嫌いという伝承の有無は、阿権と諸田では分かれしており、全島的なものであったかどうかは留意していく必要があるだろう。

②ユワトゥシガミ

伊仙町阿権では知られていなかった。その伝承の分布が全島的であったか確認していく必要があるだろう。諸田ではすでに一時代前の人々で共有されていた怪異であったことが語られた。徳之島では、ユワトゥシガミの怪異に関する伝承が遠い記憶になりつつあると目される。阿権のインジャマウーグワも、話者の一代前の怪異として時代差を感じさせるものであった。

第Ⅲ部
翻刻史料

翻刻史料について

本田富男・平瀬達明・森恵道・石神京子（奄美博物館古文書解説学習会）

「ここには、從来知られていた鹿之島町郷土資料館小林文庫複写の『南家前錄帳』、新たに把握できた『士族格被仰付候形行御届留』（『義園家文書』）、『寛家文書』、『春江島家文書』の翻刻文を掲載した。

南家前錄所藏は、これまで利用されてきた『道之島代官記集成』に利用されなかつたものである。ただ、史料として貴重な文書であるが頭書の部分に欠落多いため、鹿児島県立図書館所蔵の面職院家の前錄帳より抜粋して補い括弧内に示して解り易くした。両者は前半はほぼ同文だが文政二年（一八一九）頃から赴任する諸役人名は同じだが他の記載事項は異なつてしまっている。

家文書の義園家文書、寛家文書、春江島家文書は、鹿之島で郷士格併令、年月日、背景や理由等が分かるものである。ただ、記載の家文書全ての翻刻ではないことを述べておきたい。

これらの史料の翻刻、編集、校正作業は、「奄美博物館古文書解説学習会」のメンバーが行った。伊仙町の文書を奄美市の学習会で翻刻したものである。

この学習会の役割は、極めて大きいものがある。これまで文書が見つかった場合、翻刻作業は個々の研究者の手によりなされてきた。しかし、共同で翻刻されるという事は、奄美諸島史研究が共有できることを意味し、そのことはまた、誰もが奄美諸島史について史料に基づく議論ができる土台をつくるものであることを示すことになるのではないかと、少しげかに考えるものである。なお、解説不能または欠落の字は図で示した。

一、「南家前錄帳」

(慶長二三年之頃琉球中山王尚真様御時代、三司官池城親方、蛇蛇那龍方此時國主御方之隸子御文之儀有之、七島之諸頭領共之被詔諭、御方より式百五拾貫目之頭子脚借入被成置候處、脚送給)

之儀に付て三司官右両人より及雙漢候故御同許より為

（彌慎宇寧靜者若持其事之頭腦毫髮而與有之縱橫共、猶以及質識不勝合從其申上振羽）其際而下張羅被百首、坂築為御靈哉”十四年己酉二月下旬”御座中納言家入公御家老來、乃御大將軍山美謙守殷久焉、副將平田太郎左衛門

御渡海にて大鳥越之鳥沖之水良部鳥御手に付候。軍船七拾

（五）五經音五枚帆にして船之爲長使演入津にて軍立為有之事發伏。天和三二年之頃是が男女合程存命之人々有之。老者人共持詣付等有之候。同十五年より御譲人に相成候以後迄も諸譲人之數は述譲時代不相持継承立原、尤遠達之家鉢多參之矣。安田譲船事も有來矩通被成御免、大親王御手行給石御切米五石、用人役す御知行給石、御茶木五石右記版前御印行

五石、筆子控役えも御付科押領被仰付、御切米丈石被成下頭戴仕候、同十八年伊勢兵部少輔般三原諸行門討般
（且）亦蒲地備中守般井所行有商門討般御物之御知行御目錄道之鳥之板仰渡頭戴仕候、其後譜役人尾球之參位

年号目録、

元龟元年庚午三年壬申迄

天正元年癸酉十九年辛卯迄

文祥元年 王辰四年 乙未迄

卷之三

慶長四年正月より安永四年正月にかけて、柳家五右衛門が「柳家五右衛門」の筆名で、月刊誌「柳家五右衛門」を発行した。柳家五右衛門は、元和式天内辰春より御奉行安繁下初、慶長指五年戊午年より安永三年半左近百六拾年にあたる。

元和二年丙辰春より初て御下馬

御奉行、

相良助解山殿

右は慶長四〇九年庄内入耕

元和四年庚午の春より同五

卷之三

—官方書籍網上商店—

七日之戰決勝負

- 一 野村昌馬守綱
右は慶長二丁酉生高麗人脚供、同四己亥年庄内入脚供にも相見得申候
元和八年壬寅春下島
- 一 伊地知安女綱
寛永元年甲子春下島
- 一 平山義人綱
寛永二年内寅春下島
- 一 常田内義
寛永五年乙辰春下島
- 一 平山内義
寛永七年庚午春下島
- 一 山鹿由行義門綱
寛永九年壬申春下島 代官初有
代官
- 一 野村五郎右衛門綱
寛永十二年甲戌春下島
- 一 入佐野左衛門綱
此頭代より人跡手紙改初て
寛永十三年内春下島
- 一 大田丹後綱
寛永十五年戊寅春下島
- 一 野村隼人綱
寛永十七年庚午春下島
- 一 指供邊右衛門綱
寛永十九年壬午春下島
- 一 芒切健綱
正保元年申春下島
- 一 藤崎六郎左衛門綱
正財(延宝二年丙戌年下島)
- 一 四元六左衛門綱
慶安元年戊申(子)春下島
- 一 泉有原(石京)綱
慶安三年庚寅春下島
- 一 富山勢右衛門綱
承応元年壬辰春下島
- 一 龍山左近(京)綱
承応二年甲午春下島 明暦五年
- 一大島勘右衛門綱
明暦三年内申春下島
- 一 由上利兵衛綱
万治八年戊辰春下島
- 一 宮脇五兵衛綱
此頭代万治三天己亥年大御文配に付初て御室入被仰渡候、御室頭宮原五兵衛般川田与右衛門綱筆者岩元下延(殿)同河野吉部左衛門綱同端土上台壬午春出本武宮大字左衛門綱当以前御召御次郎大衛門綱同伊作井尾吉兵衛綱学取木山藤左衛門綱父左衛門桑山大友左衛門竹内形左衛門綱
万治三年丙子春下島

- 一 川田左右衛門鏡
脚袋越粉白有ノ鳥 中脚代難務に付、寛文元年辛丑六月東間切用人龟櫻大和源氏國仕事益中上、脚高之分相下
今田方民助代に難波候、此外にも上納品物七品貢御斯中上、從天無神に相波候、
- 寛文二年壬寅春下鳥
- 一 土持院左右衛門鏡
寛文四年中辰春下鳥
- 一 相家承太右衛門鏡
此脚代源土宮之時東間切山之本用人大山崎男臣有名源安佐常良、同間切井之川用人大和源崎男臣有名水安太郎當
鳥より即ち区邊為解石鹿上、脚因元之三年春任にて致科(四) 眼脚人共に體下候、
- 寛文六年丙午春下鳥
- 一 門附助左右衛門鏡
寛文八年半夏辰春下鳥
- 一 四分摩女右衛門鏡
寛文九年庚辰春下鳥
脚因元之三年春任にて致科(四) 眼脚人共に體下候、
- 一 伊地知妻右衛門鏡
附役春山形部友南門鏡 吉元八右衛門鏡
此脚代源田村頭池出来、同村え觀音堂初て建立、破損之後角津之直し建立、東間切横目白瀬より初る
寛文十二年壬子春下鳥
- 一 有川良右衛門鏡
門松堂左右衛門鏡
此脚代えきれす軸為南宗長崎大着板燒無脚免許縄轆被仰板由、左之通被仰瀬板写
一 事令降候、仍えけれす軸空轆為南宗之訴令來朝候免無脚免許縄轆被仰付、今月下旬比長崎致出轆之由申來候、
自然張誠淡其為貪榮來は脚踏實為附人も來下鳥之張等く申付、且干田所之脚架船は、一脚不可受付可申渡候、左
候て早朝軸より直隸駆馬入官中越候、恐々謹言
- 升 手 津 正
鶴 出 雲
- 七月廿二日
- 有川良左右衛門鏡
- 延宝二年中寅春下鳥
- 一 有川入部左右衛門鏡
追田友右衛門鏡 岩崎李兵衛鏡 野崎勝右衛門鏡
- 延宝四年中辰春下鳥
- 一 宮里五右衛門鏡
江田孫兵衛鏡 吉元八右衛門鏡 武松兵衛鏡
- 延宝六年巳午春下鳥
- 一 三原治部右衛門鏡
川西安行右衛門鏡 有馬謹右衛門鏡 相良五郎左衛門鏡
- 延宝八年半辰春下鳥
- 一 有川誠之介鏡
有清六左右衛門鏡 春山形部左右衛門鏡 家村与左衛門鏡
- 天和二年壬辰春下鳥
- 一 聰姓左右衛門鏡
於子論脚脚死去、右脚病氣之脚脚之鳥より為脚見題、東間切物横目白瀬方路(通)鳥へ變渡候、
- 押田六兵衛鏡 重信左右衛門鏡 西俣孫七鏡
- 貞享元年中子春右同

- 一 堀山城之助候 但堀山左京兼脚子孫之由候
有勘萬平殿 町田為兵衛候 他持算左衛門候
- 御代官於井之川御死去、御附役幕左衛門殿御死去
貞享三年内寅春下島
- 一 大島慶左衛門殿
中江左衛門殿 山内孫兵衛殿 紋馬權之助候
- 元禄元年戊辰春下島
- 一 甲斐勝右衛門殿
山内勝左衛門殿 圖五左衛門殿 国本左衛門殿
- 元禄二年庚午春下島
- 一 南野仁左衛門殿
早田左衛門殿 中江市七右衛門殿 山内孫兵衛殿
- 此御代三間切立前田明大分出来有之、他之島沖水道船相分り候に付、家村勘左衛門候事、当島之脚下焉にて木具頭馬為之脚被候故也。元禄四年辛未年五月御代三間切印波候、他之島より魚洋うし七脚船在御日目被御付、太歲上御付上件御物被候下頭職仕候。夫候て其事以後は寺々上國被選出候也。每祭禮也委奉之儀とし御長者御賜御持着用仕、御日見被御付候也。宝永三年每年上國仕候被候矣御付、何ぞ御用折日之御願祝儀候御波選登來候
- 免等
- 今度三島之守人即当地大阪淀屋候也、殊之外取持て紙上物御所上守人於敷符御来表來御列座にて御覺候、并御物送候御下又加至極難有仕合面目不可堪之候。然は御候公位をかり難をなし、権私派派由梗及聞召候は、尤可以可為御事候矣。拙諸人万端人乞其身之御事一に候、此等段其方杯存之御候得共、為令申達候御聽候有之間數候以上
- 新納喜左衛門印
- 未九月廿八日
越之島守人 大膳
- 元禄五年壬申春下島
- 一 木崎龍右衛門殿
宇都市左衛門殿 野田伊左衛門殿 伊集院吉右衛門殿
- 行慶代三間切請作體為折持魚津神木屋之於庭置有之候
- 元禄七年甲戌春有同
- 一 大川半藏太左衛門殿
是以秀兵衛候 鹿田八右衛門殿 海芝市左衛門殿
- 此御代元禄切引人右仲事、元禄七年甲戌上國主従三人賦として誕候て七月廿二日御上御焼火五拾盆人手華屋子貢膳宇治十五人入定御貢式指揮拂二才^ト？御本丸領教御右に 少将攝政公膳日見代、翌廿二日御上御燒火四拾壹人四章膳子貢膳宇人武恭賀三拾反御拂文^ト？御御四從膳中守光久公吉賀公 朝尚膳様文差上候、翌廿四日御家老衆御用人家來て受相兩子貢膳空上候、石造土物品々島中詰合にて候、同九月十日御下御象御繩工能作見被御付、能作に御料御被候不候、大殿係御口過にて御家老臣膳仕候、同九月十一日御本丸より中紙抬束、御御四從膳より中紙五束計領被仰付候、同十月下島仕候。
- 元禄九年壬子年春下島
- 一 野村吉左衛門殿
平田權左衛門殿 加藤兵衛殿 神田曾兵衛殿 賀田七兵衛殿
- 行慶伝兵衛殿松鯉井御死去為御代平田權左衛門殿下島
- 元禄十二年戊寅春有同
- 一 丸田三右衛門殿

- 津輪平十郎 平田権左衛門 横口九左衛門 殿
- 元禄十二年秋辰
町田山基長殿
- 達 (町田山左衛門) 前 (田平兵衛) 山下四郎左衛門 殿
- 此御代同十四年辛巳面識聞切伊藤寺人白瀧上国仕、做上物先例之通相傳、松原舞台頭日以被假付、例之通計領物
雖有假印付、御照旗下是爲仕候。
- 元禄十五年壬午春下鳥
一家村三左衛門 殿
- 平田平左衛門 殿 中島權右衛門 殿 吉見平馬 殿
- 右権左衛門 殿 依託賀行委、西本六左衛門 殿 為御代頭下り
- 宝永元年中中春下鳥
- 一入依助人 殿
- 江夏次左衛門 殿 西本六左衛門 殿 江田隼人 殿
- 比御代親子當角井之御建立
- (宝永三年丙戌春奉春)
- 町田康右衛門 殿 有同
平田源之進 殿 長谷政行 殿 上野喜兵衛 殿
- 宝永五年乙亥春下鳥
- 一本勝勝左衛門 殿
- 松田千石右衛門 殿 里保勝右衛門 殿 伊地知十左衛門 殿
- 此御代当邊御御要送(流行)、丑冬より寅春迄中凶年俄(歳)死人多有之候、丑十一月廿八日井之川禪藏火、
御米太分焼火、燒木中下位之御吟味有之、鳥中叶舟未被御付候處、寅正月金津波大南京船一櫓酒家、当鳥越新時
也、尤凶字に付土主下位之御吟味有之、鳥中帆其舟未被御付候處。
- 宝永七年庚寅四月秋船渡大有
- 中原茂左衛門 殿
- 上村吉兵衛 殿 (川上吉右衛門) 津留伊豆衛門
- 此御代龟泽井山之吉兵衛又御建立、正德元年辛卯即就御祝儀伊助寺人義貞食候、於御國許道之馬手人全初、
其外今全頭之鑑指朝天大省着用仕候由諸音付乞可申上官被御渡候仁付、四ヶ鳥手人連體にて行山橋中上候、
正應二年壬辰春下鳥
- 一新納恭左衛門 殿
- 木上清右衛門 殿 塚原六兵衛 殿 市来助右衛門 殿
- 此御代辰七月疊珠浦川觀方上國候愛象船通風、当馬船手木村之津源始、衆頗人數懼尚より速え上り、山村文中
宿後半之山之移行使御にて上國、乃力治御観察之上兼有安名觀察之上。
- 正應四年中中春下鳥
- 一新納恭左衛門 殿
- 梅北九郎左衛門 殿 竹下市左衛門 殿 山内宣兵衛 殿
- 享保元年中中春下鳥
- 一高島前右衛門 殿 但曾井之田御紀去
- 吉田吉右衛門 殿 久留万左衛門 殿 木田新助 殿
- 享保元年丙申五月十九日龜津井人義宗若體模御前髮被遣御取就御祝儀上国仕候
- 享保二年戊辰春下鳥
- 一二源慶左衛門 殿
- 鶴玉恭左衛門 殿 神官司九右衛門 殿 山本仁右衛門 殿
- 此御代文字據某國土御教係御脚定人指固より近御御使御明後來、諸人日鳥々より被差遣候東關切乃人承之而指
池安瀬舟和日指甚大知、掌領御付渡海
- 享保五年壬子春下鳥

- 一 富山城左右衛門殿
向井源五左衛門殿 田代助右衛門殿 梶井右衛門殿
- 享保五年子年右近様御初入都被選候。為御祝儀伊仙弓人前掌上因仕候、然後於御園宮御之島守人其外往々金銀之變々とし朝衣正官用來換候。換代より用候也。委嘱に賛付全以同子爲面々可申上官報御發給にて。当時子一人當奉より門子九月四日用來候願付文以中上候既妻子十月十三日脚寄付全以、迎之島守人全之變指願御主被選候。
- 一 此御代正二月明日金闕表文付御忠誠源和、南京船
空依仁寺王貞春下島
一 口高船左衛門殿
越水隊長御候 山口正七郎殿 有馬孫五八殿
此御代正月八日井之川御遣出火に付脚来燒失、燒來上中下位脚吟味有之所脚入付相候。
- 享保九年甲辰春下島
- 一 西十郎兵衛候
木崎吉郎衛門殿 煙口左衛門殿 姫刈五右衛門殿
此御代正月二十一日、夙御園御文吉仁一乘輦に面市御泊り入深宵、本船復現に付め島より御町へ便船にて被行登帳。
- 享保十二年丙午春下島
- 一 本木六右衛門殿
田代治左衛門殿 三原兵衛殿 井上休太夫殿
此御代親丈大保文配、脇奉行裏事十右衛門殿者有船底石右衛門大村櫻口寺兵衛即世田駿馬守右衛門寺取谷山寺御門右衛門候爲有馬左衛門小坂山下藤之宗久父貯承右衛門右間董田次郎之御門頭膳頭船正兵部不引番見二名官休兵衛下島
- 享保十三年戊申春下島
- 一 里村春太夫候
横山五郎右衛門殿 西郷洋左衛門殿 古川権右衛門殿
- 享保十五年乙卯春下島
- 一 宮内三善院
山上三左衛門殿 木村差兵衛殿 平城市左衛門殿
此代正月九日面纏村下仁井船守體酒當
- 享保十七年丁卯春下島
- 一 金之音御子類庄常對止令
横口惟九郎候
武宮大友南門殿 江島亮兵衛殿 小野藤左衛門殿
- 此代正月廿五日相繼村下仁井船守體酒當付給候、衆組人役給五人脚船より海上、船之島より施旗え同十二日掌間人佐間弓子人夫相繼日間切付人官道間人之被仰付仕組脚船付仕組被付過候事。
- 享保十九寅春下島
- 一 由美新右衛門殿
平島市友南門殿 大塚謹右衛門殿 川崎左衛門殿
- 一 即十二月羽臨表文朝鮮人男女夫婦六人衆組足體酒當、男給八人女八人赤子二人召取候、
一寅牛號脚船事務之臣子人夫和禮船食候。
- 一大島東門切付人伊文仁派同切付横口文仁夫、同輩子文仁同被徵勤方北野伝大夫殿より被免免。右三人之者有其無欲之文ニ序之仁傳、人爲美誠を存立相役を難教難諒金脚固許え官上仕、依之其時御代官北野伝大夫殿係為脚代介酒匂次郎大衛門殿寅月十一日付田波文之者被免。大橋て伝大夫殿事務大島守人中不被稱日七人東門切付西人脚用之由、寅四月廿日には御傳伝大夫殿事務、同月廿四日出船にて大島守人中御園御用に付、船之島より子人定人爲方通事脚用にて證付御傳御脚候。船之島御傳付人官道官酒食酒食候、同六月廿一日より十月十六日迄之間、時々脚明所入籠出候、十二月廿五日脚數被下候、即冬北野伝大夫殿事務之島え前役にて下島有之候、既而十日敵東野郡兵前御父秀長脚候、右三人皆昇島之室邊被仰付元兵前御集田番在南門御尚人是日

害、尤辱人中役卿免被卿渡叩冬卿暇被成下婦焉

此御代御国許より越之島奉領初て被召遣、伊仙媛奉領目佐宋久嘉令媛奉領日郡司統へ被仰付二間切共同列被御渡候事

元文元年辰春下馬

伊地知權左衛門致

新鶴清太殿 加治木幸右衛門殿 市来崎重右衛門殿

此御代辰年徳御物安住寺御免にて井之川文建立、住僧文信、此跡島中臨濟宗宣にて候處、此御代之手札御改より
揮示改焉

此御代伊仙より朱文に憲志政、檢福より能悦舟人、伊仙檢福岡村百姓中多人致引舟役取船立役後中より乘組、急に面和相済致出候、島中御出来之儀諸事言上の賦にて、本琉球え心差乗出候段則伊仙舟人榮嶺より由出候候、御御

方及御世活行之看共相尋捕方、御代官所御吟味之上日喜念接大富山并田岡権接納山、無後伊仙村之福澄義那要、岡権村之池山石人數え被仰渡、急に村之運者成者共召列而面譜より出輪いたし、冲水貞部鳥へ隠深相候候處、彼鳥え

罷候に付、則て行之。御代官所え申出候付、御代官衆御附役衆並諸役人差摘、宋文仁施愾喜忠政方之歸方被申達、餘乞と中令大富山納山義那禱福澄池山え引渡相取販、行人數船手體にて首尾列列候て、則御代官所え首尾有之候。右

一此御代面由相間切裏令与人弓那瀬事、西日間切之内貞目郡川を玉城之腰横に堀切西に水を通し、元川筋之儀は田

地にいたし候處にて、御加勢大頭出し爲候得其成就無之貲料差支、御因計え越訴全諸書物相認船々え領資候處、右一件聞聞得、御代官所より右書物船々より御取返、於御代官所等ノ者致召出御札万有之候事、

元文二年牛春下馬

一相良八左衛門殿

一此御代未正月三日手々村下支朝鮮人夫拾五人衆組にて、干瀬え走揚げ本船破船に付、轟之島より本施球え、同巴

月十四日種子島船頭長次郎船御米漕として拾四反帆所船にて候處仕御真仕建御差遣、宰領東間切人吉知平、西目間切人実政兩人え被仰付、喜与瀬大実岡人は右朝鮮人船中飯米取継被仰付候、海上御用心として御物より米五

石坡相渡候

元文五年申春下馬

——下河邊半平殿

井休助

一些個例症狀的分析

寶保 一年戊春下馬

一 山田四右衛門殿
折田普藏殿 色紙文行衛門殿 謙田治兵衛殿

此件請日方參合考。聞閱此三人俱官明主從軍階是名召以補之解任轉軍身大夫西目即官守面綱開弓各城右三人被仰付御國元之御何相成候。川上十郎左衛門殿御代資人御用無之差免候按仰渡候。

古賀成熟（就）候節は、品能可被召仕候旨四鳥共々被仰渡候處、初て之事にて当島より罷登、自分物人を以積古

（中略）
（中略）

人中より首尾に上候女姫。延元子夏佐榮城事自物人全以、舊通事吉古差候様御國許より被仰渡、大富官崎

卷之二

卷之三

—1— 航行日記　航行日記　航行日記

1-2-3-4-5-6-7-8-9-10

- 廣田源助即ち人貢俊道駿賀俊義として、面相和間切ち人佐安久人同仕、丑正月九日職上物失脚之酒相傳、於那方面所即ち御日見被仰付、其類物又例へ道被或下頂戴仕^ト 那駿被仰出國名船鳥仕候、延享三年貢春下島
- 一 上村春之丞候
竹内金枝南門殿 宮原半左衛門殿 戸谷義右衛門殿
寛延二年貢春下島
- 一 早野源兵衛候
上村源長南門殿 左藤貞右衛門殿 朱川四郎左衛門殿
- 一 此代の御心懶怠左官にいた候等、翌日又皆勤心懶怠而懶怠之件之經等、本物的從來御人故懶怠にて御上候、右御懶怠日暮来いたし愛之又安樂、御相御懶怠御中止に^ト 木川大相選引掛矢焼失、面相和間切ち人當子福東間切ち人子名城岡人学領にて、御木船船均洋之源在南門殿より右御懶怠守人、疊葉へ送り候、
- 一 余御御事御事精石子安樂候、次後即ち一輪被仰付大支丸右つ、御物より往々被送奉、母人役代合之面は、御国吉之伺を御取行記可坂中御被仰付、寛延三年午春佛鳥いたし候、
- 寛延三年午春下島
- 一 寺入役司右衛門殿
上庄大文右衛門殿 牧野貢助兵衛殿 见玉彦兵衛殿
- 一 此代より松牛勝代合腰因尼^ト は被仰出候、
- 一 太士張御家督に付侍御就職同日間切ち人子治安上國
- 一 御領口池田兵衛候 伊地知休左衛門殿 岩村之新吉^ト 即同人御詰越、
- 一 脱代官御同人
關根三右衛門殿 畠留喜重太鼓 邪逆源五左衛門殿
但御前故此三人御代合にて御下り
- 一 脱拂口入保五次右衛門殿 桑波田勘兵衛殿
- 宝曆三年正月春下島
- 一 山田市郎左衛門殿
河野常行右衛門殿 肥田木勘左衛門殿 稲津六兵衛殿
- 一 脱拂口田口喜助殿 相良寛左衛門殿
- 宝曆三年正月春下島
- 一 和田幸助候
篠山惟之丞候 尾上萬右衛門殿 前市兵衛殿
- 一 脱拂口御野源左衛門殿 奥山八左衛門殿
- 一 四月廿二日未^ト 久人飯屋に乘助櫻より櫻之名號大被切掛、櫻三ヶ所にて櫻之名號事並相應、何れもより乗助櫻瓦心に御台石、丸津口御宿に之御宿口御頭會にして古久人御挂八人つ、後白帝人御仕候、右御御拂口御代合之名代に^ト 御相模相模、移之御以前之御相模相模候、新御代官山丸郎右衛門殿下島、則より櫻之名號御方被差免候、
- 一 西牛尔門手丸郎改田中男文吉方^ト 三十百人給入人
- 一 西秋葉西阿蘭切田方土曳にて、右間切ち人妻横口田地拂口井日指其外掛役々、寛延年御國元より御田口付御堂候様被仰候、戊更置役候、
- 宝曆四年正月春
- 一 山田九郎左衛門殿
池田仲太郎殿 川上平藏殿 藤生七兵衛殿
- 一 脱拂口野川口之助候 川上壽之丞候

序

- 一 岛津常次節慶御事、久江口御端子之御御被仰付、御名御女名被進奉松平又三郎忠供様と候間、遂之馬子人忠人^ト、進上物詰事失脚之酒致用意、未更中能免御祝儀申上候様と申渡候、

右之過渡之島代官より可申越候

九月 典圖

右之過渡伊達候間、如例可被申渡候旨御指図にて候以上

戊午九月廿八日 佐太郎兵衛

右之過渡伊達候間、本文通承知可仕候以上

戊午十二月十六日 代官山田九郎左衛門

右之過渡伊達候間、如例可被申渡候に付て、為御祝儀三面切替役人中交換、免許公印代官所にて御祝儀申上候へ、予人中より伺申上候處、亦脚本御同意被候て、島々を於御代官所にて御祝儀申上候、左候て右之旨可被仰申候意候皮三面切替人申中へ候御候。

一島作常次慶賀於江口御騎子之脚候御上、御名脚名板連奉移松平又三郎忠林様候後、御因元より被御祝儀間、三面切替人初役々體以御度不貳來る古八日候當此に御祝儀可申上候、右役々の儀其心得にて二十八日の折違う候様心地、無迷引可矣越候

右之過渡候則不況承可申候候

但当日には御候御諸儀間之進出、御祝儀申上るに不及、御役所迄にて御祝儀相済候

戊午十二月廿六日

三面切 手人

右は為御祝儀江原五年文宣東間切替人富山上岡田仕候上野伏見へ過付御祝儀申上野領物大領へ過候成下、頂戴仕候爲仕候。

宝曆五年文春下島

一要丸新五郎兵衛

宮原五郎兵衛門役 野崎源助候 奉申事兵衛殿

一脚横目有馬五郎兵衛門役 旨留為右衛門候

此代國守に三面切替死人數三千人余有之、并借本疏縫より御便にて五百石申請候、文多取高有馬五後右衛門殿官原五郎左衛門殿免免津手人皆佐島人、右三人にて一度又は目指其共富田越領日政知内人にて毛坂申請候、御因元より脚本三百石被下候侍らる、時分後相被候依行人數死人有之候。

宝曆六年文春下島

一佐山助之進殿

石井資兵衛候 竹下五郎衛門殿 佐尾孫兵衛

一横日山上郡次郎殿 西保厚左衛門殿

起止二字挺某因工前御攝關御位、大清国より財主使御御服來にて、脚見大物として脚之局より脚御烏天子差遣管御候、内幸池にて島中御御物御候、代天三郎以下式才大右衛門御切替人佐安財日折富田、清和禪室御被御付天合石五千斗与人拾六石八斗日折阿人方、脚御所出物。

此代仲水以詔為給膳御日限御半邊御御物役由米瀬氏持御象輪、同島之御米持御日限御御輪より脚上回之處、井之田瀬く少許にて後解、瀬糸送延島御御輪日より御父兄、米は五合代脚拔御付候、代天新米庭は現御仕合、右米庭運賃は脚因元にて脚御味次第被御上候、右門人衆間運賃も右門前に被御上候。

宝曆七年正月春下島

一八木八郎兵衛

最上系左衛門殿 離合伊行衛門殿 町田次郎人候

宝曆六年子夏御家皆御祝儀として伊仙院寺人御山上岡仕候、他之島世人申請過之島御代官御附は、本之過三年請之願、書物を以於御因元申上候候、此御代より三年請被御候

一横日龍田人左衛門殿 真鍋市右衛門殿

伊市右衛門殿御脚御足大、伊右衛門殿御脚御足右脚御去

一四冬より御横日山上郡次郎御板壁屋下、文件無額御年添にて島中及因野候に付御物大旨より三面切替木造造上物

憩て板下切被仰付候、砂檜寮櫓重板仰渡过分積付有之候、西侯亭左前門殿にも渡邊板仰候處病氣有之、要寅春御下馬頭町向人此沙嘴曾达五年、即脚立越過即度頭器物

此御代同様之宮頃兄第三人を母に致孝養候に付 川上郷次郎殿西保左衛門先詔之時 御見当差を所る御是
一ノ川上郷賀義長次第費付役より差出せ御請當原上岡の前石首尾被仰上候所 右三人之者皆御物より御来三石つ、
九石被仰上候所

一都次郎殿次郎八段与人射山、大鳥之邊渡居候着共為捕方渡海、物候日義那期泰横日清和瀬先達て、大鳥之被差渡

七言詩九首用作下場

藏田治兵衛殿

愛甲源太夫殿 福島五郎左衛門殿 兼玉彦兵衛殿

一此代砂糖過分出來有之。參方掛之役今勤方相

—血縄添え初代大和

十一月廿二日

左近允嘉左衛門般 面高九右衛門般 町田新左衛門般

已見亂世之風之興亡，人情之變遷。移轉過來，乘勢而發，今資出精良，取私以成，乘勢而濟之，令人情得厚。騎士之運，當乘其勢，故曰：「乘勢而濟之，則無往而不勝。」

御使御背乞以、於御代官所被仰渡候。

一 午後より未達機種に付、島中之御米にて東西貿易不足におよび本琉球より御米為寄元、御附役町田新左衛門殿

船越木村源次右衛門・鶴与人佐常吉・鶴算子・芳川源助・圓心にて御酒造業・米家百八拾石舟卸業・御酒販賣業・大久保利子・貞子・竹代

一横目川上仲右衛門殿色紙六左衛門殿御下馬但仲右衛門殿事於井之川御死去

成候題又於臺灣致大風、右船之儀也相顧乘舶難成、越年被成候。

一神戸五郎右衛門殿

一御 横日義 条助 橋 鮫島 仙左衛門 総

一此代未夏就御祝儀同前嘆与人福清上國仕候處、向御祝儀付之某様御祝儀獻上物相調不申候故、目錄逐至案上、四鴉共二郎祝儀申上候て即取被被下附下、被申及即取上物相調事子寧空ニて既給案上候、尤四鴉共二郎嘆、

一御代介に大田四郎兵衛殿伊集院秀八郎殿
二十六日十六丁大蛇木工三三利刀脚日地丁△水木日地二友心

一御代官五郎右衛門殿御附役第三次殿而繩間切弓人佐榮城寄弓人山城西目間切寄弓人当寿東間切物横目官榮寄橫目

え越住いたし候、種子島の桜石専門船より御運び之廷、逢進風に人馬難取付、漸く翌日秋忠清へ乗着、從大赤頭風無之候故即御運船取上相成候、役々勤動力不逋被仰付候、

一大字標從四位上中將卿官位脚杜過之官頭到米飯、依之四島之子人老人つ、御祝儀龍登帳橫板御酒、萬全慶子人佐

- 明和二年酉春下島
一 竹原藤兵衛殿
- 伊地知權左衛門殿 木船三左衛門殿 桶所市兵衛殿
- 一 橋日出上伴右衛門殿 上羽舟手頭源良但越年被除候事
御代官日出七九郎齋 本田吉郎右衛門殿
- 一 此代役平正七日面纏前引戻村子鹿浦大、書船手續前乗組人數手給三人、面纏前印子人寄在本郡同様日者移守奈良町人に掌領御印子、船頭御印子及役長御印子及大坂鑑手文通ひるやより出帆候事
- 一 戊午凶年六月本城遠寺元永寺跡取方として、次郎右衛門號樺太南門號寺人正誠樺桶日官家船頭櫛子島之太郎兵衛船ふさ、「四月脚渡海脚木百人船石脚取方也」三間手配當行之候事、
- 一 船船じ抬三万石脚運行に相俟候、以當は出来限上船有之候
- 明和四年亥春下島
一 相良藤右衛門殿
- 有馬平右衛門殿 田中伊右衛門殿 国分五兵衛殿
- 一 橋日出山次郎左衛門殿 肥後柳之丞殿 木次郎天香門殿舟井日出更云
御代合種見草行衛門殿木山樺四郎齋此時子三月土用降る
- 一 明和四年子亥冬より鳥中鷲崎通行、先端御より手給七年目に相当る
- 一 丁子亥卯年春子脚口端え御船を觀候、乗組人數大約八人石船之儀御記相始候由にて、為修船秋船改次運船にて修船而済候、俱東風にて出帆いたし候
- 明和六年己丑春下島
一 森市兵衛殿
- 竹原六左衛門殿 山口五郎兵衛殿 中野新次郎殿
- 一 託樺日出佐太郎左衛門殿 大迫新右衛門殿
- 一 八月東北對風出る
- 御代合行川五兵衛殿 福開助之六郎
- 明和七年
寅春安住寺社明代として白質置下、同冬面相和間切浅間村之地而之内伊仙村舊郡山之下に安住寺相直し候
- 一 寅五月北對風出る
- 一 無之隠候の抵共、草木之葉に付燒物之類御便候
- 明和八年春卯春下島
一 吉田六郎右衛門殿
- 平田平右衛門殿 土持伊左衛門殿 伊地知伝行衛門殿
- 詔御樺日出江九右衛門殿色紙六左衛門殿、御代合平島源大夫俊福屋助之系歿、此比大島に同源院船忠慶酒肴、乘組人數少女人拘余為有之由、大島御代官より御問合有之、浦より仕手舟接御酒肴候、但更にて舟之候
- 一 安永元年壬辰春之比大島所大船御時「日」西日相模船行京に歸て海へ日も間合之又大船空起、翌七日日に計免候て人然相違候て漁々快く相成候、要已五六月造糞流、島中老若男女不残相煩三面切にて千七百人余死人有之、御國元八郎御相候
- 一 己酉春時間村之件に對難む御酒肴、乗組人數五拾人、水瓶を以本船より借候
- 一 繼之島より大島え難故之有共取寄、西日間切足地御間方に板道様候より被御渡、西日手人政幸樺日富家、田代樺日吉音富間舟富篠崎、淡神御印子難達三百人余取米候、外に御相和竹檣以御空古瀬御竹檣以御通事、林船竹檣只難泊候、開浦村右近人寺山、候浦村右近人名古前
- 一 同西日間切足之面切之身近御候若共、足地御間方西日間切足相送候、御同前より被御渡相送し、身代米之儀は二年より定き本來作出次第相應御候御相候
- 一 一員年手足脚沒有之候
- 安永二年癸巳春下島
一大山休左衛門殿
- 大山休左衛門殿 里玉曾兵衛殿 三島利兵衛殿

- 前脚横日新納平左衛門殿 須田市右衛門殿 和清右衛門殿井之川へ越年
- 此脚代二間切弓橋虫へ入子木脚無之鐵橋之候、琉球より五枚鐵却金銀袋之出島へ渡寄にて、右都より脚買人砂輪代脚取資方として、利兵衛頭則切手人曾家忠懶且官与同心にて脚渡甚、届米八百石那霸馬鹿船主體に脚取仕立種渡
- 三間切二件被被下候、尤造質它門に中堂中宮門人等主張甚又ノ被被右脚
- 一腳代合大寺太郎八般 西賀茂九郎殿
- 一午春脚因元よりも細々より脚未領下候、口更右脚断、倭太鼓脚上候右石之過脚未領下候、丈鳥役々よりも脚借由脚候
- 安永四年乙未之春下島
- 一名越し郎太候
- 池田平蔵殿 二之宮平八殿 川上左近左衛門殿
- 諸脚日上床伎次右衛門殿 松崎平六殿
- 脚代合法正太郎左衛門殿 春山次郎右衛門殿 但法正太郎左衛門殿事於魚津御死去
- 安永六年酉春下島
- 一人木八郎兵衛候
- 新納市右衛門殿 山口五郎兵衛候 宮之原味太右衛門殿
- 一脚横日白坂七九郎殿 水木山種四郎殿
- 一此代西又八郎門長後夜十人底にて沙場行作物相始、島中の手馬の鐵舟を江戸に送文、取物舟にて粗木脚手船不足焉よ歎候、脚脚舟之脚船物を仰仰上、本道筑紫會父家脚取當方に付、伊仙變子人曾森城東間切日指帶貞頼和禪村吉古久入城、面臨路十五里西十九里明日山前、翌是二月廿二日秋深落大限寄、者又次年五月石那霸城蘇和守殿に横米榮三間切之風井僧木移轉代朱相受る
- 一脚横日白坂七九郎殿 美妻原兵衛候
- 安永八年亥三月七日着
- 一田村季太夫候
- 新納十郎大次候 今村伊左衛門殿 川北郡四郎殿
- 亥年伊地知正行南門殿 河野平右衛門殿
- 子年 譲號管右衛門殿 吉井金九郎殿
- 一此代大歸之邊爰有男女主百人余り列縫候
- 安永九年正月四日井之田着
- 一山田一郎左衛門殿
- 平田右衛門殿 小野郡右衛門殿 大山源助殿
- 廿年桑波田庄右衛門殿 岩元清左衛門殿 和清左衛門殿倫也魚津御死去
- 樂丸半藏 横野源兵衛候
- 一此代因手に弓體より脚缺水井底壁より者又木來る
- 天明二即年二月十八日春着
- 一伊勢四郎兵衛候
- 平田長兵衛候 志和加瀬助殿但於魚津死去 古川文左衛門殿
- 卯年自接じ九郎殿 春山宗兵衛候
- 辰年伊藤隆右衛門殿 貧島源右衛門殿
- 一此代因手に付脚矣向斯
- 天明五年二月廿五日わんや着
- 一松井新右衛門殿
- 平城松右衛門殿 魚山主右衛門殿 須田平次殿
- 巳年奥山藤後兵衛候 檜山孫右衛門殿 檜山勘助殿 二所掌事太郎殿
- 一此代因手に弓體より脚缺水來る
- 一己年宗門手札送島中男女定方武千七百三拾四人
- 天明七年四月十三日井之田着

- 一 石黒口後左衛門殿
伊藤隆右衛門殿 入江十郎左衛門殿 神戸佐平次殿
- 未年 渡老原惟之孫義輝 横山忠四郎殿
- 申午 板元源藏 垣崎淳八娘
- 一 此代未年より三島謙仕御資石井珍輔御定式御賀重行數枚石建、余前後御の内代官並役父跡
寛政元酉四月廿五日井之田着
- 一大山忠左衛門殿
家村幸太郎殿 日高左三殿 謙田宣右衛門殿
- 奥山勘右衛門殿 旗原喜左衛門殿
- 治龍正右衛門殿 田中大蔵左衛門殿
- 一 此代役を島中六千八百四拾八人龜宿相類、内四百三拾壹人死す、大和四年日
寛政三年三月二十三日井之田着
- 一 山川孫四郎殿
松田伸右衛門殿 野村作左衛門殿 堀次郎左衛門殿
- 千田次右衛門殿 泷谷足太郎左衛門殿
- 相良義藤太郎 東郷四郎次娘
- 同五丑酉四月十五日井之田着
- 一 伊地知子左衛門殿
久保孝兵衛殿 毛利新九郎殿 謙訪八郎次殿
- 村田萬右衛門殿 大山林藏娘
- 河野四郎左衛門殿 田畠喜安前歴
- 寛政七卯
一 大鳥圭太郎殿
伊藤正助殿 牧野喜平次殿 古川四郎兵衛殿
- 伊藤助左衛門殿 桂山承右衛門殿
- 有田藤兵衛殿 小森新藏娘
- 寛政九巳四月廿一日井之田着
- 一 新納五左衛門殿
冢田淳右衛門殿 村田平之介殿 相良義藤太郎
- 平瀬平藏娘 飯井丸大右衛門殿
- 安田算左衛門殿 林林次左衛門殿
- 寛政十二未四月七日井之田着
- 一 和田平右衛門殿
五代亡助殿 伊集院権右衛門殿 岩山孫右衛門殿
- 新納張前船 伊集院坂右衛門殿
- 肥後弓二次 横新納由行右衛門殿
- 一 中年宗門手札改、島中男女老少六千四百九拾七人
- 一 同牛頭其冠和渡来仁吉見次物代系にて渡り、太宰領守人曾松里日指義泉同省官隸渡海
- 一代官守付役信中文珍修都行數枚定候御持共、其義不文勧手文為文勧被御付候
- 一 中十二月備船忠義井之田治にて及破船、乗組人數五拾人内五人溺死或人數滅母入焉也
- 一 同月方名間にて馬齋船忠慶被船におよび、乗組人數四拾人内廿拾人溺死或人數滅母入焉也
- 享和元酉四月十四日井之田着
- 一 横山八郎殿
川上次右衛門殿 林次右衛門殿 坂元万兵衛殿
- 平岡人郎太夫殿 宮内喜左衛門殿
- 市来清左衛門殿 横山助人郎殿

- 傳山助人郎殿事於井之川死去
自詮齋方掛
- 志岐正左衛門殿 法元太郎左衛門殿
- 一 西牛より白鈴館製法被御後候事
- 一 戊年面相和闇切日久村下原文治左虫過分生出候事
- 享和二年二月廿一日井之田着
- 一二三原太夫殿
- 種子田忠四郎殿 伊地知助太郎殿 有川要之助殿
- 山田武二三 機猪鹿貞頃太夫殿
- 謙田源五郎相良惟兵衛殿
- 左藤賢助殿 佐賀喜在衛門殿 佐藤賢助殿 但於龜津死去
- 一 去仅年ふかん折入内手又相生、文年より翌十二月迄爲中無税所兼徵稅方申表、取得稅行數たゞ通
- 一 がた首三拾七百三十八合
- 一 がた百四十人八十口三合五斗
- 右式行充五月より三月迄稅方
- 但漫稅等為資候分は大體百四十五石にも可及、右かた虫越事件は勿論都面之件候相場、茅子、きの細郡で食ほし牛馬草立に相候、季之儀はふくらみ自ら御見識より引入、御守行取貢重治百九万石にて始六千七百合餘三斗、面課開切不足相候、作業の内から平支不相附
- 一 文八月十四日御輸送記申殿領内間切御詔諭准立通、橋船よりへと上の浦入東來、山東人衆相附、過野山島人頭領之出合必待と次第は其詔跡未入頭有て、衆頭人數人給四人足跡で方々相候事
- 一 于十月七日井之田移仮限節にて焼火経役々相候
- 文化二年春下島
- 一 木山林兵衛殿
- 山本繁太郎伊代伊藤清光 嵐七右衛門殿 木山新左衛門殿 山本代右田代清太郎
- 伊集院嘉兵衛殿 坂元右衛門殿
- 千利兵衛殿 间井源左衛門殿
- 有川休石右衛門殿 但於龜津死去
- 文化四年三月八日井之田へ着
- 一 五年正月御詔三三人渡海詔候、寅昇より被相傳御人つ、渡海被御付候事
- 一 友野清右衛門殿
- 曾山次右衛門殿 弟子丸六郎殿 地孫太夫殿
- 澤所藤左衛門殿 山田四郎右衛門殿
- 東郷間野次右衛門殿 本田伯右衛門殿
- 一 五年正月御詔御渡海米其物大附之御代次に丁度御候、文宗御与人各當日招幕相應同合取次渡海
- 一 文化六年三月由船寺殿井之田冲入酒通、赤松清六孝弟を以贈船、本船做船同四年本流母立通道候
- 文化六年四月九日井之田へ着
- 一 寺山源右衛門殿
- 伊庭知源左衛門殿 友野平右衛門殿 津賀次郎太殿
- 重久主右衛門殿 市来新右衛門殿
- 石神万右衛門殿 小田七郎右衛門殿
- 一 文化じ年初秋より株參井頭病相隨行、島中死人三百人余有之、島坂行脚同吉木脚山相候候事
- 同人未三月二十日由瀬着
- 一 中馬宗之選殿
- 重久主右衛門殿 平岡八郎太殿 新納源之助殿
- 山來新右衛門殿 小田七郎右衛門殿
- 右式人父代土官之等候媛代見役東郷孝右衛門殿法元太郎左衛門殿不致下島、其御居申上添馬

- 東郷孝右衛門殺去尼太郎左衛門殺
右式人未春下島之宮候廻口木良部島出帆之酒風并不宜船相之酒者、鹿児島之御前候廻下島いたし候様被仰承、未
十一月六日吉之田之翁直に次波等有之候事
- 町田助石衛門殺 水山助石衛門殺
此代酒醸後之骨の父受建立
- 文化十四
一 妻丸辰左衛門殺
中馬家文次殺 町田次郎九郎殺 海老原四郎兵衛殺
片隨正石衛門殺 他原三二次殺
木場十藏殺由於他許死夫有馬侍左衛門殺
一 戊六月十五日未時分より大風浪にて同西下則時分迄右米熊之大風大浪にて龜洋舟具人家無残打崩
一 死人八人内三人鳥人五人神造丸木主本船え乗船にて候也及破船溺死
一 死牛二頭
一 逃家内有七翁九軒
一 吹附家内七百人拘六軒
一 同九拾武軒 但脚綱高瀬津口番所并舟天堂御高社家込み
一 遺火孫和氣村勘六軒
一 故損損じ候
右二通大變にて丁因年に便文候付、久高邊ら草唐人直乗候取仕候、御同江井連母之脚故水頭山上候、舟人横目
渡水木末月即向々出航候いと候
一 脚水四百五拾石運搬より八月頭度子
一 同九百石余御同江井より脚船御搬にて十月頭度候、然後七月即北より面纏渡宣、其上右通迄御纏糸相油候に付先
歲約之航張り相破候事
一 此代より横口役以上朝女にて近常用舟、修業池宇御ノ御地儀上引次便隔別駆入、同場にて把儀弓馬古被伊波候
文化十二年美西四月五日井之川聯者
一 和田平七隣
川村勝左衛門殺 木尾助助殺 國賀三太郎殺
川上正右衛門殺 石原兵衛殺
新柳仁左衛門監 佐倉洋津秀芳を直山三太郎殺
一 実四月より十一月迄船運行、島中男女千六百七拾人相領由千人百九拾老人從人、手給五年日、
一 同牛深門丸達也、島中勢女迄万石五百石拾人入
一 蔡木竹脚萬之内母間村百姓中三百五百余家人にて資件賣の候也、右村出來一件にて文化十三年春、母間村之有共
筋邊之族又脚持、六月上船人余候也くとて、右旗本人之内本家源以山脚處候う名入御候也、行人數六月十九日既體有
脚風炎熱御持ひとて、世間本多空船船候右旗當以山脚出、在而之別候、其家旗本以外始五人同十日以振船へ乗組
出帆、直參事を以黒鹿島之旁邊許のため難走候事
同十四正月御日井之川領者 実五月四日より文政之既元
一 四分平次船殺
支野平右衛門殺但十一月八日死去 有馬侍左衛門殺 春山兵衛殺
大橋八十郎殺 山下戸右衛門殺
伊地知半助助殺 竹内右衛門殺
一 国介平次船殺有馬侍左衛門殺春山兵衛殺事候日支野平右衛門殺儀は脚船手下日付相動候處、御内意を以島元
之脚用舟之可致渡也旨承知有之字十一日御用過代官附役被御付下島いたし候事
一 他之島子人之儀是迄一喫端皆相動來候共、文化十四正年以来六喫端皆相動候様被仰承、同年六月禪日より歸々
移舟以脚頭過五ヶ年日交代之事
一 止伏龍倉山、惟災過分有之島中故群之余勢相破候事
一 本多源正少弱孫江口御誠木傾船本川沖之源者、本船被船おもろ乗組人之内宅人船中病死、彼人數脚因元云難登

候事

一 貞良院定貞貞九月十二日夜口火炎起燒失いたし候事

文政二即四月九日井之山着

一 追水孫次郎綱

山下休右衛門殿 末良八之系綱 黒葛原仙左衛門殿

川保伸太夫綱 井源左衛門殿

新納平右衛門殿 東華六郎兵衛綱

文政四即四月廿日井之山着

一 肥後助助綱

伊集院丈人昌綱 斎付次郎右衛門殿 志岐正之進綱

田中源兵衛綱 大塙吉行衛門殿

益澤常行衛門殿 河野道義綱

一 肥後助助綱 斎付昌志被殺來相式被上國之折、行商不相如

一 安住守本家忠子朝通又之有

文政六即六月十六日笠置山へ着

一 藤崎次郎吉南門綱 但未八月死去

折田人次郎綱 鶴口藤助綱 稲原助八綱

浅江源吉右衛門殿 南郷宣右衛門殿

一 石原伝兵衛綱 但藤氏代として申三月下島

有川左右衛門綱 上野太郎行衛門綱

一 中年宗門手札改 島中男女老少八千百五拾五人

一 代官朝元御山山島出来仁て駕船取仕文差登帳様内奉故御渡候事

同入西三月廿四日下島

一 鶴頭喜兵衛綱

明助市綱 門松源之助綱 宮原八百助綱

宇部左右衛門綱 木尾助右衛門綱

梶所次右衛門綱 桑川源左衛門綱

同十矢春下島

一 小田博長綱

平田利右衛門綱 安藤善之系綱 大河平賀八綱

平城矢右衛門綱 但松魚津死去 肥後権之系綱

一 久右衛門綱代として池田田右衛門變同子了島有之候事

一 此代脚筋役馬八月のうのはりゆ味即ち脚筋砂輪小樽泛舟候事各都一送馬被脚竹候事

一 伊地知八郎左衛門綱 後醍醐宮兵衛綱

文政十二即年下島

一 坂元じ郎綱

河野善兵衛綱 蔵山甚六綱 藤田五百右衛門綱

山田一郎左衛門綱 小久保孫七綱

一 此代正冬脚筋青木よし飛騨全以脚忙脚筋召物「三島修鰐貿易」想買入候御事、要寅春不時交代、父木連井諸人古

取引一往脚筋留宿仰渡候事

文政十三寅春下島 同十二月より天保と迄元

一 朝井達穂綱

椎原助八綱 田中権藏綱 川上勇之助綱 土村次郎右衛門綱

一 此代より見脚筋三年高麗仰付候事

一 代官脚筋役者脚城少右衛門役來島高麗取張り不宜候山にて上國、要年齢て遠島被脚付候、

一 島元請入松井宗門手札改之節々脚筋定之儀附役上國之主相連来候得共、何ぞ遠日等遠海同越旁面に相成候間、

- 男良掛以候御中脚文代へ詔々上聞いたし、勘定相送候様候因後事
- 一 脚筋才頭候題を以候上國候候拔御後候
- 一 御代官所井田重慶鳥居三より依頼候皆有之候事
- 一 売以候給与人候被行越候共三月日引取候御後候事
- 一 天保二卿年守門手札送入數毛方八千九百
- 一 山口吉太郎船主丸和頭山八事奉分より承て四度看いたし候事、尤其年賀候船分有之
- 一 四三五月晦日舟又山口山火に付、移カリや郡前船火候役々船に於て御觸せしる煙火に付人家じへ軒顕燒およ
- ウ候事
- 一 同牛安住守備住員浮代候御家承贈等類候、御召米子船行島中役より者進にて相共候事
- 同三辰奉子局
- 一 鳥島佐藏殿
- 一 有馬源助候、貪横金之系候、越山況行衛門候、横口小右衛門候
- 一 同四乙代官所販賣以習以一勤日取御折米候或下候官以御通文被印候候事
- 天保五年下島
- 一 岩野達長御候
- 一 福島平之造廢美代藤助候、折田彦左衛門殿、中野鐵右衛門殿
- 一 此六三間切村々參拝呼入御以分有之候
- 一 萩原之造「鳥乃より被矣て」、島中より代来上漁にて酒泡火にて御旅候、風波力々難れ來一船に合ひ合つ、相漫候
- 脚定前候事
- 一 代官賞定候相定、書役人定の三人見當三人稱占給四人被印候事
- 同七年（丙申四月十九日井之川着）
- 一 梶所次右衛門殿
- 一 梶所源左衛門殿、仁礼源六兵衛候、森岡万左衛門殿、春山休兵候
- 一 此より浦上御分候御業、引御品候中御候候旨切ら
- 一 伊仙家へ御扶植付候事
- 一 面難行高瀬治「強抱懸」御候候事、御難積人相候候上御限定至手形申請に差總候ては、出御相應候御船等にも相及候事多く有之候付右之形御脚同上、右御用之儀は出張見附せより追送相付候事
- 一 同四伏木源定候御來に付御見次物發引手領、免許子人物兼治伊仙口指相候代官所販役日指告身嘗實資通、尤代某にて渡る
- 天保九年奉子局
- 一 藤生源石衛門殿
- 一 野村十兵衛殿、内田伸左衛門殿、河野甚兵衛殿、町田萬六殿
- 一 亥午本守孫宰相脚官位脚叶進に付御祝儀一人富屋上國
- 一 戊午宗門手札送入數毛方八千
- 一 此代井之田移候引取にて魚津え倍它貿来私、尤有カリや六石五斗、鹽問候五石つ、
- 天保十一年三月下島
- 一 山上じた郎殿
- 一 仁礼源六兵衛候、吉井甚兵衛候、梶所源左衛門殿、田中休藏殿
- 一 同甲子十五春修船在に付貰百人船三三五合余出来
- 一 同御難事に付行人勇兼上國いたし候事
- 一 同作より「この浦内御場相開
- 一 佐野村信宿御在五石、主人方恭公方正道相難き候御間江有て、御船に相處候御難事として御米二石先御物より被候下、貢奉若吉毛より被下御脚代官所頭職力致候事
- 一 貢奉より御脚村花器村本器村御御前通之御方々にて指教形る
- 一 同十一子恭與國力御手当として貢御船五石被下候事
- 一 同十三貢與父代々管候御相製公方候是に付請公都而請東御付候事

- 前文過少物製法方に古事記記合給人領稅右領候事
- 右冬より貢奉又送过年所制之國年にて貢奉物製分引入六拾石合余之未過相及候事
- 即春鹿浦之信船相間候事
- 此代貢快下役中正領職え難告にて引有之^レ尤トカリやう事中役職上カリやう事相役職と改る
- 鹿田村文紀人五間切え是中伝來候時共に米頭用次と相び尤鹿田村持夫強兼じ中來候を體兼し相叫候様申渡有之候事
- 貴御用土同之領日施支^レ又^レ天之通相覺る
- 米式貯八石起失脚料井仕脚料
- 同始八石五十九升 但鳥正乘物當日より候鳥迄日數是日に付六升五合つ、賦米
- 同一百五十五石 但主役三人間隔米
- 同式石五斗
- 合五拾石五斗九升
- 右常狀鳥大鳥胸鳥又稱井吟味候事
- 即奉仲節翌件にて三三百石方六十五石七斗前行出来
- 天保十四即四月
- 春山休兵御殿
- 野村一長前候 稲田利氏前候 四助勇前候 面高美七郎前候
- 即又使御脚勤事著入候義山土同被即吉既免候事
- 此代より人爲同様之名^レ前後^レ者^レ二丁目次後^レ土同
- 即一月西の方々母屋出る
- 只庭四百人枚 上木方
- 同十五百三拾三枚半 開扇札
- 同三十六拾三枚半 大鏡代
- 同八百四枚 物
- 同五百六拾四枚 口鏡代
- 同二百拾五枚 有開扇
- 右蟲之島愛本上納尺束有之^レ書分ケ差出候様金藏出張物奉行所より上國之每人方え被仰行之通音出候事
- 著人義山面觸附切子人田地方掛^レ即受土同同九月廿五日^レ代々禡十格根御付候事
- 安万一千三百三拾三枚半
- 安万一千三百三拾三枚半
- 田合間取合田倅上木筒に相掛
- 安本又は購買人込
- 真跡八百五拾五石 但上下免本并御買入込
- 直萬六万九千六百人枚當實貯四女 但上中下田烟上木高井脚料夫相掛上納
- 赤津久安万五千六百石拾石枚定納
- 黒津久六拾石百石拾石一枚同
- 珍幣四百六拾万石 諸定式
- 人缺員三万六千人扣
- 萬安方六石七百石八石六千安方合四十九才
- 但田烟壇演上木高込
- 有四斗武升四合五勺四才
- 地板屋地与人役保論引
- 千六百七拾三石壹八升六合壹勺五才
- 四斗武升定式
- 其^レ張春齊船方掛人皆本酒事^レ被御渡山印文土同被御付候
- 鳥出来にて四拾石貯相渡候

- 一 春山休兵前歴其外上國に付來船の荷物令頃へ 出帆実指及後船頭落より身すから上國被候事
弘化二乙巳四月山恭へ着
- 一 町田塗六綱 遊馬半之道院 仁村平右衛門隠 菅木種之助 稲伊地頭八右衛門義
一 此代己承より娶夏中無難之四年、其壬午四月六日龟井村之鈴十人中者木屋より甚九つ時分×××百七拾軒余額
燒×××端役員送御面頭而にて×××井之田え館で 四月十五日×××事
五日井之川添出船にて×××××事
- 一 ×××節館場分の入土船方し近所余木造に相共、娶春吉船
一 未春除船三百石三万石百三拾人行出来にて、夫水運上船相連接上抬三万余石運上相及、三合船にて代家運る
弘化四年三月廿九日井之田へ着
- 一 宮内藤助綱
伊佐院五十石前門義 檜山 弘兵衛
未三月廿八日龟井之省 四助助販小販手石衛門義
一 中四月貢奉參為地洋海にて×××めしらみ中人沙掛より×××上陸し夫より出帆之由
一 福永に石前門義
仁丸宇石前門義 有川藤四郎義 深見休人義 村田源石前門義
一 ×××役更より同大風三更吹×××作物吹柏山野勞燒酒××× 同冬より娶子夏至近外縣之大风年
一 此代又皆山来砂船貯次第例作にて、百拾四丁戸余にて、上都分夫通×××子季通頭姓之頭
一 畠水四支 一月 (十八日)山添へ着
一 桓前源右衛門義 但此人三度下り
川田英四郎義 伊地知三之助義
亥四月十一日 山添へ下着
- 一 城丸半左衛門 関山 沢基五左衛門義
一 此代半左衛門中人貢く、櫻子寺は过牛馬之出来にて牛馬ふらぬ候
一 7年出米修帳「百石拾万石余にて」夫春上船方夫通附邊候故、此年修帳中出来、候得共右次節故、此年も再未
通相及、同夏無難之×××作物千担相及候に付三度日數三日つ、明るく有候事
一 亥夏 上様御用御物井×××儀御家織被進候て、様之御慶事に付、伊仙慶与人頂幕上國九月九日登慶御宣即日見被
為在候事
一 予夏上様御嫡子御候に付、御慶事为御祝儀井之田人奥山土國、八月朔日御登城御直御日見被為在候事
一 此代子安村々田水相少、村脚之瀬泡即寔有之、女之通前根背脂有之候事
一 面面和開切
一 潤泡谷ヶ所 日手久村
一 同 壇ヶ所 信福
一 はけ泉
一 同 壇ヶ所 伊仙村
右伊仙慶子人頭家、同慶出此横目為領××東間切恭林日家宣、伊仙慶官等×××××右六人自家××××前規
篆文、丈行××××××××××××××××
一 同 壇ヶ所 織田村
右先年池澤立×××水潤置候形に及見候其已後

二、「土族格被印付候形行御届留」(「義岡家文書」)

明治八年乙亥十二月

十族格波仰付候形行脚加

義基式代々十族格

十族格被仰付候形行御届可申上旨被仰渡左仁申上候

120期三例新醫學研究

第四部分：总结与展望

C. 客戶報告

明治八年乙亥十一月

同余四面突出厥事

三、寬家文書

第六章

口上覺

種子糊三石三斗六升

右は伊仙曉の内茂開門の儀、左秋翁作不熟、仕長日鳴放子爵と號城、大故敵科著文所持の種子、附御前納苗詩付候。儀調中不申候事、本行自未精穿作人其が取似、中主邊介不許請真切配當仕正度。伊仙曉僕々え申出見分の如也正五日賀宣士昌美中主等多參多參奉其主等の趣應御内御内伊仙曉

但別紙配当税相應差額申候

121

伊仙媛 手稿

第七章

而南和漆船繫場所上口濱付迄間數九拾四面

当人始間面十兩にてて候往來利害無謂前中連引~~×~~再~~×~~共~~×~~利害~~×~~入~~×~~砂~~×~~勝~~×~~人に~~×~~何~~×~~沙~~×~~譲~~×~~に相~~×~~候~~×~~其上~~×~~沙~~×~~上~~×~~事~~×~~故~~×~~沙~~×~~上~~×~~間~~×~~には~~×~~露~~×~~賃~~×~~役~~×~~候~~×~~人~~×~~候~~×~~ら多々~~×~~沙~~×~~申候~~×~~は、過~~×~~令~~×~~の~~×~~露~~×~~賃~~×~~に~~×~~置~~×~~候~~×~~中候~~×~~間~~×~~沙~~×~~申候~~×~~万~~×~~仕~~×~~候~~×~~也~~×~~。貴~~×~~賈~~×~~伯~~×~~沙~~×~~上~~×~~安~~×~~安~~×~~沙~~×~~上~~×~~沙~~×~~申候~~×~~。

一回済ませて貰う事多々相候節口より貴方に連れて不自由の貴政相頼共行と奉存候五間四脚脚
輪仕作と實存奉候之馬頭相和諧の良全体致甚の御一行は御有之御、且当よりは雪舟製法工場前故
の趣意にては満々入念に付格と製法仕置上半束より取扱當々と就仕と被仰可は被下奉頼

30

七

中上級以上

三月

月香 仰見聞後錄

右司御附役

口上覺

一面面所和落葉繁場所より濱付間頃九拾四間
内八割間方右千種百十種有て篠竹通融相用不候右千種濱削除方仕中候、幅丈間程深二尺程右濱削除方仕中候此並木本落葉繁場所波及の前種 \times 共用不候此並木本 \times 可有 $\times \times \times$

which had never

新编古今图书集成

季兒遇 喜相友

津口横山 義角

右頭音趣承前候為那~~×~~~~×~~~~×~~自力を以着論仕~~×~~~~×~~~~×~~付ては沙體~~×~~~~×~~仕役の論沙體~~×~~~~×~~可給百姓~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~
~~×~~~~×~~那免~~×~~

奉頭上脚免の上早速より取付當更送右の通報既往中候此等の趣便印上可被下儀奉願候以上

青空付之 青空美照

寅四月

面内和開切人衆

參見過 算和解

忠順日衆

津口横日 義角

參順日衆

右同 祖善富

右第中出趣承前候本文中の通行三ヶ所番號に付ては先許より出夫を以着論仕役發~~×~~均株仕業特共大分の夫數入備
に相及旁作人跡にて吟味油口打過的候間由出の測報波の場所にて候逆側尚往来の場都面干涸石放沙崩損へ付候付海
春大分の夫數におよび候山脚沙崩等付候都位にしる相御候受~~×~~同人山洪流傳事公目少少難を以着論仕役上定宇奉
願脚免の上公等~~×~~更送相掛~~×~~大方~~×~~大數~~×~~へ圓を以着論仕役更~~×~~是大分の過は沙~~×~~三合橋より概尙過候相難小沙
の過は沙時無弊積~~×~~方相調候上積人の轍波沙灘等~~×~~無難脚免仕役万夫大御郡合宜慶直間切中件人共明て得手難過年
諸作業出精仕候様既可申入~~×~~百姓仕役脚免等の趣便印上可被下儀奉願候以上

面職前切參橫日青 寶保

右同

右同 慎橫日 實統

寅四月

月番 脚附後保

右同 慎橫日 福志

右同 与人答 松里

右同 与人田 地方折り福登美

右同 与人田 記善美安

右申出の通役間村の儀~~×~~海子~~×~~海子~~×~~私就弱而~~×~~趣便仕役中候延石義角自作移~~×~~石空作人共~~×~~吹切配~~×~~仕番~~×~~付方伊仙
村中弱而~~×~~弱~~×~~往々諸作業出精仕可申入~~×~~奉身候間此等の趣便合候様既可申入可被下儀奉願候以上

辰五月

月番 脚附後保

淺間村之 実悦

口上足

二牛 足

同村之 作美

二同 足

伊仙村之 伸仲城

二同 足

伊仙村之 朝利利

二馬 足

檢福村之 前宝

二同 足

同村之 宮貞

右村々~~×~~共~~×~~其半~~×~~より~~×~~当分~~×~~今~~×~~至~~×~~中馬太~~×~~空~~×~~抵~~×~~各~~×~~牛馬持合不~~×~~中命體照~~×~~是~~×~~相難不~~×~~中候處

私所持~~×~~牛馬右歸々牛馬求方仕迄~~×~~の間~~×~~取~~×~~報~~×~~以~~×~~て諸作業為仕置候間脚難多~~×~~の現~~×~~多~~×~~參~~×~~候~~×~~共~~×~~此等の趣便合申
候様既可申入可被下儀奉願候以上

津口横日勤 義角

伊仙曇 手人衆

右申出の通牛馬持合不~~×~~中命體照方津口下諸作業~~×~~請~~×~~明~~×~~て行~~×~~報~~×~~由中候延石義角所持~~×~~の牛馬を以右者共~~×~~取~~×~~報~~×~~牛馬
求方仕迄の間~~×~~報~~×~~以~~×~~て諸作業相候處~~×~~手人~~×~~行~~×~~明~~×~~市役方~~×~~郡合宜~~×~~成~~×~~為~~×~~施~~×~~候~~×~~中候延石等の趣便合候様既可申入可

被下候奉願候以上
辰五月 菲山樹目物 東北
月番 御附役様 手人 紀宮美実

口上覚
手間
一新竹山 八間 百三拾五間 三反六圭
えらら
一間 六間 四拾六間 九圭六歩
右は延喜式竹地に相度御園吉より移転帝帶田用被下候御園吉の儀ら竹無多事體從以て被御渡趣承知名繁體見分
の上私共所持の行地面えまる其手人を以植方仕右の職品申土置候供之為御奉公私共引謹年々手人指格業方仕候
處道々主有仕来春ふのは少く、若竹用相度御難強て仕ぐ希有在候頃來以来ち人今に始業難等仕仕く御用仕仕候
取締仕中坂奉存候間此等の趣合候被上可被下候奉願候以上

辰五月 山下見題伊勢 長義 氏
伊仙嘆 手人衆 津口領目勤 義角
竹木橋日蒙

右申出の過り鳥の儀奉願候に相度御園吉の儀ら竹無多事體從以て被御渡趣承知仕上候御園吉角義武中坂の御奉公
右申出候所えまる其手新竹山取仕候付方仕候道々主仕仕く御用仕仕可申う希有候間此等の趣合候被仰
上可被下候奉願候以上
但竹山邊面の儀は剪切仕候様木屋候間此段も申上候
辰五月 手人 紀宮美実
月番 御附役様

口上覚
正砂輪四千五百斤 聚物
右は脚踏磨多春奉候時共砂輪磨行方の儀以て被御渡趣證て奉承知年々自余前參體を以不足有之作人未賃付上
納方為相度御難強て仕候此件に付送各相相承中候故之是正砂輪磨春奉候時共業に體古行高頭地候共本行に數御
半支上切仕度全頭奉候此等の趣合候被仰上可被下候奉願候以上

辰五月 津口領目勤 義角
伊仙嘆 手人衆
物橋日蒙
參橋日蒙

右副申出の鷹木仙候物入上切御免御仰上被下候奉願候此等の趣合候被仰上可被下候奉願候以上
辰五月 手人 紀宮美実
月番 御附役様

正砂輪四千五百斤 津口領目勤 義角
右は三馬力又支上切の頭申出全被許候矣由波候
辰五月廿日 代官所印

伊仙嘆 手人
物橋日
參橋日

新春の御慶賀不可有隙張例から御同前日出申中納候先以其御地頭家内何れも様被勾端御機嫌能被選擇起候候牛モ
悦御義

四、斐江島家文書

浅瀬のおじへ

はしめのから衣をたつたびりいひ

よもろひびきする

右三べんとなぐて衣をたつべし

覚

一 間切領日勤

一 津口領日勤

一 貨物方差引掛

一 当年四十俵

一 府所面額開切役附材

右は私事今日石通被仰付體有奉仰請候、依之明細書為御貰合此役申上候、以上
越之島間切領日勤

津口領日勤

安政五年午十二月十八日

貨物方差引掛 鳥山印

押紙御本文字の通被仰付と官十二月十八日二番空港太夫見次以御主文被御受領申表候、

越之島之 鳥山

右の通申付候奈村御賀省の指引文可相動候、左候て不反覆下力候、

右可申渡行申渡島代官え可被申越官體手方え可相達候、

十二月 伯耆

137

貨物送え

一 間切領日勤

一 津口領日勤

一 貨物方差引掛

越之島の 鳥山

右の通申付候奈村御賀省の指引文可被申越官體手方え可相達候、

右可申渡行申渡、島代官え可被申越官體手方え可相達候、

十二月 伯耆

謹文

一 砂糖四千斤

一 但 当申春

一 米拾五石石

一 但 当申長

一 砂糖三三千斤

但 来西春

合

右は私事業々願望之儀有之、去々年御上國の御願據御領申上貢候候、旁御引題の以御陰も務被仰付體有奉有候、右

に付四ヶ字官記能相動候上、右大務其脚力で脚溝り及しの脚面山中上、即付指山中置候能共々無難脚相接山中上候處、永年私力大脚溝り切り可被下候被仰聞、重役難有奉存候、私ノ私事亡现代より旁御此而被下候為脚料、右三ヶ条の通事士之可仕候脚相接可被下候、利彼年一切異亂の儀官て無脚候候、併て謹文如件、

懇山

安政七年四月

謹実

乍悉脚内意の手扣

男紙を以奉願上候通私事切はよりせむぞ、併般へ始ニア井竹木以脚向にてせきけんは請付相動能山中候、然邊当島の儀竹大脚東間切阿人面相和西脚間切の儀は「せきつ」にて既體信通著山中上モ奉存候、併之近因恐多奉存候得其私式宣付申候に脚候は、「多年精勤仕候空の以脚取罪、西面南和脚間切の内を愛え伊賀山同様受持相動候様、脚引脚被遊被下度奉願上候」たゞ脚被遊被下は前本御紙以脚通文被脚付該余名相付、以脚體通脚被遊被申也奉存候、且竹木傾日勤の儀脚物御出方等の浄法無脚候へ共、竹木取縫前夫主け行品申候得は、「算一脚送筋の基上乍悉事仔供、當中面脚間切の儀は山中上立場所にて、当分通にては取神門届業往々本施能成可申案中と乍悉奉存候間、何卒體に脚引脚被遊被下度奉願上候、且少重費恐至極奉存候得共、私事是迄五十余会後難堪申候に付、安合申候に脚被遊被下は旁の脚被遊被以、今一樣名目現のをも品能脚引脚被遊被下候は、「身余り體在仕合奉存候、右分脚繁多の脚滅走至極奉子族伴共脚上者、其上脚被遊被即付紙不皮備に奉願上候、以上

田邊福日竹木方掛
己五月 浅間村山下見遊動 官寄之

浅間村山下見遊宮寄之退後跡代

門村之 懇山

右の通申付候

西五月廿四日 手人 福幸

138

異脚被遊被の詰變引旁弱て骨折形動、右に付ては脚變脚被脚付候様も有之、且因年の限界以共老趣空心し就配地、其上中鶴の牛角脚被子取放行力共外作人工脚分

浅間村山下見遊

浅間村之 懇広

右は浅間村山下見遊寺山面踏石の通申付候

辰十月十五日 手人 福田喜

右の通申付候象手人竹木領日え請委因、竹木要不取大約之儀は一本辻も不取貢候様、積苦取繪且竹脚面の儀村々無難脚貢じらべ、年々脚面不取大約脚被強めたりし、近仲中には村々田介相送、蛇口其金相且脚被強可文精動候、右申渡候

代官持 川上七九郎

子十二月卅日

本文頭の通令免許候象成就の上其頭山中出候

預
砂糖五拾斤
右は「船上分安正也」、依て内砂糖を以て平方「船上五斤四升」其舟に於て此預り者引替に「船上可申上候」、為後日預り者如

件、
六月十日
仲和喜
寺原喜
寺静

本心の通相運仕中旅館は旅客を以て仕事五つ、差し可申候為令過て者を差し上候候

男紙の通承印渡候間附二日回ア前附に矣越御持可申上候以上

證帳日通帳
未二月二日西上解

浅間村之山下見廻　官　喜之助
右は伊都郡社安其外御用内役附付取事見廻申前、一往相勧候據據日暮帳口貯金の趣りア
申付候附事無而確可相勧候、精勤の業相見得候は、前文吟味より可有之、此旨申渡候、
手人竹仁角
寅三月廿八日

田地帳日格浅間村之　官喜之
右は明十五日四ア時御用の儀有之候間、差遣日番附候方え而申出候様可申渡候、
右申渡候
代官勤　谷村孫右衛門
寅六月十四日

伊仙町の文化遺産

伊仙町における奄美道産懐情調査報告書

発 行 伊仙町地域文化遺産総合活性化実行委員会

〒 891-8201 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 2945-3

TEL 0997-86-4183 FAX 0997-86-4184

編 集 伊仙町地域文化遺産総合活性化実行委員会事務局

発行年月日 2015年3月27日

印 刷 デザイン工房 スタジオ・ミスト

〒 891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7502-1

TEL 0997-82-1505

Cultural heritage of Isen township Tokunoshima



大田布集落のイッサンサン

伊仙町の文化遺産
伊仙町における奄美遺産悉皆調査報告書

2015年3月 伊仙町地域文化遺産総合活性化実行委員会